

平成25年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成25年12月2日 開会

）

平成25年12月17日 閉会

吉田町議会

平成25年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議案第86号～議案第96号の一括上程、説明	1 5
○散会の宣告	3 7

第 2 号 (12月4日)

○開議の宣告	3 9
○議事日程の報告	3 9
○議案第93号の質疑、討論、採決	4 0
○散会の宣告	5 5

第 3 号 (12月11日)

○開議の宣告	5 6
○議事日程の報告	5 6
○一般質問	5 6
藤 田 和 寿	5 6
平 野 積	7 2
八 木 栄	9 1
佐 藤 正 司	1 0 4
山 内 均	1 2 0
河原崎 昇 司	1 3 7
○散会の宣告	1 5 4

第 4 号 (12月17日)

○開議の宣告	155
○議事日程の報告	155
○議案第92号の委員長報告、質疑、討論、採決	155
○議案第86号の質疑、討論、採決	157
○議案第87号の質疑、討論、採決	160
○議案第88号の質疑、討論、採決	163
○議案第89号の質疑、討論、採決	165
○議案第90号の質疑、討論、採決	166
○議案第91号の質疑、討論、採決	176
○議案第94号の質疑、討論、採決	187
○議案第95号の質疑、討論、採決	189
○議案第96号の質疑、討論、採決	189
○議員派遣について	189
○議会閉会中の継続調査について	190
○町長挨拶	190
○議長挨拶	196
○閉会の宣告	196

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成25年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さんこんにちは。

毎度のことでございますけれども、議員の皆様の色々のいいお顔に接してうれしく思っております。

12月は先生も走る師走の月でございます、本当に気ぜわしい月でございますけれども、これに議会定例会が加わりますと、気ぜわしさも2倍になりまして、本当に身辺も多忙になってまいります。12月はいろんな意味で締めの方でございますので、東京へも、それからまた、名古屋へも大阪へも行かなければならないものですから、今議会開会中も慣例によってそのような往復をしなければなりません。本当に大変な月でございますけれども、ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は、全員、13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、5番、三輪正邦君、6番、枝村和秋君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月17日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日12月2日から12月17日までの16日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

9月12日木曜日、静岡県町村議会議長会総会並びに議長会議が、静岡市内で開催されました。審議事項として、平成24年度静岡県町村議会議長会事業報告及び平成24年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算の2議案について審議し、いずれも認定されました。また、協議事項として、平成26年度国並びに県の施策・予算に対する要望及び議長県外調査について審議し、それぞれ承認されました。

10月8日火曜日、平成25年度静岡県町村議会議長会総会が、静岡市内で開催されました。初めに、自治功労者表彰があり、県内の町議会から8人の方が表彰されました。また、午後に行われた議長・副議長・事務局長研修会では、読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏による「どうなる日本の政治と経済」と題しての講演がありました。

11月5日火曜日から7日木曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、沖縄県読谷村と北谷町を視察しました。読谷村議会では議会活性化への取り組みについて、議会基本条例や議会報告会などの議会の活動状況など、また、北谷町議会では先進農業集団地区整備事業について、整備に至る背景を初め、現在の整備状況や今後の計画などを調査してまいりました。

11月13日水曜日、第57回町村議会議長全国大会が、東京のNHKホールで開催されました。大会宣言の後、議事に入り、初めに、真の地方分権型社会の実現を目指して、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議を初めとする24項目の要望事項が承認されました。続いて、9項目の要望事項を求める決議を採択し、閉会しました。また、閉会后、群馬大学理工学部研究院教授で、群馬大学広域首都圏防災研究センター長でもあります片田敏孝氏による「想定を超える災害にどう備えるか」と題した特別公演が行われました。

11月18日月曜日、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会の議員研修会が、御前崎市で開催されました。当日は、講師に街づくりカウンセラーの今村まゆみ氏を迎え、「話題になる！人が集まる！地域ブランド創りのヒント」を演題にこの地域の特産品や特性などにふれ、隠れた地域資源を生かした戦略について研修が行われました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から、例月出納検査、並びに財政的援助団体監査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表とし

てお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして御報告申し上げます。

津波防災まちづくりの正念場であります平成25年度も、残すところあと4カ月を切り、仕上げの時期に入ってまいりました。町民の皆様の「命を守る対策」として位置づけ、最優先に建設を進めてまいりました津波避難タワーも、10月に供用開始をいたしました3基に加え、本年度末には15基全てが完成する運びとなりました。

当町の津波避難タワーにつきましては、確固たる被害想定データをもとに、国・県の全面的な支援を受け、法律上及び技術上の諸課題に適切に対応した「津波避難タワーの標準仕様設計基準」に基づいて建設される全国初の津波避難タワーであり、堅固で安心できる津波避難タワーを実感していただけるものと、これまでも事あるごとに皆様に御説明をしてまいりました。

また、去る9月23日に行われました3基の「津波避難タワー一期工事完成式典」に、太田国土交通大臣、静岡県知事を初め、多くの国・県の職員の皆様方が御臨席をいただきましたことは、当町の歴史に残る出来事でありますとともに、当町が進めます「津波防災まちづくり」に対しまして、国及び県が、非常に注目していただいているあかしであると思っております。これも、議員各位を初め、地権者、町民の皆様の多大なる御理解と御協力のたまものであると思っております。この場をおかりしまして、心より感謝申し上げます。

当町の「津波防災まちづくり」は、まだ道半ばでございます。今後も引き続き、国・県の御支援をいただきながらスピード感を持って着実に事業を進め、日本一安全で安心できる町を築くため鋭意努力してまいります。

それでは、当町の現在における事業の進捗につきまして、御報告申し上げます。

まずは、町の重点課題であります「津波防災まちづくり事業」におけるハード事業でございます。

先ほども申し上げましたが、9月23日に行われました3基の「津波避難タワー一期工事完成式典」には、国土交通大臣や静岡県知事を初め、議員各位、自治会役員の皆様など約100

人の方の御臨席をいただきました。この式典では、御臨席をいただきました皆様と真新しい津波避難タワーに上り、堅固で安心感のあるタワーの完成をともに祝うことができました。このことは、町民の皆様の胸中に深く刻まれた津波に対する不安を払拭し、町民の皆様と一緒に、安全・安心な町づくりを進めるための大きな一歩であったと確信した次第であります。

完成した3基の津波避難タワーは既に10月15日から供用を開始させていただいており、地元住民の皆様に御活用していただいているところでございます。残りの12基のタワーにつきましても今月から上部工の架設作業に取りかかる予定でございまして、来年3月末の完成に向け順調に工事が進んでおりますので、避難対象となる地域にお住まいの町民の皆様には、いましばらくの御辛抱をお願いしたいと思っております。

次に、「津波防災まちづくり事業」のソフト事業につきまして、御報告申し上げます。

9月28日、29日及び10月5日、6日の4日間、当町におきまして、災害時における地域リーダーを養成することを目的とした「地域防災指導者養成講座」を開催いたしました。自主防災組織や消防団、企業の防災担当者の方など63人が受講され、11人の講師から防災に関するさまざまな角度からの講義を受け、防災に対する知識を習得していただきました。この講座を受講された方の多くは、さらに「防災士資格」を取得されたと聞いております。改めまして、受講者の皆様の防災意識の高さを強く感じるとともに、大変頼もしく思った次第であります。

当町の「津波防災まちづくり」は、町民の皆様と一緒に作り上げていくものでございますので、この講座で習得されました知識をそれぞれの地域や組織で御活用していただき、当町の安全で安心な町づくりを築くために、ぜひお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、町では津波防災まちづくり事業を強力に推し進めるための組織として、「吉田町津波防災まちづくり推進会議」を設置いたしました。この組織は、国や県などの防災施策と整合性を図りつつ、当町の「津波防災まちづくり」に必要な施策を横断的かつ計画的に実施していくための調整を行うものでございます。現在のところ、全ての課に津波防災まちづくりを推進するために必要な事業を取りまとめさせており、最終的には「地震・津波対策アクションプラン」を作成する予定でございます。また、この推進会議では、平成26年3月末を目標に「吉田町地域防災計画」の全面改定を行うべく準備を進めており、素案がまとまり次第パブリックコメントを実施させていただくなど、適時、町民の皆様を初め、議員各位に御報告をさせていただきたいと考えております。

次に、「TOUKAI-0」事業についてでございます。

地震による住宅の崩壊から町民の皆様の生命と財産を守るために、国や県、関係団体と協力して事業を進めております「TOUKAI-0」事業でございますが、今年度も耐震化が必要な住宅の所有者約300人にダイレクトメールの発送を行ったところでございます。

この住宅の所有者の方が制度を利用され、耐震性能の向上を図れるように、引き続き、きめ細かく対応してまいります。

続きまして、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業について御報告申し上げます。

初めに、健康づくり事業でございます。

国の統計におきまして、「がん」は昭和56年から死亡原因の第1位を占めており、現在は3人に1人が、がんにより死亡している状況でございます。

当町におきましては、国と同様に死亡原因の第1位はがんによるものでありますが、その割合は、全国及び県を上回っている状況にありまして、町民の皆様の生命と健康にとって重大な問題となっております。

そこで本年度から、受診しやすい環境整備の一環として、1回の受診で複数のがん検診を行うことができる「総合がん検診」や「複合がん検診」の体制を導入するとともに、検診日数につきましても、例年より多く設定するなど、受診環境を整えてまいりました。その結果、胃がん検診においては、仕事の合間に受診するといった利便性が高まったことから、35歳から54歳までの働き盛りの方の受診が増加いたしました。

また、罹患数の増加にもかかわらず受診者数が伸び悩む子宮頸がん検診や乳がん検診、大腸がん検診の対象者には、無料クーポン券を配布したところ、子宮頸がん検診及び乳がん検診を受診した4割の方が前回未受診者であったことから、この無料クーポン券が受診のきっかけとなったものと推察をしております。

今回初めて受診された方が、この受診をきっかけに継続的に受診されるような体制づくりを行っていくとともに、受診者数が伸び悩む検診項目につきましても、引き続き、検診の必要性について周知を行うことにより受診者の増加を図ってまいります。

次に、子育て支援事業でございます。

子供が健やかに育つ環境をつくるための施策として整備を進めております「すみれ保育園建設事業」につきましても、9月及び10月に発生しました台風の影響により工事のおくれが心配されましたが、建設現場付近の皆様のご理解を得て休日等も工事を行い、予定どおり基礎工事が完了したところでございます。現在は、保育棟、倉庫などの建物を3工区に分けて

工事を進めておりますが、いずれの工区も、ほぼ当初の計画どおりに推移しておりまして、今月中には、鉄筋コンクリートの柱が立ち上がり、年明けには外壁の塗装が始まる予定でございます。新しいすみれ保育園の完成を心待ちにしている園児とその保護者の皆様の期待にお応えするよう、年度末の完成に向けて確実に工事を進めております。

次に、「吉田町子ども・子育て会議」でございます。

安心して子供を産み育てることができる社会の実現を目指すため、幼児期の学校教育や保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進するために設置しました「吉田町子ども・子育て会議」でございますが、今月中に第一回目の会議を開催する運びとなりました。

この会議は、子育てに必要な施策を検討する組織でございます。本年度と平成26年度の2カ年をかけまして「吉田町子ども・子育て支援計画」を策定する予定でございます。今年度は子育ての実態や保護者が必要としている子育て支援サービスに関するニーズ調査を実施し、子育て支援の現状と課題を分析する予定でございます。この調査結果を踏まえ、きめ細やかな支援ができる計画を策定し、必要な体制を整えてまいります。

次に、高齢者福祉事業でございます。

高齢者の安定的な雇用の確保を図り、年齢にかかわらず社会参加ができる「生涯現役社会」の実現に向け、高齢者の雇用・就業環境の新たな拠点施設として整備を進めております。「高齢者人材活用センター建設事業」でございますが、現在、片岡地内の建設予定地の測量調査を実施し、地権者の方や隣接する関係者の方々と境界の確認を行い、用地の取得に向けた準備を進めているところでございます。また、既に委託しました同センターの建設工事及び造成工事に係る設計業務につきましては、本年度末には完了する予定でございますので、予定どおり平成26年度に建設着工できる見通しでございます。今後も引き続き「生涯現役社会」の実現に向けた拠点としての「高齢者人材活用センター」の建設を着実に進めてまいります。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」の整備について御報告申し上げます。

まず、消防救急広域化でございます。

近年、災害や事故が複雑化・大規模化するとともに、消防に対する住民ニーズが多様化しており、消防はこれらのさまざまな変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守るという責務を果たしていく必要があります。

また、市町における財政状況は厳しさを増していくと考えられることから、市町が今後も

消防の責務を十分に果たしていくためには、行財政上のさまざまなスケールメリットを生かした、効果的・効率的な消防体制の確立が求められております。

このような状況の中、当町におきましても、静岡市、島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町の3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、静岡市への委託方式で平成28年4月に広域化することが合意され、現在、準備を進めております。

この広域化によりまして、当町の消防力に、より高度な技術と機材が加わり、また、近隣市町との強固な連携が構築されることで、町民の皆様にさらなる安心を提供できるよう環境整備に努めてまいります。

次に、上水道事業でございます。

地震災害時においても安全で安定した水を供給し続けるために、老朽管等の布設替えを実施しておりますが、本年度につきましては、坂口谷川配水管布設替工事や舞台民附線配水管布設替工事など、3件を発注したところでございます。

また、給水区域内に点在しております石綿管につきましては、片岡地内の旧水道課庁舎北側に残存しておりました62メートルの布設替工事を、11月に発注をいたしました。これにより、石綿管の残りは532メートルとなり、平成27年度までに給水区域内の全ての布設替えが完了する計画でございます。

このほかの水道管布設工事につきましても、計画的に事業を進め、町民の皆様のライフラインの確保に努めてまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」事業につきまして、御報告申し上げます。

初めに、学校教育でございます。

教育委員会では、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を受けまして、今後の町内小・中学校における児童・生徒の学力の向上を図るため、「吉田町児童生徒学力向上委員会」を設置することといたしました。

この委員会では、今回の調査結果をもとに児童・生徒の学力や学習状況を把握し、その実態を分析しながら、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、吉田町の教育における「確かな学力の育成」を目指すものでございます。委員会のメンバーは、児童・生徒の教育に携わる委員17人と、アドバイザーとして依頼しました静岡大学の村山功教授で構成をされております。

既に、第1回目の委員会が11月5日に開催をされており、教育委員会では、今年度内には、

検証結果及び学力向上を図るための効果的な方策をまとめ、来年度以降の教育施策に生かしていく方針とのことでございますので、その成果に大いに期待しているところでございます。

次に、「静岡県市町対抗駅伝競走大会」でございます。

11月30日に開催されました「静岡県市町対抗駅伝競走大会」は、2時間24分41秒というタイムで、町の部第5位という成績をおさめることができました。たすきをつないだ選手の皆さんは、郷土の誇りを胸に、日ごろの練習の成果を十二分に発揮していただきました。

この大会に向け御指導いただきました役員の皆様に感謝申し上げますとともに、出場した選手の皆様の御健闘を心からたたえたいと思います。

次に、「吉田町立コミュニティ広場の整備」でございます。

吉田町立コミュニティ広場につきましては、吉田町空港対策協議会騒音対策部会建設委員会と調整を図りながら、空港対策事業の一環として「静岡空港隣接地域振興事業費補助金」を活用し整備を進めておりますが、このほど開発行為等の手続も完了し、間もなく発注を行い、工事に着手できる見込みとなっております。

また、「静岡空港共同利用施設整備事業費補助金」を活用し、広場内に整備を行う管理棟につきましては、来年度中に全て完成できるように整備を進めてまいります。

また、「静岡空港隣接地域振興事業費補助金」と「静岡空港共同利用施設整備事業費補助金」の補助制度につきましては、いずれも静岡空港開港後5年度末が終期となっております。当町は、この期限内に配分された18億円の枠の全てを消化できる見込みでございますが、目下、静岡空港の経営につきましてさまざまな議論があることから、今後の展開次第では、当町に多大な影響をもたらす場合も考えられますので、その場合には、現行の補助制度を引き継ぐ新たな対応を県に求めてまいりたいと考えております。

続きまして、「自然と調和した人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備」事業について、御報告申し上げます。

初めに、幹線道路の整備でございます。

平成25年度末の完成を目指して事業を進めております都市計画道路榛南幹線、東名川尻幹線の2路線につきましては、それぞれ順調に工事が進んでおります。

榛南幹線の事業区間につきましては、道路改良工事や舗装工事の発注を終え、今月中には、供用開始に向けて必要な安全施設工事を発注する計画となっております。

また、東名川尻幹線の整備につきましては、町の事業区間であります町道高畑高島線から国道150号までの改良工事の発注を終え、国道150号の交差点改良工事につきましても、舗装

工事が順調に進んでおります。榛南幹線と同様に東名川尻幹線につきましても、供用開始に向けて必要な安全施設工事を発注する計画となっております。

大幡川幹線につきましては、川尻地内の横手橋から南に向けて整備を行っていましたが9月に完成し、供用開始することができました。国道150号との交差点改良工事につきましても、今月中に発注する計画となっております。

本年度末には、榛南幹線、東名川尻幹線の供用が開始される予定でございます。これにより、町内の交通の流れが大きく変化いたしますので、町民の皆様へ十分に周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難路整備事業についてでございます。

避難路として整備を進めております、高島4号線、中瀬高畑2号線、日の出線、平島8号線の4路線につきましては、既に工事を発注し、中瀬北原1号線につきましても、今月中に工事を発注する予定になっております。いずれの工事につきましても、町民の避難路として確実に整備を進めてまいります。

次に、北区防災公園整備事業についてでございます。

早期完成を目指しております北区防災公園につきましては、昨年度から一部の地権者の方々から、用地を取得させていただいております。本年度中に全ての公園用地が取得できるよう、現在、地権者の皆様と用地取得に向けた話し合いを行っておりますので、準備が整い次第、用地取得を進めてまいりたいと考えております。

また、北区防災公園に隣接する富士見幹線につきましても、詳細設計及び用地取得の準備を進め、早期に工事が発注できるように努力をしてまいります。

最後に、「まちづくりの推進」に関し、効率的な行政運営を推進する事業について御報告申し上げます。

当町では、津波避難タワーの建設をはじめ、「津波防災まちづくり」事業を完成させるためにさまざまな事業を計画しておりますことから、多額の費用が必要となってまいります。当然のことながら、財政の健全性を保持しつつ事業を進めていくことが求められることから、当町では、津波防災まちづくり事業に関し、その多くを、国の社会資本整備総合交付金の中で都市防災総合推進事業に区分される補助制度の適用を受けて実施することとしております。

また、本年度は、国の平成24年度補正予算第1号に対応する追加公共事業等を実施する自治体に対しまして、国から交付される「地域の元気臨時交付金」を受け取ることができるという二重の効果を生み出しております。当町の「地域の元気臨時交付金」の交付額は15億

8,984万2,000円で、政令市を除けば県下トップという結果でございました。

町としましては、この貴重な財産を次年度に活用するため、「吉田町地域の元気臨時交付金基金」を創設する予定でございます。

また、静岡県では、国の第4次地震被害想定公表を踏まえ、本年度から平成27年度までの3年間に、市町が緊急かつ重点的に地震・津波対策を実施できるよう、新たな制度として「緊急地震・津波対策交付金」を創設したところでございます。

当町におきましては、1億500万円の交付内示額を受けており、必要な地震・津波対策事業に要する経費に充てるため、「吉田町緊急地震・津波対策事業基金」もあわせて創設する予定でございます。

これらの「地域の元気臨時交付金基金」及び「緊急地震・津波対策事業基金」は大変貴重な財源ではございますが終期が設定されているものでございます。このことから今後、津波防災まちづくり事業を進めていく上で事業効果をより高めるべく、計画的に基金を活用することにより事業展開を図ってまいります。

以上、行政運営の一端を申し上げましたが、当町が進めております「津波防災まちづくり」には、「命を守る対策」に加え「財産・生産活動を守る対策」、そして、「被災時の生活支援対策」と、まだまだ着手すべき事業は山積をしております。

目下、町では、平成26年度から平成28年度に向けた実施計画を取りまとめるとともに、平成26年度に向けた予算編成作業がスタートしております。町民の皆様には「確かな安全・安心」を提供させていただくべく、より効果的な方策を検討し、確実に、そして、スピード感を持って、これからも「津波防災まちづくり」に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、現下の状況を御理解いただき、今後も御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

初めに、総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

8番、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 第4回12月定例会総務文教常任委員会、議会閉会中の委員会活動報告をいたします。

9月17日火曜日、午前9時より役場4階第2会議室において、出席委員数は7名全員で委員会を開催しました。

協議事項として、1、平成25年第3回吉田町議会定例会で当委員会に付託された議案の審査を行いました。議案説明員として、町長、副町長、理事、会計管理者兼会計課長、総務課長、区画課長、税務課長、町民課長、高齢者支援課長に御出席をいただきました。

2、所管事務調査、すみれ保育園における今後の子育て支援について調査に入りました。

目的といたしましては、ア、8月29日と30日に実施した視察により、議員の視野を広げる識見を養った事業について意見交換をし、確認をしました。

イ、視察目的の成果で、各保育園のメリット、デメリットはどのように受けとめたかにおいては、島田市こども発達支援センターふわりについての確認と、牧之原市つくしの家についても確認を行いました。

ウ、視察目的に沿った意見やチェックにおいて、その成果を明確に開示できるようなまとめを副委員長が担当し、議会委員会で費用についての質疑を行い、確認いたしました。

そのほか、次回の委員会は10月16日水曜日として委員会を閉会しました。

10月16日水曜日、午後1時30分より役場4階第2会議室において、出席委員数7名全員出席のもと、委員会を開催しました。

協議事項として、所管事務調査に入りました。

目的といたしましては、ア、委員会として視察目的のまとめ資料について質疑、各施設の内容など目的を明確に確認しました。

イ、こども発達支援施設運営方針の比較表について、修正後の施設名や運営方針の各項目についても質疑の上、施設ごと、さらに職員構成などを内容確認し、比較表の内容を明記させました。

ウ、委員会の今後の取り組みについて協議しました。

そのほか、次回委員会は10月30日水曜日、午前9時からとして閉会をいたしました。

10月30日水曜日、午前9時より役場4階第2会議室において、出席委員数7名全員出席のもと、委員会を開催する。

協議事項として、所管事務調査に入りました。

目的として、ア、発達支援センターの施設区画表の修正案の協議をいたしました。

イ、各施設による特色の調整について

ウ、担当課長会の質問事項の調整と資料作成については、吉田町立こども発達支援事業所の運営内容の確認のための質問を、各委員が事前にまとめ提出することを決定した。

エ、担当課との意見交換時期については、議会事務局長と担当課長と協議していただき、適切な日程調整を行いまして、委員会を閉会しました。

11月14日木曜日、午前9時より役場4階第2会議室において、出席委員数7名全員出席のもと、委員会を開催しました。

協議事項として、所管事務調査に入りました。

目的として、ア、総務文教常任委員会視察報告について、島田市発達支援センターふわりと牧之原市つくしの家の施設状況、交流保育、発達支援事業支援体制、質疑応答と、両施設の調査結果の資料を委員に配付した。

イ、こども発達支援施設運営内容の比較表の資料配付をしました。

ウ、町こども発達支援事業に関する質問について、10月25日、委員からの提出された質問事項のまとめを協議して、9項目に簡素化したものに修正をしました。

エ、今後の調査の参考とするため、担当課と日程を調査し、11月19日火曜日午後3時からと決定し、委員会を閉会しました。

11月19日火曜日、午後3時より役場4階第2会議室において、出席委員数7名全員出席のもと、委員会を開催しました。

協議事項として、所管事務調査に入りました。

目的として、ア、質問事項に対する担当課からの説明について、調査の参考とするため、説明員として社会福祉課長と補佐に御出席をいただきました。9項目の質問事項には文書で回答していただきました。

イ、次に、質問事項の時間を設けましたが、協議が5時を過ぎようとするのが予想されたため、委員会の時間延長の承認を得て、5時10分、委員会を閉会しました。

現在、質問事項と質疑内容につきまして、調整、整理中であります。今後の調査担当につきましては、次回委員会で協議していきます。

以上が、総務文教常任委員会の閉会中の委員会活動であります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、山内 均君。

3番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

議会閉会中の所管事務調査。

都市計画マスタープランにおける道路整備状況についてを、継続して調査することに決定しました。

10月10日、出席委員7名、事務局2名で委員会を開会しました。

協議の結果、調査の目的は、生活道路、通学路など移動空間の安全性・利便性を追求する。新規建設道路を含む生活道路、通学路などの見直し及び交通安全施設対策で何ができるのか。できるものとできないものの確認をすることとした。

まず、吉田町における最近の事故発生の状況調査、安全対策にかかる町の権限範囲調査、また、県から町へ移管された島田吉田線と予定されている焼津榛原線での町のメリット・デメリットの調査、そして、県道の移管に際して、県への要望がどこまで可能かを調査するため、次回の委員会において都市建設課に説明をしていただき、それに対する意見の交換の場を設けるとして閉会をいたしました。

11月5日、1名が公用による欠席の中、出席委員6名、事務局2名で委員会を開会しました。

本当に忙しい中、都市建設課の皆様には無理を押し出席をしていただき、感謝しております。会議では、最近の事故発生箇所の資料提供や、前回求めた質問に対する説明と意見交換をすることができました。

町の権限範囲では、外側線やグリーンベルトなど、設置が町の権限で実施できる横断歩道や停止線などの路面標示や交通規制にかかるものについては、警察が実施する。また、町が県に要望できる範囲は、舗装修繕など小規模なものが対象であることに限定される。メリッ

トは基準財政需要が増加する、デメリットは町の維持管理に要する費用が増加するなどを確認することができました。

次回委員会を11月19日に開催することを決めて、閉会いたしました。

11月19日、出席委員7名、事務局2名で委員会を開会しました。

先進地視察研修について協議をいたしました。

委員からは、住民とのかかわりの中で、施設整備など、できることを学習し、議題としてできることを視察の中で探りたい、地域住民と町づくりや課題に取り組んでいる先進地を視察する、吉田町の課題を考慮し、先進地を視察する。結論として、先進地研修視察はする。先進地視察は、生活道路、通学路など、安全空間、歩行者空間などの確保がなされている先進地とするなどの結論をいたしました。

報告は以上であります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第86号～議案第96号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 続きまして、会議規則第35条の規定により、日程第5、第86号議案から日程第15、第96号議案までの11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、上程をいたします議案は、条例の一部改正につきまして2件、条例の制定について3件、補正予算について3件、規約の変更について1件、臨時案件について2件の、合計11

件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第86号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）が本年6月21日に公布されたことに伴いまして、災害派遣手当の支給対象者に、新たに都道府県または市町村の復興計画の作成のために派遣する職員を追加するとともに、あわせて新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第44号の規定に基づく派遣職員につきましても、災害派遣手当の支給対象者として加える法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第87号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が、平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日から施行されることに伴いまして、これまで本条例で引用をしておりました「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の名称を変更するとともに、条例第5条で規定する入居資格者のうち、特に居住の安定を図る必要がある者として別表第1で定める者の中に、交際相手からの暴力の被害者を入居資格としてあるに加える法改正を、趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第88号議案は、吉田町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてでございます。

本議案は、町が国から公布を受ける地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の対象となります事業の円滑な実施に資するため、地方自治法第241条の規定に基づき、吉田町地域の元気臨時交付金を設置する内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第89号議案は、吉田町緊急地震・津波対策事業基金条例の制定についてでございます。

本議案は、静岡県第4次地震被害想定公表を受けまして、今後、計画的に実施する必要がある地震・津波対策事業に要する経費に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、吉田町緊急地震・津波対策事業基金を設置する内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第90号議案は、吉田町立こども発達支援事業所設置条例の制定についてでございます。

本議案は、心身の発達について支援を必要とする児童及びその保護者に対して、日常生活

における基本的な動作の指導、集団生活への適応等への支援及び相談を行い、児童の心身の健やかな育成を図るため、吉田町立こども発達支援事業所を設置する条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第91号議案は、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,409万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ115億5,016万9,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第92号議案は、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,203万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ28億7,600万1,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第93号議案は、平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成25年度の水道事業会計予算につきまして、資本的支出の既定額に3,000万円を追加し、資本的支出の総額を5億5,928万6,000円とするとともに、資本的支出額の増額分に対し不足とする3,000万円につきましては、過年度分消費税資本的収支調整額の既定額1,153万5,000円から226万9,000円を減額し、926万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金の既定額3億2,244万3,000円に3,226万9,000円を追加し、3億5,471万2,000円として不足額を補填する内容の補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第94号議案は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体であります小笠老人ホーム施設組合が、平成26年4月1日から指定管理者制度を導入することによりまして、当該施設職員の退職手当に係る事務が不要になりますことから、本組合同規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

第95号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります増田信行委員が、平成26年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町川尻2204番地の増田信行さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第96号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります、鈴木茂樹委員が平成26年6月30日をもって任期満了となり

ますことから、引き続き、吉田町住吉2713番地の5、鈴木茂樹さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が上程をいたします11議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第93号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、年度末に開通予定をしております榛南幹線に係る水道管の布設工事につきまして、県土木事務所を初め関係機関との協議によりまして、早急に布設工事等を行う必要が生じたことから、早期の議決につきまして、議会の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から、詳細なる説明を順次お願いいたします。

最初に、総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。それでは、総務課が関連します4議案の詳細につきまして御説明申し上げます。

まずは、第86号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

平成25年6月21日に公布されました大規模災害からの復興に関する法律第56条には、市町村は、復興計画の策定等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより災害派遣手当を支給することができる」と規定されており、当該手当につきましては、同法施行令第43条におきまして、災害派遣手当は復興計画の作成等派遣された職員が住所を離れて派遣を受け入れた市町村に滞在することを要する場合に限り、市町村の条例で定める額を支給すると規定されておりますので、大規模災害からの復興に関する法律の施行を受けまして、当町の条例に必要な条文を追加しようとするものでございます。

一方、新型インフルエンザ等特別措置法第44条につきましては、災害対策基本法第32条の準用規定がございまして、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取り扱いにつきましては、災害対策基本法第32条を準用する規定となっており、この場合におきましては、災害派遣手当を新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当と読みかえる

ものとされております。当町条例におきましては、災害対策基本法に基づく災害派遣手当の規定がございますので、現状でも法律の準用規定による災害派遣手当の支給は可能となっておりますが、このたびの大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う条例の改正にあわせて、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が当町条例における災害派遣手当の支給対象となることをより明確にするため、所要の条例改正を行うものでございます。

続きまして、第94号議案 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の15ページ、16ページ及び参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合同組合長から、平成25年10月11日付、静総第111号による規約変更に係る協議依頼があり、平成25年12月24日に協議書を提出するよう依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定によりまして、今回、規約変更に係る議案を上程させていただきます。

今回の規約変更の内容でございますが、静岡県市町総合事務組合の構成団体であります小笠老人ホーム施設組合が、平成26年4月1日から同施設に指定管理者制度を導入しますことから、同施設の職員に係る退職手当事務が不要となりますことから、組合同規約第3条第1号の退職手当に関する事務を共同処理している団体を規定している別表第2から同施設組合を削除しようとするものでございます。

規約の変更文につきましては、別表第2第3条第1号に関する事務中、小笠老人ホーム施設組合を削る。施行期日につきましては、この規約は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第95号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書17ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております増田信行委員が、平成26年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、引き続き増田信行さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

増田さんの住所は吉田町川尻2204番地、氏名は増田信行、生年月日は昭和22年2月4日で、現在66歳でございます。増田氏は吉田町の地域の事情にも精通し、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として、現在1期3年の御経験を積まれておりま

す。

また、前回の推薦に当たりましては、地元の川尻自治会からも強い推薦をいただいております。また、今回の推薦に当たりまして、本人、自治会の確認をさせていただいております。人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

続きまして、第96号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書19ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております鈴木茂樹委員が、平成26年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、引き続き鈴木茂樹さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

鈴木さんの住所は吉田町住吉2713番地の5、氏名は鈴木茂樹、生年月日は昭和24年9月15日で、現在64歳でございます。鈴木氏は吉田町の地域の事情にも精通し、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として、現在1期3年の御経験を積まれております。

また、前回の推薦に当たりましては、地元の住吉自治会からも強い推薦をいただいております。また、今回の推薦に当たりまして、本人、自治会の確認をさせていただいております。人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上が総務課からの4議案につきましての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

申しわけございません。増田信行さんの住所の関係は今、答弁いたしました2204番地が正しくて、議案の2240が誤りでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、続きまして、企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。企画課からは第88号議案、第89号議案及び第91号議案の3議案につきまして御説明を申し上げます。

それではまず、第88号議案 吉田町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの5ページ、6ページ並びに参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思っております。

地域の元気臨時交付金でございますが、これは、緊急経済対策のために国の平成24年度補正予算に呼応して補正予算措置を行った事業の地方負担額を基準として、国から交付金が交付される制度が創設されました。当町は、この制度を受けまして、15億8,984万2,000円を限度とする地域の元気臨時交付金が交付されることとなったものでございます。

この交付金につきましては、平成25年1月12日から平成27年3月31日までの間に実施する建設公債事業等に充当することとなりますが、平成26年度において実施する事業につきましては、一旦基金に積み立てを行った上で、この基金を取り崩して財源とする必要がありますことから、吉田町地域の元気臨時交付金にかかわる実施計画を作成した結果から求められました平成26年度執行予定の吉田町地域の元気臨時交付金の額4億1,812万1,000円を積み立てるために、吉田町地域の元気臨時交付金基金を設置する条例を新規に設定しようとするものでございます。

この基金条例の概要でございますが、資料にありますとおり、第1条には、当町が交付を受ける地域の元気臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するためという基金の設置目的に関する内容を規定しております。

第2条には、この基金への積み立てる額でございますが、予算の定めることとするという基金への積立方法に関する内容を規定いたしました。

第3条でございますが、この基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとし、また、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることとするという基金の管理に関する内容を規定しております。

第4条には、この基金の運用から生ずる収益は、吉田町一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源を充てることができ、また、編入することができることとするという運用益金の処理方法に関する内容を規定しています。

第5条でございますが、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間、利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとするという、基金の繰り替え運用に関する内容を規定しております。

第6条でございますが、この基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができることとするという基金の処分に関する内容を規定しております。

また、第7条でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めることができるということを決める、基金の管理の委任に関する内容を

規定しております。

なお、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日を交付の日からと定めております。

また、第2項では、この条例が平成27年3月31日をもって失効することを定めるとともに、残金の取り扱いについて規定するものでございます。

以上が吉田町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第89号議案 吉田町緊急地震・津波対策事業基金条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案つづりの7ページ、8ページ並びに参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

県が、第4次地震被害及び地震津波対策アクションプログラム2013の公表を踏まえまして、平成25年度から平成27年度までに市町が緊急的かつ重点的に地震津波対策を実施できるよう、大規模地震対策等総合支援事業費補助金をみなしまして、新たに緊急地震・津波対策交付金の制度を創設いたしました。この交付金につきましては、一旦基金に全額積み立てまして、その事業を実施する年度において繰り入れをする制度ということを経が定めましたことから、平成25年度に当町に交付される予定の1億500万円を、一旦全額積み立てまして、吉田町緊急地震・津波対策事業基金を設置いたしまして、その基金に積み立てるというために、この条例を新規に制定しようとするものでございます。

この基金条例の概要でございますが、第1条には、当町が緊急的かつ重点的に取り組み、計画的に実施する必要がある地震津波対策事業の円滑な実施に資するためという基金の設置目的に関する内容を規定しております。

第2条には、この基金への積み立てる額は予算の定めることとするという、基金への積み立て方法に関する内容を規定しております。

また、第3条でございますが、この基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管することとし、また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることとするという、基金の管理に関する内容を規定しております。

第4条には、この基金の運用から生ずる収益は、吉田町一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることができ、また、編入することができることとするという、運用益金の処理方法に関する内容を規定しております。

第5条でございますが、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方

法、期間、利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとするという、基金の繰替運用に関する内容を規定いたしております。

第6条には、この基金は基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができることとするという基金の処分に関する内容を規定いたしました。

第7条でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項につきましては町長が別に定めることができるという、基金管理の委任に関する内容を規定しております。

なお、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日を交付の日からとするということをお定めております。

また、2項でございますが、この条例が平成28年3月31日をもって失効することを定めるとともに、残金の取り扱いについて規定したものでございます。

以上が、吉田町緊急地震・津波対策事業基金条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第91号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての御説明を申し上げます。

別冊となっております、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思っております。

まず、別冊の補正予算の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,409万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億5,016万9,000円とするものでございます。

また、2項にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めをいただこうとするものでございます。

続きまして、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきたいと思っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、3ページからごらんいただきたいと思っておりますが、3ページの歳入でございますが、13款国庫支出金につきましては、4億841万9,000円の増額でございます。2項国庫補助金を4億841万9,000円増額するものでございますが、このうち、3目の農林水産業費国庫補助金につきましては、1,000万円を減額することとしております。これにつきましては、当初予算に計上しておりました吉田漁港津波堤基本設計業務委託料につきまして、その委託に入る

前に耐震耐津波性能調査を実施いたしまして、その後に今後の対策を講じる方針を立てましたことから、津波・高潮危機管理対策事業費にかかわる国庫補助金を減額するものでございます。事業内容の見直しから生ずる変更でございます。

また次に、5目の教育費国庫補助金でございますが、29万8,000円増額するものでございます。このうち教育総務費補助金につきましては、幼稚園就園奨励費につきまして、国の制度における補助単価の変更によりまして、18万6,000円を増額するものでございます。

また、小中学校費補助金につきましては、理科教育整備等補助金につきまして、県の補助制度がなくなり、国の補助制度が創設されましたことから、国の補助を受けることといたしまして、11万2,000円を今回提示することとしたものでございます。

続きまして、7目の地域の元気臨時交付金につきましては、4億1,812万1,000円を増額するものでございます。これは、平成26年度において実施する地域の元気臨時交付金充当事業の財源とするために、新たに設置する吉田町地域の元気臨時交付金基金に積み立てる必要がございますので、今回の補正予算で積み立てを予定している額に相当する地域の元気臨時交付金を収入として計上するものでございます。

次に、4ページ、14款県支出金でございますが、9,300万9,000円の増額でございます。

2項県補助金を9,300万9,000円増額するものでございますが、このうち、2目の民生費県補助金につきましては、350万円の増額となっております。これは、子ども・子育て支援のために県が造成した安心こども基金を活用して電算システム等構築事業を行うこととしたことから計上するものでございます。

3目衛生費県補助金でございますが、280万2,000円の増額でございます。これは、こども医療費の中の小中学生の通院にかかわる医療費の増加に伴い、県支出金を増額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金につきましては、800万円の減額でございます。これは、国庫支出金で御説明申し上げましたとおり、津波高潮危機管理対策事業費の1,000万円の減額と抱き合わせになっている県の補助金でございますので、事業方針の見直しから今回800万円を減額するものでございます。

7目の消防費県補助金につきましては、9,487万5,000円の増額でございます。これは、県が第4次地震被害及び地震・津波対策アクションプログラム2013の公表を行っておりますが、これを踏まえまして、平成25年度から平成27年度までに市町が緊急的、重点的に地震・津波対策を実施できるよう大規模地震対策等総合支援事業費補助金を見直して、新たに緊急地

震・津波対策交付金の制度を創設したことによるものでございまして、6月27日時点で未着手となっております大規模地震対策等総合支援事業費補助金の事業につきましては、新たな交付金制度に移行するという県の方針に沿いまして、もともと予定していた大規模地震対策等総合支援事業費補助金の事業費1,078万9,000円のうち、移行にかかわる対象事業に係る部分1,012万5,000円を減額するとともに、平成25年度から平成27年度までに当町が実施する地震・津波対策のための事業にかかわる緊急地震・津波対策交付金1億500万円を計上するということにしたものでございます。

8目教育費県補助金につきましては、16万8,000円の減額でございます。これは、先ほど国庫支出金2項5目の教育費国庫補助金の理科教育整備等補助金で御説明を申し上げましたが、県の補助制度がなくなりまして、国の補助制度が創設をされるということになりましたことから、国庫補助制度を受けることといたしますことから減額になるというものでございます。

次に、5ページの16款寄附金でございますが、96万円の増額でございます。

1項の寄附金96万円の増額のうち、1目一般寄附金については93万5,000円の増額でございます。一般寄附金につきましては、財団法人静岡県市町福祉協会の解散に伴う残余財産の寄附と、静岡県町村会から、こういう建物災害共済事業にかかわる収益の一部についての寄附につきまして、合計90万5,000円を計上しております。また残りにつきましては、ふるさとよしだ寄附金でございますが、3万円の御寄附を計上させていただくものでございます。

次に、2目の指定寄附金でございますが、2万5,000円の増額でございます。この寄附金につきましても、ふるさとよしだ寄附金でございますけれども、寄附者の方が産業振興に充てることを希望されるという寄附になりましたことから、指定寄附金として一般寄附とは分けて計上させていただいたものでございます。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思います。

17款繰入金でございますが、9,518万2,000円の増額でございます。2項1目基金繰入金でございますが、9,518万2,000円の増額でございます。このうち、財政調整基金繰入金につきまして、今回の補正予算で措置する事業を実施するために、財政調整基金から8,052万3,000円を繰り入れるものでございます。

また、緊急地震・津波対策事業基金繰入金につきましては、緊急地震・津波対策交付金の制度に沿いまして、今回の補正予算に計上して一旦基金に積み立てた後、平成25年度において実施する緊急地震・津波対策交付金充当事業の財源分を基金から繰り入れるものでござい

ます。

続きまして、19款の諸収入でございますが、2,652万8,000円の増額でございます。

4項1目農業者年金基金受託事業収入でございますが、4万5,000円の増額でございます。独立行政法人農業者年金基金から業務委託を受けている農業者年金事業について、業務委託手数料が当初見込みよりも多く交付されましたことから増額するものでございます。

5項2目雑入につきましては、2,648万3,000円の増額でございます。このうち、総務費雑入につきましては、図書館の館内照明器具のLED化を実施するために活用する静岡県市町村振興協会の公共施設省エネルギー機器及び新エネルギー機器導入事業助成金の300万円を計上しております。

次に、衛生費雑入につきましては、後期高齢者医療広域連合の平成24年度決算に基づく過年度精算金2,338万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、消防費雑入でございますが、自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を10万円増額しております。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますが、8ページをごらんいただきたいと思います。

2款の総務費でございますが、391万9,000円の増額でございます。

1項総務管理費につきましては391万9,000円の増額となりますが、内容といたしましては、1目の一般管理費において吉田町牧之原市広域施設組合負担金が、人事異動等に伴いまして、職員人件費が162万2,000円減額となる一方で、9目の交通安全対策費において、供用開始が目前に迫っている榛南幹線と東名川尻幹線に接続する町道の交差点部分にキョウチョウオオキのカラー舗装などの安全対策を施しまして交通事故を未然に防ぐために必要な事業費を計上するため、554万1,000円の増額をするものでございます。

9ページから10ページをごらんいただきたいと思います。3款の民生費でございます。5,643万2,000円の増額となっております。

1項3目の国民健康保険費につきましては、540万1,000円の増額でございますが、これは、一般会計から国民健康保険事業特別会計に財政安定化支援分として繰り出す540万1,000円を計上するものでございます。

次に、2項児童福祉費につきましては、5,103万1,000円の増額となります。

1目の児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て支援の新制度に係る電算システム開発委託料525万円計上いたしております。

また、3目の保育所費におきまして、わかば保育園の園舎土地の借地部分につきまして、地権者の意向に沿って用地を購入するための経費4,578万1,000円を計上いたしているものでございます。

10ページから11ページをごらんいただきたいと思います。

4款の衛生費でございます。2,618万6,000円の増額となっております。

1項1目保健衛生総務費につきまして1,420万円の増額でございますが、これを榛原総合病院の業務委託報酬請求事件に係る判決金及び訴訟費用の当町の負担分1,420万円を計上するものでございます。

3目の環境衛生費につきましては、118万2,000円の減額でございます。これは、吉田町牧之原市広域施設組合負担金のうち、し尿処理にかかわる職員の人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

次に、5目の母子保健衛生費につきましては、1,316万8,000円の増額でございます。これは、小・中学生の通院にかかわる医療費が当初見込みと比べ大幅に増加していることに伴い、扶助費及び事務手数料を増額するものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。6款農林水産業費でございます。811万1,000円の減額でございます。

1項1目農業委員会費につきましては、4万5,000円の増額となっております。これは、歳入で申し上げましたとおり、独立行政法人農業者年金基金から業務委託を受けている農業者年金事業について業務委託手数料が当初見込みよりも多く交付されましたことから、歳入と同額の歳出を事業費に計上するものでございます。

3項3目の漁港管理費につきましては、815万6,000円の減額でございます。これにつきましても、歳入で申し上げましたとおり、当初予算に計上しておりました吉田漁港津波堤基本設計業務委託料につきまして、先に耐震・耐津波性能調査を実施した後に、今後の対策を講じる方針に事業を変更いたしましたことから、吉田漁港津波堤基本設計業務委託料の2,000万円を減額いたしまして、耐震・耐津波性能調査委託料の1,184万4,000円を新たに計上するものでございます。この耐震・耐津波性能調査委託料の財源の一部につきましては、緊急地震津波対策交付金充当事業として、緊急地震津波対策事業基金からの繰入金を見込んでおります。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。7款商工費でございます。ふるさとよしだ寄附金の指定寄附金の2万5,000円につきまして、商工振興事業費に充当する

ものでございます。

続きまして、13ページから15ページをごらんいただきたいと思います。8款土木費でございます。847万9,000円の増額でございます。2項2目道路維持費につきまして、240万円の増額を行うものでございます。これにつきましては、町内における道路の維持補修のための予算を増額するものでございます。

3項3目河川新設改良費につきましては、298万1,000円の増額でございます。これは、榛南幹線の道路排水の流入水路となる西河原間屋2号線水路が老朽化しておりますことから、早期に整備を目指す必要があるということから、今回、補正予算を計上させていただきます。測量調査委託を実施するものでございます。

4項都市計画費につきましては、309万8,000円の増額でございます。6目の公園費につきましては、280万円の増額でございますが、これは、都市防災総合推進事業北区公園整備事業について、用地取得費として不足が見込まれる280万円を今回補正計上させていただくものでございます。

続きまして、7目緑化推進費につきましては、29万8,000円の増額でございます。これは、平成26年3月から開催されます、浜名湖花博2014に花壇出展等を行うための経費を計上するものでございます。

次に、15ページから16ページをごらんいただきたいと思います。9款消防費でございます。91万6,000円の減額となっております。1項消防費につきまして減額するものでございますが、そのうちの1目の常備消防費につきましては、60万9,000円を減額するものでございます。これは、吉田町牧之原市広域施設組合負担金のうち、消防に関する職員の人事異動等に伴う職員人件費を減額するものでございます。

次に、3目消防施設費につきましては、37万6,000円の減額でございます。これは、消防団の消防用資機材につきまして、事業実績に応じて減額となるものでございます。

5目の災害対策費につきましては、6万9,000円の増額でございます。これは、全額助成される自治総合センターコミュニティ助成事業助成金が10万円増額されましたことを受けて、歳出におきまして10万円を計上し、片岡区自主防災会に助成しようとするものでございます。また、防犯メール配信システム構築委託料につきまして、事業実績に応じた減額があるものでございます。

続きまして、17ページから19ページをごらんいただきたいと思います。10款の教育費でございます。1,498万8,000円の増額でございます。1項2目の事務局費につきましては、78

万2,000円の増額でございます。これは、就園奨励費補助金につきまして、国の制度における補助単価の変更等によって増額をするものでございます。

3目の教育諸費につきましては、163万9,000円の増額でございます。これは、全国学力学習状況調査の結果を踏まえて設置されました吉田町児童生徒学力向上委員会に係る経費でございます。委員会の開催や先進地視察に係る旅費及び各校教職員研修のための講師謝礼金などを計上しているものでございます。

2項1目学校管理費につきましては、153万3,000円の増額でございます。これは、住吉小学校の屋上に設置してあります給水施設について、老朽化により水漏れ等の現象が出ているということが判明いたしましたために、施設補修工事を実施するための事業費を計上するものでございます。

3項1目学校管理費につきましては、77万6,000円の増額でございます。これは、吉田中学校のグラウンドに2カ所設置しております、野球用のカウンターにつきまして、老朽化によりまして早急に修繕を実施する必要があるということから、必要な事業費を計上するものでございます。

また、4項4目の図書館費につきましては、568万5,000円の増額でございます。このうち、修繕料の268万5,000円につきましては、台風被害や老朽化に伴う修繕料でございます。また、施設整備費の300万円でございますが、図書館の階段部分、喫茶コーナー、交流ストリートにある照明器具のLED化を進めるものでございまして、この事業の財源につきましては、全額静岡県市町村振興協会の公共施設省エネルギー機器及び新エネルギー機器導入事業助成金を充てるものとしております。

5項の保健体育費につきましては、457万3,000円の増額でございますが、1目の保健体育総務費につきましては、519万3,000円の増額となっております。これは、吉田中学校グラウンドナイター施設につきまして、老朽化による漏電箇所の修理及び投光器の取りかえを実施するための経費を計上したものでございます。

また、2目の給食施設費につきましては、62万円の減額でございます。これは、吉田町牧之原市広域施設組合負担金から共同調理場にかかわる職員の人事異動等に伴う職員人件費を減額するものでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと思います。13款の諸支出金でございますが、5億2,312万1,000円の増額でございます。このうち、地域の元気臨時交付金基金積立金として4億1,812万1,000円を計上するものでございますが、当町における地域の元気臨時交

付金の実施計画の中で、平成26年度に実施することを予定しております事業の財源となる地域の元気臨時交付金の額を積み立てるための基金費でございます。

また、緊急地震津波対策事業基金積立金でございますが、1億500万円を計上するものでございます。当町が平成25年度から平成27年度までに実施する地震・津波対策事業のための財源として、県から交付される交付金の全額を緊急地震・津波対策事業積立金に積み立てるための基金費でございます。

以上が、平成25年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

以上、企画課関係の3議案について御説明をさせていただきました。御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時50分ということをお願いいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで企画課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 先ほどの補正予算の上程説明の中で、一点間違いがございましたので、大変申しわけございませんが、訂正をさせていただきます。

説明書の19ページになりますが、教育費の5項の保健体育費がございまして、保健体育費の1目の保健体育総務費、今回513万3,000円増加しております。

この説明の中で、吉田中学校グラウンドナイター施設を修繕するという説明を申し上げましたけれども、修理をする箇所につきましては住吉小学校グラウンドナイター設備でございますので、学校を間違えまして大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） それでは、引き続き、詳細なる説明のほうをお願いいたします。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第92号議案についてお認めをいたごうとするものでございます。

それでは、第92号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,203万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億7,600万1,000円としようとするものでございます。

医療費の増加に伴い、保険給付費の不足が見込まれますことから補正させていただくものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は2,640万円の増額でございます。国民健康保険、被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整するものでございますが、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定により、2,640万円の増額でございます。

7款共同事業交付金は1,769万4,000円の増額でございます。1項1目高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件80万円超の高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で費用負担を調整するもので、1,138万3,000円の増額。2目保健財政共同安定化事業交付金は、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件10万円超から80万円までの医療費につきまして、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で費用負担を調整するもので、631万1,000円の増額でございます。いずれも対象医療費の増加を見込んだものでございます。

次に、4ページをごらんください。

9款繰入金は8,793万7,000円の増額でございます。歳出における療養給付費に充てるため、国民健康保険給付費等支払準備基金から8,253万6,000円の繰り入れをいたします。

また、一般会計から普通交付税で基準財政需要額に算入された財政安定化支援事業繰入金540万1,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

5ページからをごらんください。

2 款保険給付費は 1 億4,108万3,000円の増額でございます。

1 項療養諸費のうち、1 目一般被保険者療養給付費は7,077万円の増額。2 目対象被保険者等療養給付費は1,553万9,000円の増額。3 目一般被保険者療養費は財源の振りかえ、4 目退職被保険者等療養費は85万1,000円の増額でございます。2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費は4,418万1,000円の増額。2 目退職被保険者等高額療養費は974万2,000円の増額でございます。これは、今年度の給付費の状況から必要額を見込んだものでございます。

7 ページをごらんください。

3 款後期高齢者支援金等は、健康保険組合や国民健康保険等の医療保険者が後期高齢者医療制度への支援相当額を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございますが、納付金額の決定により754万7,000円の減額でございます。1 目後期高齢者支援金が755万1,000円の減額、2 目後期高齢者等関係事務費拠出金が4,000円の増額でございます。

8 ページをごらんください。

4 款前期高齢者納付金等は歳入における前期高齢者交付金とともに、納付金の金額が決定されましたことから、10万円の減額でございます。1 目前期高齢者交付金が10万4,000円の減額、前期高齢者関係事務費拠出金が4,000円の増額でございます。

6 款介護納付金は介護保険制度による介護の給付等に充てるためのもので、社会保険診療報酬支払基金からの納付額の決定により、140万5,000円の減額でございます。

以上が、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第90号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の制定について、お認めをいたどころとするものでございます。

議案書の10ページから11ページと参考資料ナンバー5をあわせてごらんください。

これまで当町におきましては療育施設がございませんでしたので、小学校に就学する前の発達に障害やおくれのある児童につきましては、近隣の社会福祉施設へ保護者による送迎で通園をしているところでございますが、これが保護者にとっては生活上の大きな負担となっております。

また、近年の乳幼児健診や保育園の入所状況を見ますと、発達が気になる子供は年々増加

する傾向にありまして、療育施設の建設を望む声も高まってきている状況にありますことから、町では、児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援施設の整備は喫緊の課題として捉えておりました。

こうした中、老朽化と津波防災対策の観点から、平成26年4月に中央小学校東側に建てかえ移転をします吉田町立すみれ保育園内に、児童発達支援施設を併設し、心身の発達に支援を必要とする児童及びその保護者に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応等の支援及び相談を行い、児童の心身の健やかな育成を図るためのこども発達支援事業所を設置する条例を制定しようとするものでございます。

それでは、具体的に申し上げますと、第1条では、児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業を行うこども発達支援事業所の設置を定めるものでございます。

第2条では、事業所の名称を吉田町立こども発達支援事業所とし、位置を吉田町川尻791番地に定めるものでございます。

第3条では、児童福祉法第6条の2第2項に規定する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、同法第10条第1項第3号に規定する児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭などからの相談に応じ、必要な調査及び指導等の業務などの事業を定めるものでございます。

第4条では、職員を定めるもので、具体的には参考資料ナンバー5の同条例施行規則第2条にありますように、所長、所長補佐、児童発達支援管理責任者、指導員、保育士、事務職員であります。

第5条では、児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付の対象となった児童及びその保護者等で、事業所で利用する事業ごとの利用対象者を定めるものでございます。

第6条では、利用定員を1日につき30人と定めるものでございます。

第7条では、利用定員を超えた場合の制限と感染症等により管理運営上適当でないと認められる場合には、利用を拒否することができる規定を定めるものでございます。

第8条では、利用料の納付義務と利用料の額を定めるものでございます。

第9条では、この条例に定めるもの以外に必要な事項は、規則で定めるものとしたものでございます。

附則では、施行日を平成26年4月1日とするものであります。

なお、参考資料として、吉田町こども発達支援事業所設置条例施行規則をお示ししてあり

ます。

以上が、第90号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の制定についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第87号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書の3、4ページ及び参考資料ナンバー2をごらんください。

町営住宅は、公営住宅法に基づいて建設された住宅で、住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃で住まいを提供することを目的としております。今回、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する理由は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律、以下、一部改正法といたしますが、平成25年7月3日に交付され、同日から起算して6カ月を経過した日の平成26年1月3日から施行することとなりました。この一部改正法による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、法という）へ名称が改正されました。

また、従来法で対象とされていた配偶者からの暴力及びその被害者に加え、生活の根拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の対象となりました。

そのため、吉田町営住宅管理条例（以下、条例という）において当法を引用している規定について、法の題名を改正するとともに、交際相手からの暴力の被害者にかかる入居資格を配偶者からの暴力の被害者にかかる入居資格と同様に取り扱うよう、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、参考資料ナンバー2の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

条例第5条関係の別表第1第8項において、法の題名改称に伴い「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に「等」を加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とすることとしました。

また、同じく現行で「被害者で」とあるものを「被害者又は配偶者暴力防止法等第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改正し、同8項第1号及び第2号に「配偶者暴力防止法等第28条の2において準用する場合を含む」を追加し、これにより、別表第1第8項及び同項第1号、第2号において、交際相手からの暴力を受けた者も対象に

含めることといたしました。

最後に附則として、この条例は、平成26年1月3日から施行することとしております。

以上、第87号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課からは、議案第93号 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の14ページ及び別冊の吉田町水道事業会計補正予算（第1号）をごらんください。

今回の補正予算（第1号）は、資本的支出の増額と資本的収入金額が資本的支出金額に対して不足する金額及び補填財源の金額の変更をお認めいただきたいものでございます。

それでは、補正予算書の第1号の1ページ目をごらんください。

平成25年第1回吉田町議会定例会において、4条の資本的収入金額を1億5,530万8,000円、資本的支出金額5億2,928万6,000円とし、収入金額から支出金額を差し引いた不足額3億7,397万8,000円となることをお認めいただきました。

また、この不足額を減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,153万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,244万3,000円で補填することをお認めいただきました。

今回の補正予算（第1号）において、資本的支出の第1項の建設改良費4億1,596万1,000円に3,000万円増額し、4億4,596万1,000円とし、資本的支出金額を5億2,928万6,000円を5億5,928万6,000円にすることをお認めいただきたいものでございます。

この結果、資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足額は4億397万8,000円となります。この不足額を減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額926万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3億5,471万2,000円で補填することをお認めいただきたいものでございます。

資本的支出の増額理由は、榛南幹線が平成25年度末の供用開始を目指して整備を進めており、効率的に配水管の布設位置が固定できるこの時期に、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、浜田土地区画整理内の榛南幹線北側などの歩道と川尻橋西側の交差点内に配水管の布設工事等を行うものでございます。

工事内容を詳しく申しますと、問屋川から湯日川までの榛南幹線の北側歩道内等に150ミリの配水管を30メートル、100ミリの配水管を560メートルなどを布設する工事と、川尻橋西側の交差点内に150ミリの配水管を111メートル、100ミリの配水管を29メートル布設がえする工事でございます。

簡単ですが、以上が、平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、この補正予算（第1号）につきましては、町長からも説明がございましたが、県及び土地区画整理組合では榛南幹線の供用開始時期を平成25年度末として事業を進めており、配水管布設後の舗装工事、県への移譲事務手続期間を考慮しますと、2月下旬までに配水管布設工事等を完成させる必要があります。施工延長が長いこと、また、天候等の不測の事態を考えますと、1日でも早く工事を発注し、確実に工事を完成させる必要があることから、早期議決をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 担当課長からの説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 第92号議案について質問したいと思います。

当初予定よりも執行額が増額しているということで、今回補正されるわけでございますけれども、どのぐらいの割合でふえているか、それについて御答弁のほどお願いします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 本年度は、年度当初より療養給付費等が高い条件にありましたけれども、例年ですと、夏場には下がる傾向があり、一時的には高額になっても次の月には下がるという状況でございました。昨年度以前につきましては、平成23年度、平成24年度は給付費全体といたしましては1%台の増額でありましたが、本年度は前年同期に比べまして、現在10%を超える増加になっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 10%以上の増額ということになっているところで、基金の、国民健康保険給付等支払準備基金繰り入れという形で、当初金額から8,200万円ということで基金から繰り入れされるということで、残額が大分減っていると思うのですが、そこも10%です。また、これからインフルエンザ等々でいろんな需要が見込まれる中で、この補正を行った

後の基金残高を教えてください。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 約8,500万円になります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） もしこの残高がもう一度補正を招くような事態になった場合、年度途中で保険税の見直しということも緊急的にやれるわけですか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 本年度につきましては、まだ税とかそういうものもございませぬので、そちらのほうは本年度はございませぬが、今後、国保税の状況を見まして、保険料の改定も含めまして検討してまいりたいと思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております第92号議案については、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第92号議案について総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

なお、ただいま議題となっております第93号議案、1議案につきましては、12月4日、本会議3日目で、第86号議案から第91号議案、第94号議案から第96号議案の9議案については、12月17日、本会議最終日で審議を行います。よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日は、これにて散会します。

散会 午前 11時17分

開議 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会3日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（八木 栄君） ここで、町長から本定例会に上程されました第95号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、候補者の住所に係る番地の訂正を求める申し出がありましたので、報告いたします。

字句の誤謬による軽易な事項であると認めましたので、お手元に配付のとおり、正誤表の提出による訂正としましたので、御了承願います。

これから議案審議に入りますが、審議の前に水道課長から発言を求められております。

発言を許します。

水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 12月2日の議会全員協議会の席で、藤田議員からの当初予算に工事請負費を計上しないで、今補正予算に計上する理由はについての質問に対して、答弁に説明不足の点がありますので、この場で再度答弁をさせていただきます。

当初予算に工事請負費を計上しなかった理由でございますが、当初予算編成時においては、

浜田土地区画整理内の新設水道本管の埋設については、浜田土地区画整理組合事業として実施するものと認識しており、今年度当初予算には計上しなかったものであります。しかし、10月の下旬、浜田土地区画整理組合から町に対して、榛南幹線の供用開始が3月末となっているが、組合では供用開始に間に合わせるように水道工事を行うノウハウや資金がないため、町で榛南幹線の水道管本管を埋設してもらえないかとの協議の申し入れがありました。

このため、町の水道課としてどのように対応することが適切であるか検討を重ねた結果、まず優先すべきことは、来年3月末の供用開始を行うためには、水道工事を来年の2月20日までに完成しなければならないということがありましたので、確実にこの水道工事を完了させる方策としては、町の水道課が直接工事を施工する以外にないという結論に至りました。このため、この補正予算に計上し、早期議決をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第93号議案 平成25年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第93号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

配管の図面をちょっと見せていただいた中で、浄水場の給水部分から遠くへ行くに従って50、75、150と、こういうちょっと不合理と思われるような配管と認識をするんですけども、これについて特に規則的なものというものはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今の質問では、口径自体の規則はないかということによろしいですか。

〔「そうです」の声あり〕

○水道課長（大井一弘君） そうしますと、うちのほうは規則的なものは、今ないと思えますけれども、この榛南幹線に関しましては、その背後地の住宅や商業施設等が建設される予

定を予測しまして、それに間に合うような口径の配管を埋設している状況でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 余り規定みたいなものはないと、ところがやっぱり考えてみたときに、圧力をかけて水道を送りますね。そうすると、50の圧力と150の圧力、200の圧力が、要するに3倍、4倍の圧力を50でかけるわけです。当然、傷みとか保守管理が非常に難しくなるんじゃないかと思ひまして、そういうルールがあるかどうかを尋ねたんですけれども、その点なしというのであれば、多分コンサルの人とかそういう人たちがいろいろ考えてやることだと思うんですけれども、できたらそういうものを含めて、基本的なルールというか、とにかく圧力をかけることによって破損、保守が難しくなるという話ですので、その辺もできたらしっかりと考えるというか、当然しっかりとした理由を聞いて、そして納得の中で工事を進めていただくとか、そういう方法でやっていただきたいとは思ひますけれども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今、ルールがないと申しましたので、もう一度設計コンサル等にまた確認をいたしまして、どのような配管にするかということ再度検討しながら、今後進めていきたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今、冒頭、課長のほうから説明を受けまして質問したいんですけれども、本来は浜田土地区画整理組合が水道の埋設工事をするべきだといった認識であったんですけども、ノウハウと資金がないということで、県との兼ね合いもあって町としては直接工事を行うということで、こういった事例というものはあるんですか。ノウハウがないということなんでしょう、浜田土地組合は道路も直接発注しているわけで、ノウハウがないという、どのようなことなのか、もう少しその辺の話し合いの内容について、詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 答弁、水道課長がするのがいいのかもしれませんが、私のほうからさせていただきますが、ノウハウとは、別に事業組合にあるわけじゃなくて、皆さん御存じのとおり、ノウハウはそこを施工する業者にあるわけですが、少なくとも今回は、先ほど説明いたしましたとおり、正確に日付あれですが、2月の下旬までに完成をしないと榛南幹線

が4月から供用できないといった事情がありまして、浜田区画整理組合はたくさんの事業を抱えておりますので、水道管、特に幹線の大きな水道管については事業組合、まだ施工したこともありませんので、そういった意味でノウハウがないというふうに答弁をしたというふうに、私も聞いておりますし、実際、浜田区画整理組合との間で協議をして、協定を結んで、きちんと幹線部分については水道課のほうで本管を布設するという協議を行い、協定を結ぶということにしております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） また今、新たなちょっと、協定を結ぶという形で、正式には浜田の組合というのは、とにかく榛南幹線をつくるに当たって当初難航したのを、土地区画整理組合をつくってその土地を一元化することによって、榛南幹線を通りやすくするというようないきさつも少しは聞いてはおるんですけれども、組合に300名ほどの組合の皆さんではあるんですけれども、やはり一部民間的な発想であるんですけれども、協定内容というのはどのような内容なんでしょうか。本来ならば組合がやるべきものを町がやるというと、それ相応なりの、今御答弁いただいたような格好で納期が間に合わないよと、ノウハウというのは私も業者がやるものでそんなに問題はないと思うんですけれども、資金的にもあれなんですか。

その辺も含めまして、協定も含めまして、資金のことにしても協定の中に書かれていると思うものですから、本来、浜田さんがやるべきものを町がやるというと、資金的なものはどうなるのかということも、協定内容に書かれていると思うものですから、その流れも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員、私の言ったことを正確に理解していただきたいんですが、資金のことを私、言いましたでしょうか。協定は、榛南幹線についての本管について水道課が事業するという内容の協定です。資金は当然、補正予算を、議員、補正予算の審議は何度もしているからわかるかと思いますが、水道事業で事業を行うので補正予算を提出しているわけです。これ、補正予算を提出して、榛南幹線の本管については町が布設をします。議員のあれを聞いていますと、では、榛南幹線については事業組合がやったほうがよろしいということなんですか。自分で資金手当てをして。そういう質問の内容なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、今、12番議員のほうの質問は、協定の内容はどんなことでしたかという質問でしたが。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 協定を結ぶ内容というのは、榛南幹線について、町が水道管を布設します。それ以外の部分については、事業地内については、事業組合がみずから布設をしますという協定内容になるというふうに前段でお答えしたと思いますが、よく聞いていただきたいと思います。

〔「協定は初めて出ましたよ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 協議をして、町と事業組合がやるときに、協議をした結果を、何らかの形でまとめたものを協定というふうに、私理解しておりますので、私どもが事業を進める際に協議を行った結果を、ただ単に口約束で、議員はそうしているのかもしれませんが、我々事業を進める際に、きちんとどういう範囲で我々がやって、町が町の水道事業でやって、事業組合がやるというのは、きちんと文章にするのは当たり前だと思います。それが協定というか、実際にどういうふうに御理解をいただいたのかわかりませんが、協議をするということは、必ず私どもと事業組合との間に、意思を確認する行為が必ずあるはずですから。その文章にまとめたものを私協定と申し上げて、協定という言葉が不適切であれば改めますが、少なくとも我々は多分協定を結ぶ、それで事業を行うということになると思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 口約束ということはないと思われるものですから、それぞれの組合、向こうの理事長さんと町のほうでそういった協議した内容について確認して、書類を取り交わすといったことをやっていただけということで確認しました。本管部分は町がやると、それで支線というんですか、そちらのほうは事業者組合がやるということも、今初めて聞いたものですから、説明なかったですね、そういったことですよ。

そうしますと、この榛南幹線というのは、町長もさまざまな行政報告、市政方針の中で、平成25年度中に東名川尻と榛南幹線については供用開始する見込みであると、県の事業ですからそこまで言えないと思うんですけれども、そういったことである以上、これ当初に予算措置をされていないということがあるんですけれども、これというのは、本管部分のところがなくてということは、一切町は、もし浜田事業組合のほうで埋設工事をやったということになりますと、町は一切関係なく済むということによろしいんですか。

浜田の組合は、道路とかそういったものに関しましても、国・県からそういった事業に対する補助をいただくような格好になっていると私は理解しているんですが、そういったもの

が当初予算にはのっていたんですか。そういった手当まで考えていたんですか。それとも全く、浜田事業組合が工事をやって町へ寄附すると、本管部分に。そういった認識で当初はいたんですか。どうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 最初に、水道課長のほうから御説明したとおり、当時、私どもは水道課がやるというふうな協議もしていませんし、決まっていなかったという説明をしたかと思うんですが、まさに決まっていないものを水道課としては事業として当初予算に計上することができなかつた。できなかつたがゆえに今回協議がされて、水道課のやる部分と区画整理組合がやる部分が決まったことで、まさにその適時適切に3月に開通するために補正予算でお願いしたと、ここで議論をしていただければ結構です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 平成24年度決算を見ますと、浜田さんの事業の中で工事をやられて、町のほうで決算の中に内容がのっているわけでございますけれども、今回の榛南幹線に絡めた事業だと思われるんですけども、そういったものがあるのに、私は別に町がやるのはどうのこうのじゃない、ちゃんとしたルールの中にととってやるのであれば、その話し合いの中で事業者の皆さんができないということであるなら町がやりますよということで、例えばの話、民間の開発ディベロッパーさんが住宅とかいろいろなものを開発して、道とか水道埋設工事をやったときに、ちょっと資金繰りが悪いから、ノウハウがないからと町がやってくださいと言っても、それはノーですよ。この、今回の工事というのは特異なことなんでしょうか。特異なこと、県との兼ね合いでどうしてもやらなければならないということ、質問がちょっとよくわからないかもしれないんですが、本来は、浜田の事業組合がやるべきものなんですか、町がやるべきものなんですか、そこをお願いします。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まず、最初の質問で、民間のディベロッパーが開発した場合にどうするのかというのと、土地区画整理組合がやる事業についてどうなのかという質問にお答えすれば、民間は民間の自分の利益のためにやる事業について、町が、あるいは国がやることは全くありません。

土地区画整理組合がやる事業に対して、国が補助をし、町がその裏にまた補助をし、さらに今回のように水道管について、区画整理地事業内ですけれども、この水道管の布設については非常にグレーゾーンだとは思いますが、少なくとも土地区画整理組合に公共的な

利益があるから土地区画整理事業に対して国が補助金を出し、県がと言っていました、県はないですね、国からですね、国と地方が出すわけです。県は事業として榛南幹線をやると、じゃ、榛南幹線区画整理地事業内ですから県は出せませんか、そんなことはないんです。これは適切に、我々が補助というか事業を行うという決定をして、区画整理地内であっても原則的には事業組合がやって、国が補助をし、その裏を地方がやって、さらにその裏を、裏といますか、そこを区画整理組合が負担するというのが事業の仕組みかもしれません、区画整理組合は。

ただ、今回について言えば、水道管について言えば、必要であれば町の水道事業として、水道事業採算性の中で本管を布設することは、区画整理事業のためになるのであれば、それは必要なんじゃないでしょうか。可能だと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 本来は、それではどこがやるかという質問に対してはいかがですか。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議長、先ほど来、できるかどうかというのは、我々はこの補正予算を提出して、補正予算の議決をいただいて、いただいてですよ、なおかつどの範囲を組合が行い、町が行うという協議を行って、それで行いますと説明をしているはずですが。それが認められなければ、まさに、少なくとも協議と範囲を決めてやるということは町の執行権の範囲でできるかと思いますが、補正予算については、補正予算が認められなければできないということですよ。まさに、ここをやるということについて議決をお願いして、また……

○議長（八木 栄君） そうではなくて、補正予算云々の以前に、本来のこの水道を布設する仕事は、本来はどちらがやるんですかということで聞いているものですから。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） どちらでもできます。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 町の中に区画整理事業の要綱があると思います。この7条に、新設の場合には2分の1の負担ということであるわけですが、この辺を水道課長はいつ知ったのか。当初から、先ほど言うように管の布設は組合でやるものだよということで考えていましたが、資金的なものも、こういう要綱があるので当然わかっての話だと思いますけれども、それがもう4月の時点、あるいは前年度の時点でわかっていないのか、あるいは10月に組合が申し入れてわかったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 私、この4月から水道課のほうに来ましたので、4月時点では、その3月補正の当初予算を編成するときにはかかわっておりませんので、この4月以降にこの要綱を見まして、わかったのが事実でございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 杉本です。

それでは、組合のほうの今年度の25年度の資金計画とか予算書とか、その辺を見ていたのか、我々も見えていないものでどうなっているのかわかりませんが、もしよかったら、詳細をここでお願いしたいなと思うんです。これは、やはり町としては区画整理法の中に技術的、あるいは資金的、組合の運営の指導をしていくという区画整理法の中で決められておりますので……

○議長（八木 栄君） 杉本議員、それはちょっと議案とずれているもので、あくまでも水道の布設工事の金額に関して、質問のほうをお願いいたします。

どうですか、2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） そうなると、この7条は当然把握しておらなければならないと思います。それはいつわかったのか。ちょっと正確なあれを教えてくださいと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長。大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） お恥ずかしい話でございますが、それを確実に把握したのは、この夏以降のその協議のときでございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） この中で2分の1というあれがあるものですから、やはりこのとおりやらなければ事業費としておかしいんじゃないのかなと、私は思うんですよ。やはり2分の1の町が負担だよと、あと先ほど副町長が言ったように、どこでどういう協定を結んで組合がやるのか、それでは町がやるのかということがあるわけですが、それはその後としても、当然町としてはこういう条文がある限り予算化をしていかなければならないと、そうなると、今ここで予算化して、2月の云々ということになるんですが、これがおくれれば当然できなくなるわけですね。そうなると、もっと早い時点でしてもいいんじゃないかなと思うし、その辺も、いつ、それでは間に合うのかどうかと、予定的に。発注して2月20日までに工期が間に合うのかどうかと。これだけのボリュームがありますので、それを分割発注すればできるということもあろうと思いますが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員のおっしゃっている補助要綱については、平成4年3月9日に要綱として作成されて、作成した当時、第7条に、私も見させていただいて、通常のを綱であればずっと町が援助を行うという規定の中で、7条が唐突に、正確に言えば、事業区域内の道路敷に埋設する新設上水道本管工事費については、総事業費の2分の1以内において水道事業管理者が負担するという規定のことをおっしゃっているかと思いますが、それについては皆、十分認識をした上で、どちらにも事業費が計上されていなかったという事実でございますので、事実は事実としてお答えします。

ですから、皆、要綱については、先ほど水道課長、認識をしていないというような話でしたが、水道課長が何か覚えていなかったのかどうか知りませんが、みんなそれは意識の上で統一をされている、当然要綱として告示もされておりますから認識をしていると、私は当初にいなかったからあれですけれども、ただ7条について言えば、ここについては、改めて町が書かなければいけないぐらい非常になかなか難しい問題で、ここだけ、普通であれば一般会計が負担するのか水道会計が負担するのか、わかりにくい規定だなという、規定についての、私は来たときに疑問を持った条文であることは確かでございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の7条の関係ですが、当然わかっていたということであれば、組合から10月にそういう協議が出されたと、そこで初めて動いたということですが、実際はもっと前に町のほうから動いてもいいじゃないかと思うわけです。その辺はどうだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） そこについて、全く杉本議員がおっしゃることについて、もっと早く組合も我々も、榛南幹線が3月に完成して4月から供用するということが県のほうの方針としてあったのであれば、やっておく必要はあったかと思いますが、なかなか先ほど私、言ったように、どちらがやるというのが、この規定そのものでは、一般会計でやるのか水道事業管理者がやるのか、条文の規定そのものがなかなか読みにくいということで、両方とも、組合も入れていなかった、うちも入れていなかったということは事実でございますので、事実としてこの補正予算があったことについては御説明をさせていただいているとおりでんです。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） そうなると、私としては、やはり町のほうが当然していかないということは、手落ちがあったよと、怠慢だよということを言わざるを得ないのかなと、ここで言葉が度が過ぎますけれども、そう思うわけです。なぜ、それじゃということは、やはりルールどおりやっていくというのが必要かなと思います。やはりルールどおりやっていただかなければいけないなと私は思っているわけですが。

○議長（八木 栄君） あくまでも予算の、この3,000万円の計上されていることについてなもので、ちょっと今のはどうかなと思うもので、あれですけれども。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まさに怠慢というか、当初に計上されていなかったということについては事実でございますので、それについては認めていると。本来であれば、当初に計上して長い工事期間をとって、適切に工事をするのが一番ベストだったんでしょう。ただ、ここで協議ができた時点で速やかに議会に提出をしてお認めをいただこうとするものですので、その手続については、遅くなったことについてどうかと言えば、非常にタイトな工事日程で水道課に工事をさせるということについて、私も責任を感じております。ただ、今きちんと補正予算をお認めいただいて、2月までに工事をして、4月から榛南幹線を供用させるということが、町民にとっても区画整理組合事業にとってもベストなことであれば、ここはきちんと補正予算で工事を認めていただいて工事をするというのがベストだというふうに、当初の水道課長の説明からさせていただいております。

それにつけ加えて言いますと、7条については、杉本議員、まだうちのほう報告していないのかもしれませんが、7条、うちのほう削除いたしました。水道事業についてはどうするのかというのは、先ほど言ったようにどうすべきかということで、きちんと組合との間で協議をして事業範囲を決めて、工事をさせていただくというふうにしております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の件は、町が今そういうことでということでおくれたということはわかりましたので、もう1点お聞きしたいと思います。

水道課長、資金的な問題ですが、水道課の、3,000万円の予算を組んだわけですね。そうすると、水道課の現金が3,000万円出るわけですね。そうすると、逆に、組合が2分の1負担していただけるよと協議ができて、した場合、どういう取り扱いをするのかなということと、当然これでいくと2分の1ということになっていますので、我々は3,000万円といったら6,000万円の事業をやるのかなと予算書では思ったわけですが、そうじゃなくて全体で

3,000万円ということであれば、当然水道課は単年度事業じゃないわけですね。予算は単年度ですけども、貸借対照表もあるわけですよ、それと未収金とか何かであげてもいいわけですよ、現金が出て後で振り込む、そういう方法も考えたかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 杉本議員の質問は、3,000万円の資金繰りの内容でよろしいですか。

この3,000万円は、4条といいまして資本的支出の中から出しますので、その資本的支出の入から差し引いた不足額が生じます。それは、杉本議員も知っていますように、補填財源というようなもので補填をさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） そうではなくて、3,000万円が2分の1なのか、それとも3,000万円の2分の1が組合から出るのか、どこかそういうことをやるのかということを知りたいと思うんですけども。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 多分、議長のおっしゃっているのは、先ほどの旧規定の要綱の第7条に引っ張られてくるのかなと思いますが、3,000万円は総額でございます。2分の1ではございません。杉本議員のおっしゃっていることは、資本的支出を立てるのであれば、収入を立てるべきだというようなことで私は理解をしたんですが、よろしいですか。収入を立てるということですか、3,000万円の。3,000万円は、言わば手持ちのキャッシュを充てるわけですので、収入は何ら発生しないと。それは、予算上も企業会計上も当然だと思うんですが、新たな収入は、3,000万円について、どこからかわらない限り発生をしないので、収入には立てていないということでございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 工事、建設で3,000万円ということで、町からのいろいろな留保資金を充てて3,000万円ということになってはいますが、実際、そうすると現金が3,000万円減るわけですが、2分の1の負担であれば、組合から何らかの形で工事負担金とか何かという形で収入を充ててもいいじゃないかなと思うんです。今年度入らなければ、話し合いの中で次年度でも予算化していただいて、組合のほうで資金を調達していただくということも会計上はできるじゃないかと、未収金として、当然あれだよと。今、組合に現金が6億数千万

円あるものですから、その中から出せば問題ないと思うんですが、そういう方法もあるし、いろいろな方法、そこで考えたのかなと、私はもう1点お聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 杉本議員、2分の1は、要綱はなくなったという……

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど来、御説明している趣旨のとおり、そういった組合と町が2分の1ずつ負担して事業を進めるというような方法ではなく、今回は、榛南幹線沿いの水道本管については町が負担をしてやりますと、それ以外は組合がやりますということです、それぞれが事業に適切に対応していただければいいわけで、未収金とか未払金とかそういった費目は発生しないというふうに、それは先ほどの最初から説明しているとおりで、多分皆様、全部わかっていただけのもっているんですが。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の、町が3,000万円で全額持つてやるよということなんですね。そうすると、この要綱の7条はどうしていくのかということなんです。これが死んじゃうわけです。ここであるものですから、やはり組合の中ではということであるもので、その辺の伺いを、3,000万円でやるというのはわかります、はっきり言って、町が、組合がお金がないから。とすると、この7条は……

○議長（八木 栄君） 杉本議員。

副町長、すみません、もう一度説明をしていただけますか。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 要綱7条については、先ほど私、削除とか不穏当な言葉で申し上げましたが、改正をさせていただきました。改正をして7条を落として、町と組合の間で協議をして、さらに協定、協定という言葉にするかどうか別として、協議の内容を文書にして町が幹線沿いを、事業を行います、それ以外は組合が事業を行いますというようなことで、私に言わせれば旧規定の2分の1規定を使って事業をやるのではなく、新しい協議の中で、協定の中で事業を進めてまいると。我々は区画整理事業の公共性に対して支援をする意味で、きちんと、全く旧規定と同じと言うとまた語弊があるのかもしれませんが、協議の中で進めていくということでございます。

○議長（八木 栄君） ほかに。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 協定があるということですので、今回のことに関してはいいの

かなという思いがあるんですが、ただ気になるのが、浜田のほうから資金不足であると、だから町と協議を持ったというお話が水道課長のほうからあったわけですが、それは今年度の予算上ないのか、もともと金がないのか、そこはどちらですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○4番（平野 積君） ここで私が、組合の資金繰りについてお答えするのが適切かどうかというのがありますが、一般的に言えば、議員御存じだと思いますが、杉本議員とか詳しいんでしょうけれども、区画整理事業というのは、保留地を売って事業費を捻出するわけですよ。大体どこの組合も資金繰りが非常にタイトだと思います。その間は借入金ないしは出資もあるのかもしれませんが、あるいは国の補助、町の補助、そういった事業で、あとは借入れを起こして事業を進めていくということで、非常にそこは、一般的に浜田がどうというようなことは、私ここでお答えするのは不適當であると思いますけれども、区画整理事業組合に関して言えば、どこの事業でも資金繰りについては非常に厳しいと。

ですから、いついつまでにこうやってくださいという県の対応については、なかなか借入れを起こさなくてはいけないというようなことで厳しいのではないかと思います。先ほど杉本議員は6億5,000万円あると、たくさん、手持ちそんなにキャッシュ持っているのかなというふうなつもりでお聞きしたんですけれども、概して区画整理組合、少なくとも土地が下がる、あるいは余り値上がりをしないという状況の中では、厳しいのではないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう中において、今回の協定というのは町としては必ず重視すると。要はまた、支線のほうは浜田組合がやると言っているわけですよ。それは、今協定で結ばれている。それはだから安心はしているわけだけれども、実際工事が始まったときに金がないよと言ったときに、またそれを町がやるというようなことはないですねということは、ちょっと確認しておきたいんですけれども。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） そうなってしまうと、区画整理事業そのものが成り立たないんじゃないでしょうか。少なくとも、今でも国庫補助のほかに、町が先ほどの補助要綱にありますように、助成要綱にありますように、かなりその裏について要綱で補助しているわけですね。そしたら、全額町が事業するのと何ら変わりがなく、区画整理組合事業そのものが成り立たない。うちのほうは、幹線沿い水道については榛南幹線、さらに言えば東名川尻幹線沿いの本管については、町のほうで布設を行っていくというつもりでおりますが。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後にします。

先ほど、この要綱を改正されたというお話がございました。それはその浜田との協議の中でそうしていこうという話だったのか。それよりも前に改正されていたのか。そこはいろいろ改正されたとかいうのはわかりますか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 要綱について言えば、11月1日づけで改正しました。だから協議を行った後改正をしたということは、事実的に協議・改正ということになったというふうに。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、県との兼ね合いで早期議決という形で2日に上程されて、きょう4日に審議して、これから議決になるわけでございますけれども、我々議会としまして、今回の補正予算を審議するに当たりまして、上程説明、全協の説明、全協の説明がちょっとあれで、冒頭の説明、情報はそれしかないわけでございます。今回、浜田土地組合の箇所をそういった形でやるというのも、本日の早期議決の場になって正式な形で説明があったわけでございます。

また、我々が調べるといいますと、町の例規集等々の書類を精査して、今回の議案が正確なものか、我々が審議して議決して問題ないかと、後々議決が正しくなかったという形で言われても困りますので、例規、要綱等を精査して問題ないかという形でするのが道理だと思います。

今、副町長のほうから11月1日に要綱の改正があったよと。きのうホームページで拾った吉田町土地区画整理事業助成要綱には、7条がまだ残っているわけでございます。11月1日、1カ月以上の時間がある中で、ましてや今回の議案の上程に係る要綱が、非常に、2分の1補助するのと、それはやらないという削除して、それはどのような形で補助するのかわかりませんが、協定という形で本管部分は町がやって、それ以外は浜田さんがやるもので、結果的に2分の1になるかもしれませんけれども、その辺のところはわからないわけでありますので、それについて、やはり正確な情報は、町長、ぜひとも議案を上程するときにはそういったものを精査していただいて、抜かりのない形で上程をお願いしたいと思いますし、それについてどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ホームページに旧助成要綱が載っていたことについては、私ども速

やかにホームページを新たに更新すべきだということで、非常に反省をしております。

ただ、後段について言えば、ここに補正予算を提出して、全員協議会の説明が非常に私どもの説明が、私の指導も悪いのかもしれませんが、非常にうまくいかなかった、わかりにくかった、説明不足があったということについてもおわびをしたいと思います。まさにこの補正を審議するために提出、我々が区画整理地内でありますけれども、榛南幹線の本管について事業を行うということを補正予算で提出しているわけですから、ここは全員協議会、まさにきょうの本会議、早期議決と、県の要請も当然ありますけれども、我々県の要請だけではなくて、なるべく早く榛南幹線を供用することが、先ほども申し上げて繰り返しになりますが、町民の交通の利便性が高まるとともに、区画整理組合の事業が、採算がとれるような形で土地の売却が進むというようなことが当然考えられますので、補正予算ということで、なおかつ、早期議決で早く完成をさせて2月までに県に引き渡すと、県に4月から供用を開始していただくということで補正予算を提出申し上げました。

○議長（八木 栄君） 今回、今、いろいろ質問出ていますけれども、この2分の1に絡んだことが結構多いものですから、やはり副町長、今言いわけじみたことを、説明がありましたけれども、やはりこれは、11月1日にここを改定したというのがちゃんとしていなかったからこそ、皆さんはこの審議を本当に早期議決で町のために、町民のためにやろうと思って調べているわけですね。

なおかつ、全員協議会でもちょっと説明が足りなかったから納得する話をさせていただいたということでね、真剣に考えているわけです。そういう中で、やはりこの7条が載っていたというのは大変まずいと思います。その辺をしっかりと、やはり副町長が今お話ししましたが、それをちゃんと反省と言いますか、その辺をしっかりとしてもらわないと、やはり私たちはそれを審議するもので、審議する中で資料を集めてやるものですから、それがちょっと不備があったということになれば、これはやはりこういう質問があって当たり前なものですから、その辺をもう少し反省をしていただきたいと思いますので、今後にこのようなことがないようによろしくお願ひしたいですけれども、いかがですか。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど申し上げたとおり、私ども、ここについて、ホームページに改正を載せなかったことについては、先ほどから私ども、なるべく早く、特に規定の改正については載せるべきでしたし、載せなかったことについては非常に反省をしております。

ただ、事業について言えば、少なくとも要綱をホームページということではなくて、もし

必要であれば、私どもにこういったことも含めて聞いていただければ、私ども丁寧に御説明するつもりでありますし、事業を進めていくには慎重にやってみりたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） そういう時間もなかったものですから、とにかくこれがあったからということで反省をしてと私が言ったものですから、素直にそれに対して答えてくれればよかったんですけども、ほかにございますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

先ほどから、初めて出てきた言葉、先ほど副町長が改定、改正、その改正という言葉で議論していますけれども、ちょっとできたら内容を、改正内容であるとかどういう形でどういうふうになったかというのは、非常に重要な判断材料になると思いますので、お願いします。

○議長（八木 栄君） これを削除したということなものですからね、7条を。

〔「改定と言ったから」の声あり〕

○議長（八木 栄君） だから削除した、全体の改定ということで削除したということで。

ほかには質疑ございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 町内には浜田以外にも富士見もあるわけでございまして、富士見組合もこの要綱に係ってくるわけでございますけれども、全部工事終わっているのかな、ちょっとわからないんですけども、その整合性は大丈夫ですか。例えば、新たに組合が工事をやったときに、2分の1の工事は今まではしていたんですけども、しなくなるといったようなことが出た場合、今後何かあって、大規模地震とかがあって本管がはでちゃって埋設するとか、そういったのがわかりませんが、その富士見さんとの、浜田さんとのお互いの整合性は問題ないということでこの要綱を変えられたということでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 提案された議案が要綱のことではないものですから、ただ水道工事に関して、それではということですけども、何か簡単に答えられたらお願いしたいんですけども。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 改正をいたしましたのは、浜田土地区画整理事業助成要綱ではございません。吉田町の土地区画整理事業助成要綱でございますので、そこは土地区画整理事業であれば、この要綱に基づいて私どもは助成を行っていくということでございます。

前段、先ほど、前にどうのこうのというのは、前にやったものとの整合性はどうかということについて言えば、規定も先ほど11月1日と申しましたように、それ以前については、適用は旧規定が適用されておりますので、もし、やったことはないと思いますが、やったものであれば、旧助成に基づく適正な助成ということで、今後は協議をして、協議規定も当然、要綱を読んでいただければわかると思いますが、最後に町長と協議をして定めることができる規定がありますので、それに基づいて協議をし、協定を結ぶということですので、何ら問題はないというふうに考えておりますが、問題があった場合は適切に対処をしたいというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

〔発言する人なし〕

ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただきましてありがとうございました。

散会 午前 9時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会10日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。

また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） おはようございます。12番、藤田和寿。

私は、さきに通告いたしました2項目について一般質問を行います。

今回私が取り上げました内容につきましては、10月22日から25日にかけて行いました第7

回目となりました議会報告会において、町民の皆様方から出された内容を検討して決めさせていただきました。町民の皆さんの中からは、「吉田高校は今後どうなるのか」という質問、「吉田高校が広域避難地になっているが、今後利用できるでしょうか」という質問。また、「学校校舎及び公共施設についてはソーラーをつけたらどうでしょうか」といったアンケート意見を参考にさせていただきました。ここで御報告させていただきます。

それでは、第1点目でございます。

新設される特別支援学校に町が期待することについて、町長、教育長にお伺いたします。

県は、榛南地区に新設する特別支援学校の設置場所を県立高等学校の再編で統合される県立吉田高等学校の敷地に決定いたしました。報道によりますと、藤枝特別支援学校の狭隘化の解消と児童・生徒の通学負担の軽減をするために、第2次高校再編整備計画により、未利用となる吉田高校の敷地、施設を既存活用して整備されるとのことであります。

具体的には、平成26年4月に清流館高校に再編されてから改修工事などを行い、平成27年4月の開校を目指し、知的障がい及び肢体重複障がいを対象とした小学部、中学部、高等部で構成する榛南地区特別支援学校、仮称ではございますけれども、整備される見通しであると考えておりました。現在、新しい校名の募集も行われており、来年3月に発表されるとの報道もございました。また、統合されます吉田高校は、開校以来、優秀な卒業生を多く輩出し、各界で御活躍されております。我が町にとっても、教育、文化、コミュニティ、そして防災など、重要な拠点の一つとして位置づけられてきました。

そこで、新たに整備されます特別支援学校に町が期待することについてお伺いたします。

- 1、高校から特別支援学校に施設内容が変わり、町との関係はどのように変わるのか。
- 2、新しい特別支援学校の整備に当たり、町から県へどのような要望を行っているのか。
- 3、新たに整備される特別支援学校に対して、今後町が期待することは、でございます。

2点目です。

公共施設へ民間活力を活用した太陽光発電の普及促進について、町長にお伺いたします。

静岡県は、民間活力を活用した太陽光発電の普及促進を図るため、静岡空港事業用地周辺部でありますけれども、と県立高校3校の屋根を対象に太陽光発電事業を実施する事業者を11月26日から12月2日の間で公募していました。

県有施設などで事業者の企画提案を募るのは初めてとのことであります。特に目を引いたことは、災害発生時、停電時でございますけれども、その非常用電源に関する提案を求めている点であります。吉田町のエネルギーの地産池消の取り組み状況を調べますと、住吉小

学校の体育館に最大10キロワットアワーの太陽光発電設備が設置されて、校舎内の照明などに使用されている状況であります。東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く環境は大きく変化しており、新エネルギー等の導入を加速し、安全・安心で持続可能な分散自立型のエネルギー体系へ転換を図ることが喫緊の課題であると認識しております。さらに、防災面においても、防災拠点や避難所などの自立した電力確保の必要性が増しています。

そこで、太陽光発電の公共施設への導入について、以下お伺いいたします。

- 1、公共施設への導入状況は。
- 2、小・中学校や庁舎等公共施設等への設置計画は。
- 3、町民の皆様方による出資による公共施設への設置の検討は。
- 4、庁舎など公共施設の屋根や町有地を事業者への貸し出しは。

以上、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新設される特別支援学校に町が期待することについてのうち、1点目の高校から特別支援学校に施設内容が変わり、町との関係はどのように変わるのかの御質問についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成24年9月24日、当町主催による吉田高等学校と大井川高等学校との統合再編に係る説明会におきまして、静岡県教育委員会から、再編による新構想高校の整備について説明があり、現吉田高等学校の跡地利用につきましては、静岡県立特別支援学校施設整備計画に掲げられました藤枝特別支援学校の大規模化、狭隘化の解消と榛南地区児童・生徒の通学負担軽減等の問題を解決するため、新たに設置される学校の候補地として、吉田高校の跡地が有力な候補地となったことが説明をされ、これを契機に特別支援学校の動きが具体化を始めました。

その後、県教育委員会におきまして協議が重ねられ、本年6月24日には静岡県教育委員会定例会におきまして、（仮称）榛南地区特別支援学校の設置場所を現静岡県立吉田高等学校敷地とする決定が出され、平成27年4月の開校を目指し、知的障がい及び肢体重複障がいを対象とした特別支援学校整備に当たりましては小学部、中学部、高等部が設置されることもあわせ決定され、このことは本年7月11日の行政報告会について報告をさせていただいたとおりでございます。

議員の御質問でございます町との関係はどのように変わることにつきましては、静岡県が設置します特別支援学校と高等学校は、静岡県教育委員会がその所管に属する学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項を処理する権限を有しておりますので、学校運営上に限って申し上げれば、県と町との関係は、これまでと変わりございません。

なお、現吉田高等学校の校地の一部は町立となっておりますが、特別支援学校に移行する際におきましても、吉田高等学校に貸与している条件と同様にまいります。

また、吉田高等学校におきましては、地域への学校開放をしていただいておりますことから、新設される特別支援学校におきましても、さまざまな形で地域との連携を図ってくださることを期待しております。

その期待の1点目として、各教育現場で行う研修会への講師の派遣や事業等への支援に加え、公開研修会の開催など、支援を担う学校としての期待、2点目として、教育相談、就学相談だけではなく、保育園、幼稚園、小・中学校への支援相談など、特別支援センターとしての役割の期待、3点目としまして、医療、保健、福祉、労働の各機関と連携を図り、自立支援協議会へ参画し、地域の支援ネットワークの中核を担う学校としての期待、4点目としまして、学校開放や公開講座の開催を通じた社会体育や生涯学習だけではなく、地域防災への貢献など、地域に開かれた学校としての期待、最後に、5点目としまして、校外活動や職場実習などを通じた地域との共生、教育など、地域とともに歩む学校としての期待がございます。

また、静岡県教育委員会からは、新設される特別支援学校の概要案の説明におきまして、校舎の一部の活用されない部分も発生するとのお話も伺っておりますことから、そうしたスペースを当町の防災上必要とされる物資の保管に活用させていただけるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の新しい特別支援学校の整備に当たり、町から県へどのような要望を行っているのかについてお答えします。

静岡県立吉田高等学校につきましては、平成6年4月1日付で、当時の学校長と町長との間で結んだ覚書がございまして、その内容は、吉田高等学校の校庭等の屋外施設を避難地として、体育館等の屋内施設を避難所として使用することについての取り決めでございます。現在、吉田高等学校は、吉田町地域防災計画、広域避難所として指定されております。また、校舎南西には2トンの飲料水用のタンク、体育館の外壁には特設公衆電話を設置しているほか、グラウンドにつきましてはヘリポート基地として活用する計画となっております。

静岡県立吉田高等学校は、平成25年度末をもって廃校となり、その後施設改修が施され、平成27年度からは（仮称）榛南地区特別支援学校として再スタートすることが決まっておりますが、改修が行われる平成26年度につきましては、工事に支障のない範囲内で、現静岡県立吉田高等学校の学校施設を引き続き避難地及び避難所として使用させていただくことをお認めいただくとともに、（仮称）榛南地区特別支援学校が開校する平成27年度からは、同校の施設を当町の広域避難地及び避難所並びに福祉避難所に位置づけること、また可能な限り地域への学校開放を静岡県に対して要望しているところでございます。

次に、3点目の新たに整備される特別支援学校に対して、今後町が期待することについてお答えします。

なお、答弁中、教育に係る箇所もございますが、一括して私からお答えをさせていただきます。

現在、当町から藤枝特別支援学校に通学をしている視覚、聴覚、知的、肢体等に障がいをお持ちのある児童・生徒は小学部に15人、中学部に5人、高等部に11人の合わせて31人となっております。小学部と中学部の生徒は、同校の運行しているスクールバスで通学をし、高等部の生徒はしずてつジャストラインが運行する藤枝相良線等を利用して、藤枝地内の同校まで通学をしております。

御質問にございます町が期待することについてはでございますが、まず、吉田高等学校の跡地に（仮称）榛南地区特別支援学校が開設をされますと、現在、藤枝支援学校に通学をしている在校生が通学時に強いられている長時間の移動から開放されることとなり、特に在来のバス路線を利用して通学している高等部の子供の保護者の皆さんにとりましては、より安心感が得られるものと考えられます。

また、障がいをお持ちの子供の教育について悩みを抱えておられる保護者の皆さんにとりましては、障がいのある児童に対する指導の実績及び長年培ってまいりましたノウハウを持つ特別支援学校が地元が開設されることは、より身近に相談の場ができるとともに、これまで特別支援学校への進学をちゅうちょしていた保護者の皆さんにとりましても、今後は地元の学校の一つとして進路選択の幅が広がるものと考えております。こうしたことは、吉田町のみならず、榛南地区全体にとりましても大きなメリットであると考えております。

次に、教育の観点から申し上げますと、障がいの理解と特別支援教育体制の充実の2点がございます。

まず障がいの理解でございますが、近年、町内から藤枝特別支援学校に通っている児童が

交流を目的として地域の小・中学校へ訪問を行っております。今後は総合的な学習の機会や特別活動の時間を活用し、クラスや学年単位におきまして、お互いの学校を訪問するなど、活発な交流ができます。このことにより、児童・生徒が障がいについて正しく深く理解することが可能となります。

また、特別支援教育体制の充実でございますが、県内の特別支援学校が地域における特別支援教育のセンター的役割を担っておりますことから、小・中学校教員による授業研修を初め、各学校へ配置されている特別支援教育コーディネーター及び特別教育支援員への指導及び助言、さらに児童・生徒の保護者を対象とした相談業務の実施により、特別支援教育体制の充実が図られるものと考えております。

続きまして、2項目めの御質問でございます公共施設へ民間活力を活用した太陽光発電の普及促進についてについてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、平成23年7月に発生をしました東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、これまで国が進めてきました原子力利用を軸としたエネルギー政策は抜本的な見直しを迫られるとともに、エネルギー供給体制の脆弱性が露呈され、電力不足が懸念をされております。

目下、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保が喫緊の課題となっており、その対策の一つとして、再生エネルギーへの転換の機運が高まっております。中でも太陽光発電におきましては、身近な自然エネルギーであり、電力使用量がピークとなる昼間に発電されますことから、特に各家における電力のピーク対策としても期待されているものでございます。

こうした状況の中、国におきましては、平成23年8月26日に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が交付され、平成24年7月1日から施行をされました。この特別措置法では、太陽光や風力を初めとする再生可能なエネルギー源をもとに発電された電気を一定の期間電気事業者が買い取る、いわゆる電力買い取り制度が導入され、電気事業者が買い取りに要した費用は電気料金の一部として上乗せされ、社会全体で負担する仕組みとなっているものでございます。

このような国の電力買い取り制度の動きと相まって、県内を初め全国各地では、特にエネルギーとしての利用が比較的容易な太陽光発電に着目し、民間事業者が主体となってメガソーラー事業計画の取り組みが進められてきているところであります。こうした民間事業者の取り組みに対しまして、他の地方公共団体では再生可能エネルギーの導入をさらに促進する

ため、公共用地の未利用地や自治体が所有する公共施設の屋根へ太陽光パネルを設置場所として提供し、民間事業者を活用したエネルギー政策を進め、民間事業者は売電収入による利益を得、地方公共団体はその占用料を得るという手法が検討され、既の実施された団体があるわけでございます。

しかしながら、この電力買い取り制度は、再生可能エネルギーの普及拡大をするための有効な手段である一方で、この再生可能エネルギー発電を行う民間事業者を電力料金という賦課金によりまして、多くの国民や企業が支えるという不公平性が内在しているわけでございます。このため最近では、地方公共団体が公共施設を活用した電力買い取り制度への関与を通じて、この制度のメリットを広域的な観点から地域へ還元する仕組みづくりとして、災害発生時における非常用電源等に関する提案や環境教育、再生可能エネルギーの促進に関する提案事項を必須条件としまして、公共施設等における太陽光発電事業を実施する団体が多くなり、静岡県におきましても同様に検討され、今回静岡空港事業用地と3校の県立高校で実施されたものと認識をしているところでございます。

公共施設等における民間事業者を活用しました太陽光発電事業は、主としてこのような背景があることを踏まえまして、議員からいただきました4点の御質問にお答えをいたします。

なお、4点目の御質問は2点目の御質問と関連があると思われまますので、2点目の次にお答えをさせていただきます。

まずは1点目の公共施設への導入状況はについてお答えいたします。

当町における公共施設への太陽光発電の導入状況でございますが、平成11年3月、吉田町図書館に自然の力を利用したエネルギーについて学ぶための教材と新エネルギーの普及促進を目的としまして、10キロワットアワーの太陽光発電を設置したのが最初でございます。その後、平成13年2月に中央児童館、平成17年1月に住吉小学校体育館、平成18年7月には自彊小学校体育館に、施設の電力料金の軽減と環境教育の教材として利用することを目的として設置いたしまして、このうち中央児童館には2.5キロワットアワーの太陽光発電を、住吉小学校体育館及び自彊小学校体育館にはそれぞれ10キロワットアワーの太陽光発電を設置しておりまして、現在のところ太陽光発電を導入している施設は4施設となっております。

また、住吉小学校体育館及び自彊小学校体育館の2カ所につきましては、避難所に指定されておりますことから、災害時には非常用電源の一つとして活用するものでございます。

続きまして、2点目の小・中学校や庁舎等公共施設等への設置計画はについてお答えしま

す。

当町には、現在、公共施設等への太陽光発電の設置計画という明確なものは策定をされておられません。しかしながら、議員も御指摘のとおり、東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く環境は大きく変化をしており、太陽光発電を初めとする再生可能なエネルギーの普及を促進させることは、環境政策を進める上で大変重要なことと認識をしております。特に当町は、全国有数の日照条件に恵まれた静岡県 of 海岸線に位置し、また冬季には遠州の空っ風と言われる強い西風が吹く地域でありますことから、太陽光発電施設や風力発電施設の立地には適地であると言われております。この当町の地域特性を活かし、再生可能なエネルギー源としての太陽光発電の普及啓発を進めることは、大変有意義なことであり、吉田町総合計画後期基本計画に掲げます地球にやさしい循環型社会を構築するための地球温暖化防止対策に供するものでございます。

このため小・中学校や庁舎等の公共施設への太陽光発電の設置は、再生可能なエネルギーを普及啓発していく上で有益であるとともに、その発電された電力を自家消費することによりまして、施設の電力料金の軽減に役立つものでございます。特に避難所に指定されております町内の小・中学校への太陽光発電の設置は、先ほども申し上げましたが、通常時は環境教育への教材として活用することができ、また災害時には避難所の非常用電源の一つとして活用できるなど、複利的な効果を生むことができるものでございます。

このように太陽光発電の設置に関しましては多くの効果が期待されるわけでございます。しかし、一方で課題も幾つか挙げられるものでございます。

まず第1に、多額の初期投資を必要とすることが上げられます。太陽光発電システムの普及によりまして、従来に比べれば初期投資額も下がってきているものの、太陽光発電を導入するには多額の費用がかかり、国の電力買い取り制度を活用し、余剰電力を売電したとしても、初期投資に見合う額を回収するためには、発電設備のキロワット数にもよりますが、数十年はかかるものと推察をしております。

次に、太陽光発電は環境に左右されるため、現時点では安定した電力供給源にはなり得ないことが挙げられます。太陽光発電は、自然エネルギーでありますので、日照条件や立地条件等の制約を受けるもので、特に天候に左右されやすく、夜間は発電ができないものであります。このため避難所などの非常用電源を考慮した場合には、主要電力源にはなり得ないので、電力を安定させるためには蓄電設備を併設するなどの対策が必要となり、初期投資額はさらに増大することが懸念されるものであります。

次に、施設の設備等への負荷が挙げられます。太陽光発電を公共施設に設置しようとする場合には、当該施設の構造上の安定性を確保する必要があります。建物の構造や屋根の形態等にもよりますが、耐震補強、屋根の補修や防水工事等が新たに発生するなどのコスト増が見込まれる可能性が大いにあるわけでございます。また、これら以外にも、発電装置自体の耐用年数の課題や技術的な課題など、太陽光発電に関しましては設備的にも幾つかの課題があるわけであります。

しかし、再生可能なエネルギーの普及促進の観点からは、公共施設へ太陽光発電を設置することは大変有意義でございます。このため公共施設への太陽光発電の設置に関する町の基本的なスタンスとしましては、これまで導入してまいりました4つの施設と同様に、再生可能なエネルギーの普及啓発の促進を図るため、施設電力の軽減と環境教育の教材として設置すること及び避難所の非常用電源の一つとして活用することを目的として、特に学校施設を中心とした公共施設への太陽光発電の設置を進めていく考えでございます。

続きまして、4点目の庁舎など公共施設の屋根や町有地を事業者への貸し出しはについてお答えいたします。

先ほどの2点目の御質問の答弁の中で、公共施設への太陽光発電の設置には、効果のほかに幾つかの課題を上げさせていただきました。今回の議員からの御質問でございます民間活力を活用して公共施設等へ太陽光発電を設置していく方法は、公共施設へ太陽光発電を設置する場合の課題の幾つかを解消することができるものとともに、行財政改革の視点からは新たな収入を確保できるなど、大変有効な手段であると認識をしております。

当町でも、これまで歳入の確保の観点から、公共施設を民間事業者等に貸し出し、歳入の確保を図ろうと検討を行ってきておりまして、今回の国の電力買い取り制度を活用して、民間事業者が行う太陽光発電事業に関し、公共用地や公共施設の屋根等の空間を貸し出すことにつきましては調査しておりますが、多くの課題が存在し、導入するまでには至っておりません。

これは、民間事業者が実施する太陽光発電事業に対しまして、公共施設の屋根等の一部を貸し出し、民間事業者は国の全量買い取り制度を活用して売電収入により利益を得て、町は占用料としての収入を得ることを想定しているものですが、町の主なメリットとしましては、歳入が確保できること、太陽光発電の設置に係る初期投資がかからないことが挙げられます。

しかし、民間事業者を活用するためには幾つかのクリアしなければならない課題がございます。まずは民間事業者にとりましては、インセンティブが働く設置面積を確保することが

挙げられます。民間事業者は、国の全量買い取り制度を活用し、利益を得ようとするので、当然広い設置面積が必要となり、民間事業者にとりましては、採算が見込まれる設置面積を確保しなければなりません。民間事業者にとりましては、設置面積が広ければ広いほどインセンティブが働くこととなりますので、一定以上の設置面積が必要となります。

次に、貸付期間等の課題が上げられます。貸付期間は、国の全量買い取り制度の間であります20年を設定する必要があります。仮に全量買い取り制度を活用するにしましても、初期投資額を回収するまでには最低でも10年以上の期間が必要となり、公共施設などの一部を貸した場合、町はその貸付期間中は当該施設の防水工事等ができなくなるなどのリスクを負うこととなります。このため太陽光発電の設置可能な施設としては、比較的新しい施設でなければならないことが考えられます。また、大規模な太陽光発電を設置する場合は、特別な施設や技術が必要とされるとともに、太陽光発電に必要なパネルや装置等を置きますので、特に公共施設に設置する場合は、施設の構造上の安全を確保することが必要になってまいります。

このように民間事業者が行う太陽光発電事業に関しまして公共施設等を貸し出す場合は、クリアしなければならない課題が幾つかあるわけですが、特に町有地への太陽光発電の設置につきましては、施設の貸し出しよりもさらにクリアしなければならない大きな課題がございます。

町有地の貸し出しにつきましては、施設と同様にある程度の広い設置面積が必要となりまして、貸付期間につきましても20年は必要で、その間は町有地を使用することができなくなり、当該土地の本来の使用目的を達成することができないことが懸念されるものでございます。言いかえすと、20年間は塩漬けになるということでございます。

そして、一番の課題となりますものは、公益的な観点から、民間事業者の利益をいかに地元地域に還元させるかということでございます。民間事業者が実施する太陽光発電事業は、国の全量買い取り制度を活用して売電収入により利益を得て、町は占用料として収入を得るものでございますが、冒頭、公共施設等における民間事業者を利用した太陽光発電事業の背景でも触れましたが、この電力買い取り制度には不公平性が内在していることを申し上げました。そのため町は、この不公平さを緩和するために、いかに民間事業者が得る利益を地元地域に還元させる仕組みづくりが必要となります。また、この民間事業者による太陽光発電事業では、雇用が生まれないとともに、民間事業者が得る利益は、当町のような小さな町にはとどまらない傾向にあるため、どのように地元地域に利益を還元させるか、地域の活性化

につなげていくのが鍵となってくるものでございます。

このように、公共施設等への民間事業者を活用した太陽光発電の設置につきましては、当町のような小さな地方公共団体ではクリアしなければならない課題が多くあるわけでございます。また、当町の公共施設等には民間事業者が行う太陽光発電事業の対象となり得る公共施設等はほとんどないというのが現状でございますので、現時点では民間事業者が電力買い取り制度を活用した太陽光発電事業に対し、公共施設の屋根や町有地を貸し出すことは困難であると判断をしております。

しかしながら、民間事業者のノウハウや技術、そして知恵を活用していくことは有効な手段でございます。今後につきましても、太陽光発電事業以外の事業も含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の町民出資による公共施設への設置の検討についてはお答えしますが、ここで言われております町民出資とは、町民が出資し、全量買い取り制度を活用して太陽光発電を設置、その売電収益を出資した町民に対して分配する、いわゆる町民ファンドの仕組みを検討しているのかとの理解で答弁をさせていただきます。

現時点では、町民出資による太陽光発電を公共施設へ設置することは考えておりません。この町民出資による考え方は、確かに地域における事業を地域のお金で賄い、その投資の成果を特定の民間事業者ではなく、事業に出資した町民に享受することができるもので、地域の再生可能なエネルギーの普及啓発の促進と地域活性化において有効な一つ的手段ではないかと考えます。

しかし、このファンドの運用をしていくためには、金融機関等と連携をして、株式会社などの法人格を有する団体を設立しなければなりません。また、太陽光発電事業は出資額を回収するまでに長期間を要するとともに、太陽光という自然環境に大きく左右される事業であり、天変地異等のリスクを回避することはできず、元本割れの危険をはらんでいるものでございます。また、公共施設という限られた施設等への太陽光発電を設置するのに町民出資を募らなければならない理由が明確ではありません。このようなことから、町民出資による公共施設への太陽光発電の設置は考えていないものでございます。

現在、町は津波防災町づくりを最重点課題として位置づけ、まずは命を守る対策を進めているところであり、今後は、次のステップであります町民の財産、企業の生産活動を守る対策、歳出の生活支援対策へと進んでいくわけでございますが、今回議員の御指摘の一つでございます避難所の電源確保の課題は、町としましても太陽光発電は避難所の非常用電源を確

保するための有効な一つ的手段と考えるものでございます。しかし、防災対策上で活用する太陽光発電は、あくまでも非常用電源の一つとして副次的効果として考慮するべきであり、太陽光発電は再生可能エネルギー源として地球温暖化対策における生活環境に主眼を置くべきものであると考えております。

再生可能なエネルギー政策は、町単独で進めていけるようなものではなく、高次元的な国策として進められたい政策でございます。その政策が進んでいく中で、国・県から提供される施策等で当町にできるものがあれば、積極的に活用していきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、2点御質問させていただきまして、ちょっと御答弁のほうを長時間にわたっていただきまして、ありがとうございます。御丁寧に回答いただきましたので、再質問しなくてもいいような状態ではあるわけですが、二、三質問をさせていただきます。

まず最初ですけれども、仮称ではありますけれども、榛南地区にできます特別支援学校に期待することが、これだけ大きいということは、本当に新たに吉田高校が統合されるということで寂しいこともあるわけでございますけれども、新たな吉田町の拠点として、位置づけが非常に町としても期待しているということが御答弁から確認できました。

特別支援センターとかですかね、障がい者自立支援のセンターという形で、今まで聞きなれていないようなものの位置づけがあるという形で御答弁いただいたんですけれども、その辺についてはもう少し詳しくお願いしたいと思うんですけれども、これについては教育委員会ですか、それとも社会福祉課ですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 特別支援学校といいますのは、単なる学校施設という位置づけではなくて、障がい者の支援のためのセンター機能も設置をするということがあわせて行われるということで県のほうからは聞いておりまして、それで、特別支援学校が設置されることによって、地域への、吉田町に限らず、今度計画されているものは榛南地区全域になりますけれども、そうした地域を対象とした障がい者の皆様方の相談、それから教育を受けるための支援の相談とかですね、そうしたカウンセリング等も含めた中での支援機能をあわせ持って設置をするんだということで説明を受けておりますので。そうした点では大きな期待を持

っているということで町長から答弁があったところでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 我が町も自立支援の形であつまりーナなんていう、全国的にも先進的な施設があります。本年度から施行してございます自彊小学校で行っております通級指導教室、来年度4月から開園予定であります、今、すみれ保育園に予定しておりますこども発達支援事業所という形で、非常にその辺のセンター機能を有したものがすぐ近くにできるといふことで、本当に先を見据えた施策がマッチングしているなといふことで、町民の1人として非常に安心するわけでございますけれども。

そうなりますと、人的交流というのも、今、センター機能を有すといふ形であったんですけれども、今、自彊小学校の通級指導については、県費で、県のほうから職員が来て指導をしていただいて、今年度限りという形では、同僚議員の一般質問の中で聞いていたわけでございますけれども。そういった人的交流もなされて、吉田町の、県費の職員は義務の関係は県費でやりますのであれですけれども、保育園に関しましては町で、町単でやっているわけでございますので、職員に対してもそういった自立支援の関係。また、指定管理してありますあつまりーナに関しましても、そういった複合的なところまで見ていただけるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 通級指導教室、それから発達支援センター、それぞれ町の施策として行っているものでございますが、通級指導につきましては、特別支援学校のサービスを受けるまでにはいかない段階での支援でございますので、こうしたところについて、技術的な連携を保つ可能性はあるとは思いますが、直接的に人的交流を図って事業を進めていくといふようなことは、可能性としては非常に低いのではないかとこのように考えます。

それから、発達支援センターにつきましては、その後においては進路の選択の段階で特別支援学校を選択されるような場合もあるでしょうし、いろんなその後の進路において、特別支援学校のこのセンター機能を活用させていただくといふことは大いにあり得るといふことだと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 再質問ですが、余りないものですから、もう少し的を絞ります。

町のほうから県のほうに、先ほど企画課長が言ったこども発達支援センターじゃなくて、

センターまでいっていないみたいで、事業所ですので、一応訂正しておきます。

町から県に要望している未活用、未使用という形で、こういったものがあるのかなと今想像するわけでございますけれども、福祉実習棟とか、こういったところが利用されないというような形の県の計画を、ちょっと手元にあるわけですが、そんな形になっているところでもあります。

傍聴の方にも資料を配付してあるわけですが、ちょうど運動場のほうが町有地1万1,788平米という形で、プール側も含めて。これが町の町有地で、先ほど町長が御答弁されたように、今、無償貸与しているわけでありますので、ある程度強く町の要望を出してもいいのではないかと思うわけですが、その活用の施策として、今まで高校として使った場合と特別支援学校という形だと、少し活用形態が違ってくると思うものですから、大分グラウンドとかそういった面については、多少余剰が出てくるのではないかと思います。校舎のほうはエレベーターをつけたり、車椅子でも通れるような形で広く廊下をつくったり、改修が見込まれているみたいですが、グラウンド関係についてはありますけれども、それこそ藤枝の特別支援学校も狭隘化でございますけれども、吉中のグラウンドも、過去に同僚議員が質問したわけですが、非常に狭隘化の中で部活動をされているということで、非常に近いところにあるものですから、そういったところの部活動においての使用とか、現在週に1回ですが、スポ少のトレセンみたいな格好で夜間使っていることもあるんですが、日中のそういった形でのグラウンドを活用させてもらうようなことというのも要望の中に入れていくということは可能なんではないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 特別支援学校の施設の使用につきましては、まず校舎については5階部分の一部を使用しないということは県との打ち合わせではわかっておりますので、その活用については、町長答弁にもありましたとおり、防災上での用途をお願いをしないと、こういうことで申し入れをさせていただいております。

また、グラウンドにつきましては、やはり議員からお話がありましたとおり、吉田高校で使っていたほどのスペースは、現実的には必要がないというのは、そういう状況でございますが、ただ、施設としてプールが必要であったり、それから校庭が必要だというのは、規模の差はあっても同じものが需要でございますので。そうした中で、直接利用する部分は狭まってくるでしょうが、管理する面積というのは変わらないというふうにお伺いしております。

したがいまして、日中での使用というのは、あくまでも学校施設でございますので、その学校が使用することが大前提と。学校が使用しない中で、学校開放をお願いしたいと。しかも学校開放も、でき得る限り地域が満足度が高まるような中で開放をしていただくような整備をお願いしたいということで申し入れはしてございますが、なかなか県といたしましても、学校開放のための施設を整備するという視点で物を見るというのは難しいことございまして、あくまでも特別支援学校を整備する中での話と、こういうことございまして、どうした制度でそれを達成していただけるかというのはまだまだ調整段階にございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほどの答弁の中でも、藤枝地区においては小・中学校で交流事業的なこと、やはり日ごろからハンディキャップを負った方々との交流というのを小・中学校の段階からやっていくというのは非常にいい教育の一つのあらわれだと思いますけれども、お互いの学校を訪問し合うという形でもあるものですから、昼間もそういった観点から要望していただきたいと思っております。これは要望ですけれども、町から今後計画が今の予定ですと、設計が今年度中に3月までで、3月ぐらいに設置条例を、そして来年度から工事が始まるということありますので、まだ間に合うかもしれませんので、鋭意、我が町にとりましてさまざまなメリットがあるようなことで要望のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の太陽光の関係でございますけれども、御答弁を聞いていると、内容はいいんですけども、さまざまな課題があって、我が町では現在は考えていないといったお答えではなかったかなと思います。

ただし、防災上の拠点という面と、あと環境教育の面の二つの面をクリアすれば実施していくよといった御答弁をいただいたということは、今後、今4カ所にしかないというものを、具体的に言いますと、自彊と住小と児童館と図書館しかありませんので、吉中と中央小学校、広域避難地として機能を有します北区の自彊館とか、そういったところですね、そういった拠点となるところに設置する。例えば県に要望して、今度できます榛南地区特別支援学校、これなんかも非常に、今度改修を行いますので、そのときにあわせて広域施設、広域避難地としてそういったものを設置していくということで、御答弁の中には、できれば国・県のさまざまなメニューを知ってやっていきたいということを聞いているわけですが、そういったメニューがないと、やはりできないものではないでしょうか、初期投資がかかるということで。

町としては、町単でとか、民間の方というのは、先ほどさまざまなものがあるのか、ちょっと既設のものに関しては難しいかなという認識があるんですけども、そういったものが民間のほうのさまざまな町の要求をクリアすれば可能なんですか。それとも提案は受け入れないんですか。その提案を募集してさまざまなものでいい提案があれば受け入れていくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） この再生可能エネルギーの国の制度、買い取り制度でございますが、この買い取り制度に当町としては少し、町長の答弁の中でも、不公平性が内在しているんだというふうに申し上げましたが、この買い取り制度、それから国のエネルギー政策について、当町はほかの自治体には負けないぐらい研究も勉強もしております。その中で、この現在の国の買い取り制度というのを行政として進めるべきかどうかと、こういうところに少し疑問を持っておりまして、全量買い取り制度というのは民間の事業者、電力会社も含めまして、それをいかにして手助けをするという役割を担うかというところに主眼が置かれているようでございます。そうしたこともありまして、今のところは自家消費を前提とするものであれば、それはちゃんと考えていきますが、全量買い取り制度にのせて、今の国の制度の中で運営をするようなものは検討するつもりはございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 国の買い取り制度以外で小規模な非常用の電力確保という形で、避難所に関しましては設置のほうをまた来年度予算立てしていただきたいと思いますと思うんですけども。今の御答弁から、今、住宅に対しまして町のほうで募集しているわけですよね、太陽光発電、2万円補助するという形でありますけれども。あと1分ですね。

それが、募集をしているんだけど、申請に行ったらもう終わりましたよという形になっているものですから、その辺のところをしっかりとやってもらわないと困るというような御意見もいただいておりますので、しっかりと予算枠が終わったところで、もう終わりましたというアナウンスは広くしていただきたいと思いますので。

最後にちょっと要望でありますけれども、させていただきまして、終わらせていただきます。

○議長（八木 栄君） 以上で12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 本日は、吉田町の教育方針についてと題しまして、学力向上について
ちいさな理科館についてを教育長に質問いたします。

まず最初に、学力向上について質問いたします。

本年8月末に文科省から全国学力・学習状況調査、今後は全国学力調査と略しますが、その結果が公表されまして、参考資料の表に記載しましたように、小学校6年生の国語Aが全国最下位となったことから、川勝県知事がちょっと騒ぎ初めまして、県教育委員会を初め対策に躍起になっております。

吉田町におきましても、「児童生徒学力向上委員会」を発足させまして、対策を図ろうとしております。

そこで、以下に質問いたします。

1、2013年全国学力テストにおける吉田町の小・中学校の平均正答率はどのくらいだったのでしょうか。

2、参考資料1のグラフに国語Aの2007年からの順位の推移を紹介いたしました。算数を含めて、ここ数年来、静岡県の小学生の全国学力テストでの結果の悪化は著しいものがあります。それに対して町は今までどのような学力向上策を行ってきたのでしょうか。

3、児童生徒学力向上委員会は、何が達成できれば終了とするのでしょうか。

4、10月に行われました行政報告会におきまして、教育長は、今後は地域ぐるみで学力向上を図っていくと述べられましたが、地域ぐるみの学力向上策として、現段階でどのようなことを考えていますか。

続きまして、「ちいさな理科館」について質問いたします。

ちいさな理科館は、開館して3年間が経過いたしました。ちいさな理科館の管理及び運営に関する規則の運営方針として、第2条第1号に、学校から離れた場所で自由な時間に子供たちに夢と刺激を与え、一人一人に科学への扉を開かせる活動を行うと記載されています。また、開館当時の「広報よしだ」で、科学への扉を開くと題しまして特集を組んでおりまして、そこには科学への扉を開くとは、単純に理科に関する興味を増してもらうだけでなく、

子供たちにみずから考える力を養ってもらうためという意味を持っていますと高い目標を掲げているわけでございます。

一方、開館以来、ちいさな理科館への来場者数は、参考資料3に示しましたように減少の一途をたどっております。

そこで、以下に質問いたします。

1、ちいさな理科館の設立目的に対して、現状をどのように評価していますか。

2、理科好きな考える子供を育てるために、ちいさな理科館のどのような機能に町は最も期待しているのでしょうか。

3、ちいさな理科館の来場者増加に向けての方策を考えていますか。

以上、回答をよろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 学力向上についてお答えをします。

文部科学省が示す学習指導要領によりますと、学力とは、知識は技能はもちろんのこと、これに加えて学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などと定義されております。

次に、全国学力・学習状況調査の目的については、実施要領の中で、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通して教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとされております。

調査は、名称のとおり、学力調査と学習状況調査の二つが実施されたところですが、そのうち学力調査で静岡県は小学校国語Aで全国最下位となるなど、全科目で全国平均を下回り、中学校では全科目で全国平均を上回る結果となりました。

当教育委員会もこの事態を真摯に受けとめ、結果を分析し、学習のみならず生活などさまざまな面からの検証を実施しているところです。また、全国学力・学習状況調査の結果を教育委員会や教師、保護者で共有することが学校運営への理解と協力を得ることにつながると考えたこと、加えて学校のみならず学校を取り巻く保護者や地域の皆さんが一体となって学力向上という課題に向かい、取り組みを進めていかななくてはならないと考え、これらの取り

組む組織として、吉田町児童生徒学力向上委員会を設置いたしました。

この委員会は、本日までに2回実施し、本年度の全国学力・学習状況調査の町単位と学校単位での結果の分析、検証を終え、この後に的確な対応策を立案していくよう進めております。対策のスタンスといたしましては、まずは授業改善を、あわせて学校、教育委員会、家庭、地域が学力向上に対して同じ方向性を持って、それぞれができる限りの取り組みを行うよう進めてまいりたいと考えておりますので、御承知おきください。

それでは、1点目の御質問、2013年全国学力テストにおける吉田町の小・中学校の平均正答率はどれくらいだったでしょうかにお答えします。

平成25年度の全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いについては、実施要領の中で、市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと、市町村の結果の公表については、市町村教育委員会の判断に委ねるとされております。また、子供たちへの影響も考慮し、慎重にお答えする必要がございますので、どの程度であったかにとどめさせていただきます。

では、まず小学校の町平均正答率ですが、国語については、主として知識を問う問題であるA問題及び主として活用を問う問題であるB問題ともに全国平均を下回りました。また、算数については、主として知識を問う問題であるA問題及び主として活用を問う問題であるB問題は全国平均を若干下回っております。

続いて、中学校の町平均正答率ですが、国語については、主として知識を問う問題であるA問題及び主として活用を問う問題であるB問題ともに全国平均を若干下回りました。また、数学については、主として知識を問う問題であるA問題は全国平均を若干下回り、主として活用を問う問題であるB問題は全国平均と同じでございました。

次に、2点目の御質問のここ数年来、静岡県は学力低下は著しい。それに対して町は今までどのような学力向上策を行ってきたのでしょうかにお答えいたします。

議員は、静岡県は学力の低下は著しいと御指摘されておりますが、今回の全国学力・学習状況調査のうちの学力調査の部分、テストではかることのできる学力だけを見ると、確かに低下していると捉えております。

当町のこれまでに実施してきた施策といたしましては、各小・中学校への教員補助及び理科支援員の配置、図書費の増額による蔵書の充実、学校での夏休み期間中や朝の補充学習、ボランティアなどによる読み聞かせといった施策を講じてまいりました。また、教育環境を整える施策として、学校教育の分野では、吉田中学校の教室への冷暖房設備の整備、児童・

生徒の健康を保つといった面での健康診断など、家庭学習の分野では、親のための「算数・数学おもしろ講座」や親のための「理科わくわく講座」などの施策を講じてまいりました。

しかしながら、今回の全国学力・学習状況調査の結果を評価すると、学力向上に働きかける新たな施策の実施や既存の施策をさらに充実させていくことが必要と考えます。特に子供たちが学力を身につける場は、まずもって学校でございますので、教職員の資質の向上と、それによる授業改善、また学校により学力の現状が異なることも勘案し、今後この部分に焦点を当てて施策を講じていかなければならないと考えております。

次に、3点目の御質問、児童生徒学力向上委員会は、何が達成できれば終了とするのでしょうかにお答えをします。

吉田町児童生徒学力向上委員会は、本年度の全国学力・学習状況調査の結果から見た成果と課題を明らかにし、課題を解決するための対応策について、学校、保護者、地域が一体となって学力向上という課題に向かって取り組みを進めていかなければならないと考え、設置したものでございます。よって、今回の委員会の当面の目的は、この課題を解決するための施策を確立することにございますので、これができた時点で委員会は一区切りする予定ですが、毎年の調査結果によっては再度委員会を立ち上げていく考えでもあります。

なお、全国学力・学習状況調査は、今後も実施されますので、教育委員会及び学校といたしましては、その結果から教育施策の成果と課題、あるいは学校では教育指導の充実や学習状況について、継続的に検証し改善を図り、子供の学力の強いところは伸ばし、弱いところは補っていくよう努力してまいります。

次に、4点目の御質問、地域ぐるみの学力向上として、現段階でどのようなことを考えていますかにお答えします。

吉田町児童生徒学力向上委員会は、教育委員会、学校、家庭、社会教育の代表者で組織しており、今後それぞれの立場でできることを行い、それらが相互作用することによって、学力向上を図るよう考えております。

具体的には、まず学校の授業改善を考えております。県の学力向上推進協議会会長、吉田町児童生徒学力向上委員会アドバイザーである静岡大学大学院の村山功教授に、町内の4小・中学校で実際の授業をごらんいただいた上で、全教員に対し、本年度の全国学力・学習状況調査で浮き彫りとなった課題と授業等の課題についてお話しいただくことで、全教職員が課題を共有し、まずは学校ぐるみで学力向上に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

あわせて、家庭では、学校から伝えられた家庭学習の仕方、教科の特性などを活用し、家

庭学習を充実させることや地域の方々に講師になっていただくなどの支援により、放課後等に補充学習を実施する。幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携教育など、吉田町児童生徒学力向上委員会で上げられた対応案について、実施可能かどうか吟味し、取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも全国学力・学習状況調査の目的である児童・生徒の学力・学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、さらにそのような取り組みを通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを念頭に置き、調査結果をもとに構築した政策を展開してまいり所存でございます。

議員におかれましても、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

続いて、ちいさな理科館についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問、ちいさな理科館の設立目的に対して、現状どのように評価していますかにお答えします。

ちいさな理科館は、本年8月をもって平成22年8月開館から3年が経過いたしました。その間、教育委員会といたしましては、ちいさな理科館設置条例第1条にあるふるさとの自然に愛着を持ち、自然の事物、現象に触れる活動を通して、子供の自然科学に対する興味、関心を引き起こすとともに、町民の生涯学習を実施すること、また整備の趣旨と目的である子供たちの理科離れを減らし、探求心に刺激を与えることができるような実験や観察の機会をより多く提供し、少しでも理科に対して興味を持たせるよう努めてまいりました。

ちいさな理科館の主要事業であります理科講座は、主に教育委員会が委嘱した運営スタッフが企画して実施しております。その指導方針といたしまして、実験や工作の中で、結果や現象からなぜそうなるのかといった疑問提起を子供たちにしっかりと行い、子供たちの考える力を養うことができるよう共通認識を持った指導を実践していただいております。3年間で事故なく多くの講座を開講することができたこと、また、それらは学校行事等の特段の事情がない限り、ほぼ定員を満たして実施できたことについては評価に値するものであると考えます。その反面、小学校1年生から6年生までという幅広い年齢層への一括指導となるため、受講者に知識や意識といった面での大きな差が生じており、指導の難しさを痛感し、この部分への対応が課題と感じております。

今後につきましては、児童の発達段階に応じた、より質の高い講座の運営を実現するため、運営スタッフとこれまで以上に協議を重ね、工夫してまいりたいと考えております。また、

ちいさな理科館設置条例の中の町民の生涯学習の場とするといった観点の運営が不足していたと評価しております。立地的にも町立図書館と併設しており、町民の誰もが図書による調べから実験、実証へといった流れを体感でき、また、若者、年配を問わず、さまざまな知識を持った方が指導を通して生涯学習の場とするような取り組みを進めていかなければならないと考えております。

次に、2点目の御質問、理科好きな考える子供を育てるためにちいさな理科館のどのような機能に最も期待していますかにお答えします。

ちいさな理科館は、知識を与えることを主目的とせず、学校の授業の場では扱うことのできない専門性や子供たちのニーズに沿った実験、観察を行うことができる施設でございます。その中で、原則として身近な自然や生き物を講座の素材に使用することによって、実際に見て触れて体験することを通して子供たちの創造性が高まり、子供たち自身がみずから考え課題解決する能力が養われることに期待しております。このことを踏まえましても、先ほど触れさせていただきましたように、町立図書館と併設した立地条件を最大限生かし、実験により生じた疑問を図書で調べ、再び実験するといった学習サイクルを確立させ、学習施設としての機能向上に努めてまいります。

最後に、3点目の御質問、ちいさな理科館の来場者増加に向けての方策を考えていますかにお答えします。

ちいさな理科館の来場者の増加に向けての対策といたしまして、2点上げさせていただきます。

1つ目は、学校教育との連携でございます。これまで、ちいさな理科館だよりを毎月発行し、町内小学校児童全員に配布し、理科館の講座及び活動を広く周知してまいりました。また、夏休みの自由研究支援や吉田町教育会主催、各小・中学校が実施いたします親のための理科わくわく講座の開催など、積極的に町内小・中学校との連携に努めてまいりました。しかしながら、開館時のピークは別として、二、三年目の来場者数を見ると、議員の御指摘のとおり、減少傾向にあります。今後につきましては、小学校のみならず、中学校及び高等学校との連携を強化し、さらに幼稚園、保育園との連携を視野に、より多くの子供たちにちいさな理科館に触れてもらう機会を提供してまいりたいと考えております。

2つ目は、社会教育との連携でございます。ちいさな理科館を生涯学習の場として、子供たちだけでなく、多くの町民の皆さんに来館していただけるよう連携を図るよう進めております。その一つは、今年度初めて地域教育推進協議会からの依頼により、住吉わっぱくらぶ

が実施した通学合宿において、運営スタッフが会場に出向き、出前講座を実施いたしました。さらに、片岡きらめき塾では、参加児童をちいさな理科館に招き、特別講座を実施いたしました。双方とも参加者から、理科の楽しさを体感することができたことの感想をいただき、充実した講座であったと聞いております。今後につきましても、チャレンジ教室や生涯学習等でのちいさな理科館を利用した講座の開講や各種団体との連携、町民の皆様がちいさな理科館に触れていただき、新たな発見や感動を味わっていただくような機会をより多く提供することで、来場者数の増加につなげてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 御答弁ありがとうございました。

最初の全国学力テストの吉田町における平均正答率ということですが、小学生で全国平均を下回っているというのは、校長先生の名前が上がらなかったことでも明らかなんです。静岡県の平均に対しては、吉田町はどうだったのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 静岡県平均との比較についてお答えをさせていただきます。

まず、小学校国語Aでございます。小学校国語Aにつきましては、静岡県に比較しまして、やはり若干下回っているところでございます。

次に、小学校国語Bでございますが、これも、やはり若干下回っているという状況であります。

小学校の算数A、それと小学校の算数B、それぞれ若干下回っているというような状況であります。

中学校でございますが、中学校につきましては、国語A、Bそれぞれやはり若干下回っております。数学でございますが、中学校の数学につきましては、やはりそれぞれ若干下回っているという状況であります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この静岡県の特徴として、国語Aです、ほかのもそうなんですけれども、国語Aが特にひどいというのは後半の問題の未回答が多いと。最後の7問目の未回答が

全国が21.9に対して静岡県が39.9%、倍ぐらい答えていない人が多いと。そういうことに関していえば、吉田町はどういう結果になっていますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 吉田町の傾向といたしましては、議員さんおっしゃるとおり、やはり全問、最後の問題の何問かに到達するということが少ないということがございます。傾向としては、例えば小学校の国語Aの場合は、二山ができていうふうには、分布図で見ますと、二山でございます。通常は、山がこう真ん中が高くなるというのが普通であります、ですから、その山が上に行くほどいいということになります、小学校国語Aの場合は二山、小学校国語Bは一山です。傾向としましては、山が少し真ん中より下という、そういう状況です。若干小学校国語Aだけそういった特徴があります。あとにつきましては、やはり一山の傾向であります。最後のほうの問題まで到達するところがやはり厳しいと。大体多い問題でいきますと19問でございます。19問まで行かずに17問ぐらいで息切れしてしまうという傾向があります。もちろん全問正解の子はたくさんいますが、そういった傾向があります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の全国学力テストでは、質問紙調査というものがあまして、学習に対する関心とか意欲とか態度とか、そういうのを調査しているわけですが、静岡県と全国の差でちょっと特徴的なのが国語好きということで「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」も加えて足して、全国が57.9%に対して静岡が50.2%で、ここで7.7%差があります。学校の授業の予習をしていますかという問いに対して、全国は41.3で静岡県が38.1%で、ここは3.2%の差があります。復習をしていますかというところになると、全国51.4%に対して45.8%、ここは5.6%差がある。

この三つに関して、吉田町はどうなんでしょうか。

[発言する人なし]

○4番（平野 積君） 議長、ないようでしたら後で。

○議長（八木 栄君） ありますか。

教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） まず、国語の場合は、やはり吉田町の子供も好きだという傾向が多いと思います。それで、予習、復習の関係につきましては、すみません、デー

夕をちょっと今持ち合わせておりませんので、申しわけございません。国語に関しては、やはり好きだという傾向があります。それと、読書が好きだというのが、やはり全国、県内と同じで、好きだという傾向にあります。

国語でよろしいですか。

○4番（平野 積君） 結構です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 全国平均よりも高い、好きだが多いとおっしゃっていますか。じゃ、静岡とは傾向が違うということですよ。

〔発言する人あり〕

○4番（平野 積君） 議長。いいです。後で確認します。

じゃ、ほかの質問をします。

○議長（八木 栄君） はい。

○4番（平野 積君） 今までもいろいろ学力ということに対して検討をされていたということでもございましたけれども、今回、児童生徒学力向上委員会というのを設置して、さらに自立を図っていこうということなんですが、本定例会、町長が行政報告におきまして、この委員会に対して、教育委員会では今年度中には検証結果及び学力向上を図るための効果的な方策をまとめ、来年度以降の教育施策に生かしていく方針とのことでもございますので、その成果に大いに期待しているところでございますと述べております。それで、具体的にこの委員会にどのような結果をもたらすということを町長は期待されているということなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 教育委員会は私の管轄外でございますので、私がコメントすべき事項ではないと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 期待はしているけれども、言えないということですね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然最終的には私のところに、町民の皆さんもそうでございますけれども、教育委員会というのも町民の皆様の意識の中では私の管轄下にあるような感覚をお持ちだと思いますので、当然のことながら、私のところにいろんな形で来るとは思いますけれども、大いに期待するところではございますけれども、その内容等につきましては、当然の

ことながら教育委員会の専権事項でございますので、コメントすべきではないと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。

じゃ、教育委員会に聞きます。

この児童生徒向上委員会というのは、その学力向上を目指すということでございますが、
どういうレベルを目指そうという、その課題設定というのはやられていますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 課題設定ということですが、学力向上委員会の目的は、先ほど述べたように、やっぱり、いわゆる今回の結果で出てきた学力をさらに向上させるということころもあります。だけれども、一番大事なのは、そういった学力向上とともに、この学力状況調査の目的である我々の施策の改善だとか学校の指導方法の改善だとか、そういったところが一番の最終目的になっていくというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと私も説明不足がありました。

課題設定というのは、例えば向上を目指そうとしても、全国学力テストの成績だけの話ではなく、全体的に学力を向上させていこうというお考えはわかりますけれども、先ほど答弁の中にもありましたように、調査目的というのが教育の継続的な検証、改善のサイクルをつくるんだという、それが一つの学力の調査の目的であると。それを指標として学力を上げていこうとしているわけですね、この全国学力テスト。そうしたら、今、吉田町が求めるのは、例えば3年後に全国平均上回るぞと、例えば5年後にはトップを目指すんだとか、逆に1ポイントでも上がれば学力向上だとおっしゃるのか、その辺のどういうレベルを目指すかという、そういう課題設定の意味で聞いたんですが、そこに関してありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 答弁の冒頭でも述べたように、学力論をやり合うということが僕は目的じゃないんですけれども、今回のもちろんA問題にしてもB問題にしても、いわゆる学力調査であらわれている部分は学力の中の一部でしかないので、そういった当然結果として上がっていくことを望んでいることは確かです。でも、それだけではないということも、例えば先ほど議員がおっしゃった学習状況調査のほうでも、吉田町で力を入れてまいりました図書費等の問題については、例えば昼休み、放課後、学校や休みの日に本を読んだり借り

たりするために学校図書館、学校の図書室、地域の図書館にどれくらい行っていますかというのは、これ全国平均は上回っているわけですよ。だから、そこと国語の結果とはどうなんだと、そういうところに我々はメスを入れて、総合的な学力を上げていくことが必要だと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう点では、向上委員会で2回、もう会合を持たれて、検証結果というのはもうまとめたというお話が先ほどございましたけれども、じゃ、その吉田町の検証結果というのは簡潔にまとめて言えばどういう結果なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現在のところ、先ほど申したように学校の分析と町の結果の分析を終わって、こういうところが弱い、こういうところが強いというところが出ております。それについての対応策を、1回目の終わりに対応策をこんなものがあるじゃないかということを上げましたので、今度は2回目では、これをそれぞれの保護者の代表の方、我々、学校というグループの中で、どういう対応策ができるのかということを考えているところです。だから、今後はそこから施策的なものに発展していくものもあるでしょうし、地域の皆さんに御協力いただく部分もあるでしょうし、家庭で心がけていただきたいような、そういったことも出てくるように思っています。そんなことでまとめをしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほどの目標といった話にちょっと戻るんですけども、今回、村山静岡大学の教授をアドバイザーとしてやられていると、あと参観というか、学校を見ていただくということなんですが、11月20日ですか、県教育委員会の学力向上推進協議会、これ村山先生が会長をなされていると。その中で、小学校の学力低下要因、六つ上げられているわけですが、その中に、根拠や理由を踏まえたり目的を持ったりする児童の思考の弱さというのがあります。やはり目的を持たないとなかなか前へ進まないと、私も思っています。

その中で、やっぱり向上委員会として、目的というのが明確ではないと、向上策をつくるにもどういう向上策をつくっていくのか、とにかく、要するに少しでも上がれば、全体的に上がれば、バラ色の、虹色の結果が出てくるのではないかと。こうやったらいいですよ、理

想的な話がいっぱい出てきて、それを本当にどうやってやっていくのかというのが本当のポイントだと思うんですが、やっぱり明確な目的がないと、なかなかそれに合わせた向上策というのはつくりがたいんじゃないかと私自身は思っているんですが、その向上委員会に対して、目的が示されていないと。村山先生がそのアドバイザーであっても、その目的がなく向上策をつくるというのはちょっと違和感があるんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員がおっしゃる目的というのは、例えば点数が3点から5点に上がるとか、そういったことも含めてですか。

○4番（平野 積君） 含めてです。

○教育長（浅井啓言君） 含めてということで。それは先ほどおっしゃったように、点数的なものが上がっていくことも一番大事だと思います。それも一つの指標になると思いますけれども。やはり我々は今の吉田町の子供たちの現状、学力・学習状況から見た課題は何かというのは、例えば先ほど少し言えませんでしたけれども、国語のほうで二極が出ているとか、あるいは、最後までやり遂げる力が足りないだとか、そういったような幾つかの課題が出されました。だから、それに従って、今度は対応策をやって高めていくことで十分学力の向上につながっていくというふうに考えておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これは最後にしますけれども、1回委員会はまとめれば解散します。来年の結果に従って、次第によってはまたつくるかもしれませんとおっしゃいましたよね。それを毎年繰り返すのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） そもそも、繰り返しになりますけれども、この全国学力・学習状況調査の目的というところにいつも返っていかなければならないと思いますので、教育委員会としては、この学力状況調査の結果を分析して、施策の改善だとかそういうことに取り組んでいく。学校も、その結果を分析しながら指導方法の改善に取り組んでいくと。その両輪が合っているわけで、そこに今回の場合には、結果をもとにして学力向上委員会というのを設定してやっていくわけですから。行政報告会のところでも述べさせたように、要するに吉田町の子供たちの確かな学力を育成するという課題に答えていければというふうに思っていますけれども。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） もう質問はしませんが、やっぱりその全国学力テストを指標にしているのであれば、それに対する目標というのは明確にしてもいいんじゃないかと私は思っていますということ。

じゃ、次、ちいさな理科館に、先にちいさな理科館をやります。

○議長（八木 栄君） 平野議員、先ほど学力テストの結果で資料がないということがありましたが、それは後でいただくようにしますかね。

○4番（平野 積君） 私が聞きに行ったんでいいと……

○議長（八木 栄君） よろしいですか、それは。

○4番（平野 積君） はい。

○議長（八木 栄君） わかりました。

○4番（平野 積君） ちいさな理科館に関して、最初にちょっと確認しておきます。ちいさな理科館と町の関係です。ちいさな理科館設置条例の第5条に、教育委員会は地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する者に理科館の管理を行わせることができるかとありますけれども、現状は教育委員会が直接管理しているという理解でよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、第5条の規定は指定管理者に関する規定でございますが、これは将来を見据えた上で加えた条項でございます、そういったことも視野に入れているというところでございまして、現状では教育委員会が直接管理をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それとは別に、ちいさな理科館の管理及び運営に関する規則の4条に、理科館に館長その他必要な職員を置く。2項に、館長は、理科教育及び理科館の運営に関して識見を有する者のうちから教育委員会が任命する。3項に、館長は、次に掲げる職務を行う。この1として、上司の命を受けて、運営全般について指揮監督すると書いてあるんですが、この上司というのは誰に当たるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 当然ながら、これは、館長は教育委員会の任命でござ

いますので、最終的には教育委員会でございますが、直属の上司ということになりますと、やはりこれは教育長ということになります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちいさな理科館をもう少し。

大きな機能とすれば、講座と展示ということになって、先ほどの答弁の中で、いろんな方、今は小学校がメインですけれども、いろんな方に見ていただくということでございますけれども、展示が余り変わっていないですね。そういうことに関して、やっぱりリピーターを増やして、どんどん関心を持ってもらおうと思えば、定期的に循環させて展示を変えていく。行ったらまた新しいものを見つけたぞというような、そういうような展示をしていくほうがより人は来ていただけると思うんですが、そういうことに関して、その理科館とのお話というのはやられていないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 展示につきまして、確かに現在展示しているものにつきましては、大変長期間で展示してございます。年度当初からは、御存じのとおり、例えばスペースシャトルに使う材質のものだとか、あるいは島田工業高校の作品だとか、そういったものを展示させてございます。やはりこれから展示を、こういったものは、やはり入場者数を増やすという上で大変必要なことでありますので、現在展示しているのは四季の植物、これを展示してあるわけでございますが、私も見まして、大変貴重だとは思いますが、やはり変化していくということも大事でありますので、そこら辺のところをもう少し回数を増やしていくということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういうことを指導していくということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 指導してまいります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先日、議会報告会がございまして、そのちいさな理科館に行っても、しっかり説明してくださる方がいなくて、それが何回か繰り返されると足が遠のくという、それで説明員を置いてほしいという要望がありました。それに対して、今、ちいさな理科館

には正規職員というのはいらっしゃらないわけですよ。臨時の方でやられているんですが、正規職員を配置して、子供や親に対してしっかり説明できるような教育をしておけば、そういう方は「ああ、おもしろいな」という話になると思うんですが、そういうお考えはありませんか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 議員さんのおっしゃる説明員がいなかったというお話でございますが、女性の事務職員を置いて、今まで説明をするようにしておりました。どなたがそれをおっしゃたかというのはちょっとわかりませんが、それは説明をするように心がけておりますし、職員にも指導しているというふうにしておりました。現在、そういったところが至らんということであれば、それについては再度指導していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 来場者を増やすということは、理科に対して関心を持っていただく人を増やすと。それで将来的には、先ほどの学力テストに関係しますが、自分で考えるという能力を増やすということで。今、ちいさな理科館は目立たないんですよ。図書館のほうから見たら、図書館に隠れていますから。入り口が今、たしか図書館ですよ、図書館から入りなさいという指導だと思うんですが、これ図書館長に聞きたいんですが、その入り口の図書館にちいさな理科館に関する掲示が全くないんですよ、講座は何をやっているかとか。それは何か理由があるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 特にありません。

以前は掲示していただきたいというのがありましたので、1階の喫茶コーナーの壁に張らせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） じゃ、それは正面のところにやっていただくということであれば、やっていただけるということでもよろしいですか。わかりました。

それと、来場者を増やすということであれば、一つの提案であるんですけども、今、図書館の近くは舗装していますよね、駐車場。その北側というのは今舗装されていないじゃな

いですか。

○議長（八木 栄君） それは質問ですか。

○4番（平野 積君） はい、質問です。

その認識はないですか。いや、どちらでもいいです。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 図書館の入り口のところが舗装していない部分はまだあるということで、それがちいさな理科館の来場者数の減少につながっているということでよろしいですか。そういうことですか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 駐車場です。駐車場というのは舗装されている部分と舗装されていない部分があると。そこを舗装して、その舗装したところから、図書館からの入り口じゃなくて、そこにしっかりした門をつくて、ちいさな理科館と。こころの池がございますよね。こころの池のほうからちいさな理科館に。その理科館専用の道をつくるというようなことはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 今後計画していきたいと考えております。理科館側と協議しながら、自分もそのように思っています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、こころの池というお話をしましたけれども、今あのこころの池が汚いこころの池になっているのを御存じですか。

○議長（八木 栄君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 汚いの意味がわかりません。

○4番（平野 積君） ぼうぼうで、何かヤシが生えて……。

○議長（八木 栄君） はい。

○図書館長（浅井勝巳君） 汚いとは思っておりません。ただ、自分でこいでおります。抜いています。今も、今後のあれをもう少し、水の面積が減っておりますので、水の面積を広くさせたいなということで思っております。中も自分が入って、生物等は全て観察しております。

〔「了解です。余り時間がないので」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) やっぱり目的がみずから考える子供を育てるということでございますので、そういう講座を増やすということをしっかり考えていただきたいなど。我々も経験があると思うんですけれども、課題があって、考えて考え抜いて、答えがわかったとき、これはすごいと、うれしいわけです。そういう成功体験を繰り返すことによって、もっと考えようとか、そういうのがどんどん身についてくると思うんです。先ほど講座の中でもそういうことはやられているとおっしゃるんですが、なかなかちょっと、私が見る限りにおいては、あの辺消化している部分もないかなと。これおもしろいよね、やってみようというか。もう少し、じゃ、これどうなっているんだろうと。それで考えさせて議論させるわけですね、例えば。みんながいろんな意見を出し合って、最後に先生がこれはこうなんだよ、ああそうなのかと繰り返すことによってもっと興味もわくし、次の講座も出ようというようなことになるんじゃないかと思うので、その辺を教育長に上司としてしっかり見ていただきたいと思うんですが、いかがですか、教育長。

○議長(八木 栄君) 教育長、浅井啓言君。

○教育長(浅井啓言君) 理科館の現状とか課題を整理して、また取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) じゃ、地域ぐるみの学力向上にちょっと戻ります。

私自身は、教育の原点というのは家庭だというふうに思っています。家庭で幼児期から知りたいと思う気持ちとか学ぼうというような意欲とか、そういうのを育てる。また道徳心に対しても育てていくと。学校においては、その学力の向上というようなところをしっかりとやって、共同生活での考え方ですかね、立場とか秩序とか、そういうのを教えていけばいいと思うんですが、教育長は、家庭教育ということに関してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長(八木 栄君) 教育長、浅井啓言君。

○教育長(浅井啓言君) 我々が取り組もうとしている地域で学力向上という面でお答えしていきますと、もちろん学校が勉強するところで、授業ですので、もちろん学校の授業が一番だと思っております、教育委員会としては。そして、その授業が楽しくて、本当はまた家庭に帰って家庭学習もやるわけで、何もそこで家庭の場で勉強を見てくれということをお願いしようとしているわけではありません。家庭では家庭学習の習慣、そういったものを身につ

けていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 小学生の3、4年ぐらいから学力に差が生じてくるというお話、聞いているわけですが、そうしたときに、そのような学力の差が生じないように、高いレベルが一番いいんですが、高いレベルで生じないようにするにはどうすればいいというようなことに関して、教育長はお考えをお持ちですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 低学年から学力をきちっと身につけていくためにはどういうふうにしていったらよいかというふうに理解をさせていただきましたけれども、どうしても、それは理解に早い、遅いだとか、そういうことは生じてくると思います。それは当然だと思います。ですので、そこをどういうふうにかバーしていくのかということが一つの大きな課題かなというふうに思っています。

この間の学力向上委員会の中で、保護者の代表の方がこんなことを話されました。それは、学校の先生も忙しいのはわかるけれども、理解できるけれども、もう一步、学校でわからなかったところがあったら教えてほしいというような意見が出ました。我々ももつともだなどいうところを持っています。そういった意味で、先ほどの答弁の中でも申し上げたように、地域の方に協力していただいて、少し学校の先生と一緒に、あるいはそういった循環ができるようになったら、地域の方で少し勉強を見ていただいたりという、そういったことをしていけば、そういったものは埋まっていくんじゃないかというふうに思います。それを当然家庭だけに投げさせるつもりもないし、学校だけに責任を負わせるつもりも教育委員会としてはありません。

したがって、地域ぐるみで学力向上というのは、そういったことです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 時間も少ないんです。

つまり先ほど言った家庭での教育というのは、勉強を教えるという意味ではなくて、やはり子供たちの学ぶ心とか、知りたがるとか自分で考えると、そういう気持ち的な問題ですね。そういうものを育てるということに関して、教育委員会として、子供の教育じゃなく親の教育と、そういうことを、親をそういう面で教育していくというようなことは考えていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 家庭教育の充実という視点で、現在教育委員会が取り組んでいますことは、社会教育部門で取り組んでいる家庭教育学級というのがそれぞれの学校にあります。そういったものも充実させていったほうがいいんじゃないか、あるいはもっと、例えば家庭教育のあり方だとかそういったものも、いわゆる学習の機会としての家庭教育学級の充実ということですよ、イベント的なものじゃなくて。そういったことを取り入れていったらどうだという意見も前回の学力向上委員会が出ていますので、そういったことを取り入れていきたいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後、今後吉田町、子供は大切なわけですよ。しっかり頑張って、高い学力を持って、人に対しては優しく接して、判断するときは高い理性で判断して、立派な子供に育てていきたいと私も思うし、皆さんもそう思っているんですが、そこをより充実させて、そういう子供が多く輩出できるような吉田町の教育というのを充実させていたいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。力強い言葉があれば助かりますが。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員からも激励の言葉をいただきましたので、教育委員会も学力向上について全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆さんもぜひ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど議員から、委員会が設けられて、それに私は期待しますよと。ただ、その内容について、出されたものの内容についてはどうのこうの私ができることじゃない。ただ、いわゆる結果として、要は議員はもう御承知だと思いますけれども、アメリカなんかの大金持ちが自分の子供にどのような教育を施すかという、ハーバードとかプリンストンとかエールの大学の教授を全部呼んで、学校に行かないですよ。徹底的に高等教育を小さな段階からやる。子供に財産を残すんじゃなくて教育を残すんだという方向に來ていますよね。

だから、委員会が出すことについての、その最終的な、いわば結果として し、私が期待するのは、この吉田町というものがいわば教育を売りにできるような町になる。す

なわち子供さんを持った若い夫婦が吉田町の教育にあこがれて移住してくる、こういうような町をつくりたいと思っておりますので、そういうようなことを教育委員会と、いわば出すものについて期待すると、こういうことをございますので、御了承願いたいと思います。

○4番（平野 積君） じゃ、最後に一言。

私もそう思って、吉田町を教育立町みたいな形に持っていけたらいいなと私は思っていますので。頑張ってください。

○議長（八木 栄君） 以上で、4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

続きまして、私が一般質問をいたしますので、会議規則第50条の規定により、副議長と交代します。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○副議長（藤田和寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

ここから議長にかわりまして、議長の一般質問が終わるまで、副議長が議事を進めます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 君

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

私は、平成25年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、さきに通告いたしましたとおり、町内スポーツ施設の整備について質問をいたします。

第4次吉田町総合計画における基本計画の中で、町内スポーツ施設の整備について、屋外の運動施設を取り上げ、質問します。

町長は、町民1人に1スポーツをとスポーツの振興を推進しておりますことは大変結構なことで、スポーツを通じて健康を維持することができるほか、いろいろなメリットがあることは御存じだと思います。現在、吉田町体育協会に登録してあります屋外のスポーツは、陸上競技、サッカー、野球、テニス、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ゲートボールがあります。平成25年度のそれぞれの登録団体数と会員数は、参考資料にもあるとおり、陸上競技ゼロ団体69人、サッカー8団体150人、野球10団体235人、テニスゼロ団体22人、ソフトボール21団体420人、グラウンドゴルフ13団体284人、ゲートボールゼロ団体34人となっています。屋外屋内と合わせた登録人数は1,596人となっており、登録されていない人たちのことも考えると、町民の方たちにおいてはかなり方がスポーツを行っていることがわかります。

今現在、屋外のスポーツ施設として利用可能な運動場は、小・中学校の運動場は当然のことながら、大井川河川敷の高島グラウンドが町内における唯一の運動場ではないでしょうか。最近も高島グラウンドでは、ソフトボールの男子、女子の県大会が開催されました。また、その前には榛南選抜の学童軟式野球大会も開催され、多くの人が集まり競技が行われました。

サッカーにおいても、高島グラウンドにて、毎週のように土、日曜日の利用があります。特に野球場については1カ所しかないため、利用するに当たり、大人のチーム同士や野球連盟、学童のチームとの間で競争になっている状況です。

これらのことから、以下の点について質問をいたします。

- 1、現在、町民1人当たりの有する運動場の面積はどれくらいか。
- 2、今後、面積の増加に対する見込みはどうか。
- 3、狭い吉田町、どこの土地を利用して面積を増やしていくのか。
- 4、総合運動施設を整備する考えはあるのか。
- 5、高島グラウンドのサッカーに使われている多目的広場の芝生等、整備はできないか。
- 6、大井川河川敷の占用面積を増やして、学童用の野球場をつくる考えはないか。
- 7、高島グラウンドに仮設のトイレの増設はできないか。

以上、詳細なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町内のスポーツ施設の整備についての御質問にお答えいたします。

町では、吉田町第4次総合計画後期基本計画にございますとおり、心身の健康を保つ活動

を推進するため、スポーツ人口の拡大、参加しやすいスポーツの普及を推進し、スポーツの振興を図ってまいりました。先日開催されました市町対抗駅伝競争大会では、当町は町の一部におきまして、8年連続で入賞するという輝かしい成績をおさめることができました。これは選手を初め体育協会の皆様方が長年にわたり御努力されてきました賜物であり、この場をおかりしまして感謝申し上げる次第でございます。

さて、1点目の御質問の現在、町民1人当たりの有する運動場の面積はどれくらいかについてお答えします。

現在、町内の運動場は、高島グラウンド、大幡スポーツ広場、住吉コミュニティ広場及び各小・中学校グラウンドでございます。そのほかにもグラウンドゴルフ場等でさまざまな広場を利用させていただいておりますので、一概に町民1人当たりの運動場の面積は申し上げられません。町で管理している運動場として利用しているものにつきましては、総面積17万9,048平方メートルとなっております。これに対しまして、平成25年12月2日現在の吉田町の人口は3万92人でございますので、町民1人当たりの面積は約5.95平方メートルでございます。

次に、2番目の今後、面積の増加に対する見込みはと3番目の狭い吉田町、どこの土地を利用して面積を増やしていくのか及び4番目の総合運動施設を整備する考えはあるかの御質問につきまして、関連しておりますので、あわせてお答えいたします。

総合運動施設を新たに整備するためには、入念な準備と土地の確保が必要となります。加えて津波の浸水地域、津波の浸水区域なども考慮して整備を行う必要がございます。一方、町内の運動施設は、先ほど御説明しました屋外運動場のほか、屋内運動施設として吉田町総合体育館や体育センターもあり、予約が集中したため、大会や練習が中止となったという御意見は、町には寄せられておりません。

このことから、議員が御指摘の総合運動施設の整備につきましては、スポーツ振興という点では望ましいと考えておりますが、直ちに整備する予定はございません。

次に、5番目の高島グラウンドのサッカーに使われている多目的広場の芝生等、整備はできないかについてお答えします。

高島グラウンドの管理につきましては、現在シルバー人材センターに委託し、少ない費用で管理をさせていただいております。御質問の多目的広場につきましては、もともと来場者が自由に遊ぶことを目的として設置されたものでございました。現在サッカーコートとして利用されておりますが、現状としては、雑草が生えたり、芝生が剥落している部分がございます。

す。議員からの御指摘であります芝生等の整備につきましては、常により状態に芝生を維持するために、芝刈りや施肥、目土や除草作業といった人件費を含め、大変多くの管理費用が必要となります。さらに養生を行う場合は、使用できない期間を設ける必要がありますことから、現状の多目的広場を補修しながら安価な管理で使用制限を行わず、十分な補修に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の大井川河川敷の占用面積を増やして学童用駐車場をつくる考えはないかについてお答えします。

当町では、大井川の河川敷のうち19万8,360.5平方メートルを河川管理者であります国から占用し、大井川清流緑地やスポーツ広場として整備をしております。現在スポーツ広場には、大幡スポーツ広場にグラウンド1面、高島グラウンドに野球場1面、多目的に広場1面、ソフトボールコート6面、サッカーコート1面があり、週末には大変多くの皆様が野球やサッカーなどのスポーツに汗を流し、余暇を有意義に過ごされている光景が見受けられます。

さて、御質問にありました学童用の野球場の整備につきましては、現在町内において学童が野球を行える場所として、各小・中学校のグラウンドを初め高島グラウンドの野球場やソフトボールコートがあるため、学童が野球を行える場所が不足している状況ではないと考えております。したがって、新たに学童用の野球場を整備する計画は、現時点では持ち合わせておりません。

次に、7番目の高島グラウンドに仮設トイレの増設はできないかについてお答えします。

現在、高島グラウンドには国の占用許可を受け、仮設トイレを3カ所設置しております。これに対し、貸出者から、通常のグラウンドの貸し出しに際してトイレが不足しているとの御意見は現在のところ寄せられておりませんが、大きな大会が開催される時は主催者が仮設トイレを一時的にレンタルしていただいている状況でございます。今後におきましても、高島グラウンドの貸し出しにつきましては、このような対応を継続してまいりたいと考えております。

○副議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 再質問させていただきます。

高島グラウンドは、今、主に私が質問したことの関係ですが、先ほど体協のほうの資料が

ら、かなり人数が多くて、吉田町がスポーツをやっている人が大勢いるよということが理解していただけたと思います。それから、高島グラウンドだけの利用状況でいきますと、平成23年が1年間を通して4万6,910人、平成24年は3万5,294人、それで平成25年が、今のところ、10月までですが、2万8,597人ということで、かなり皆さんが利用してくれていると、こういうふうに思います。

そういった中で、質問の順番とちょっと変わりますが、仮設トイレというのですが、やはり先ほど参加者ということで、あとは大きな大会は大会の主催者、それも存じております。しかし、高島のこのグラウンドが距離が長いものですから、参加者といっても、ちょっと1カ所1カ所の距離が長いものから、ある程度、もう一つか二つ増えると、ある程度我慢をしてもすぐ行けるといいますかね、そういう形であるものから。これだけグラウンドを使う人の人数から合わせると、金額的にも幾らかちょっと調べてありませんが、大勢で使うものなものですから、その辺も費用対効果といいますか、1人の割合でいけば安いんじゃないかと思います。

ぜひそういうことで、今3カ所で、大きな大会は大会主催者がやるよということで今やっておりますが、そうでないときにももう1カ所か2カ所増やしてやれば、特に女性が来たとき、かなり距離が遠いもんでというお話も伺っているものですから、そういうことでもう一つか二つ増やしたほうがいいんじゃないかなと、このように思うわけですが、それに対しては、増設という考えはあるかないかちょっとお伺いしますけれども。

○副議長（藤田和寿君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） ただいま議員さんおっしゃったとおり、高島グラウンドには3カ所のトイレが設置されております。これも国の占用を受けてやっているわけですが、大体距離とすると200メートルか300メートルぐらいの間隔であると思います。さらに、これとは別に、土手を越えたところで、土手の内側ですが、こちらにもトイレがあるという状況で、私どもも毎月1回トイレのくみ取りということでやらせていただいております。

そういった中で、大変今のおっしゃるとおり、人がたくさん来るときにおいてはトイレは不足するのではないかとということでございます。答弁にもございましたとおり、大会の主催者において負担していただくと。ただ、通常の練習等で行う場合に、一時的に向こうのトイレへ行かなければならないということが生じているということはあると思いますが、それをもって全く足りなくなっているというふうな認識は教育委員会としてはしておりませんので、現状

のところでは予定はありません。

以上でございます。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） トイレが現状で賄っていると。自分も全然足りないとは思わないですけれども、できればあったほうがいいんじゃないか、このようなことで質問いたしたわけですけれども。大きな大会なら予算がついているもので、そういうのでちゃんと設置をすることも十分見ておりますし、ですけれども、そういう大きな大会ばかりじゃないもので、そういうときにちょっと足りなくなってしまうんじゃないかということで、足りないよりも足りなくないほうが十分に皆さんから使い勝手がいいんじゃないかということでお伺いさせてもらいましたが、そういう考えはないということで今答弁をいただきましたので、それはそれでそういうふうにとめておきます。

それから、この間、ソフト部の県大会、男子と女子やったり、あと、選抜の学童の軟式野球大会開催に当たって、副町長とか教育長も開会式に参加していただきまして、大変にぎやかいなというのを実感していただいたと思います。子供たちが一生懸命やっている、ああいうのを見ると、本当にスポーツっていいなというふうに思います。

そういう中で、先ほど小・中学校のグラウンドがあるよということでありましたが、中央小のほうは運動場、用地は買ったですけれども、道路のつけかえとかという工事が入っておりますが、実際運動場が何も変化していないということで。やはりほかの自彊小学校とか住吉小学校、この二つの学校におきましては、スポーツ少年団がサッカーとかいろいろなものがあると思いますけれども、外でやるスポーツ少年団のシュウが学校の運動場で利用してやっているというのは、自分もそれは理解しておりますが。中央小学校は狭いものでということもありまして、なかなか使っていないんじゃないかということで。中央小学校のことばか言うわけじゃありませんが、そういった場合にも、今、よそのところを借りてやっているようですが、ちゃんとしたところがあればいいんじゃないかとも思いますし。

そういうことでも、河川敷のところにはソフトボール場が、先ほど6カ所、A B C D E F、6カ所あるということで、それを子供が練習に使うのはいいですけれども、試合となって、やはり野球場という感覚のものでやるのとただの広場でやるのとというのも、試合をやるに当たっても感覚が違うし、先ほどお話ししたとおり、学童選抜とかそういう大会があった場合は、ボールが野手の間を抜けてずっと転がってしまってホームランになるよりも、ちゃんと柵があってホームランが出たほうが気持ちがいいとかという、そういうこともある

もんですから。

そういうようなことから、河川敷においても、今、低水護岸のためのテトラポットをつくった場所があって、それが私たちのこの吉田町の高島グラウンドのサッカー場が川が増水してだめになってしまったところの南側に雑木林があって、その少し南側に平らなところをつくって、テトラポットの工事の政策もやったために、平らになっているところがあるんですけども、ああいうところが今そういう状況で平らであるもので、面積を増やしていく上にはそういうところを利用したほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺で、そうするとまた河川の占用とかということ求めていかなければいかんと思うんですが、それプラス、グラウンドにするための整備のお金もかかるということがあると思いますが、その辺で、そういうことが簡単にできるかどうかというのをまず、せっかく理事がいてくれるもので、理事にお伺いしたいですけれども、河川の占用というのはある程度、簡単という言い方はあれかもしれませんが、きちんと申請すれば貸していただけるものではないでしょうかね。

○副議長（藤田和寿君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、大井川の河川敷を占用してグラウンドの整備が簡単にできないかということなんですけれども、実は、大井川の河川敷は、もう御存じのように占用しております。全体で19万8,360.5平方メートルという面積を国のほうから占用しております。その中で、大幡スポーツ広場、高島のスポーツ広場、それから一番下流には大井川の清流緑地、これらが占用物件ということで借りているわけなんですけれども、全てがまた占用、借りている面積が全て完成して供用開始しているというわけでありませんで、まだ未供用とか未使用の部分がございます。こういう状態の中で新たな面積を増やすということは、国のほうに言っても相談に乗ってくれないということがあります。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それでは、占用をとってあってまだ整備していないよということなもんですから、そういうところを整備して、少しでもそういうところを増やす、運動場を増やすというような考えはあるかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○副議長（藤田和寿君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、未供用の場所につきましては、大幡のスポーツ広場の部分になります。富士見橋の南になります。ここの部分につきましては、非常に幅員というのか、グラウンドになるべきようなところの幅が狭くて、球技に使う

というのはちょっと不向きかなと。球技といっても、野球とかソフトボール、そういうもので使うというのはちょっと不向きかなというふうに感じております。そのほかのもので使うということであれば、今後どうしても、やっぱり占有している以上は何らかの形で整備していかなければならないと考えておりますけれども、こちら辺につきましては、地元のほうと協議した中でやっていきたいなというふうに考えています。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それから、総合運動施設を整備する考えはあるかということでお伺いしました。第4次総合計画の中にも、町民の健康維持・増進やスポーツ人口の増加に対応した幅広い施設の整備として総合運動場施設（町民プール等）の整備を検討します。2番目に、町のスポーツの拠点となる施設の整備、研究を進め、多様化するスポーツへのニーズに対応できる環境づくりを推進に努めますということがここに明記してあるものですから。そういう中で、三星の土地が運動公園用地としてあって、それを売却するような話になっていますが、なかなか売れないということですね。

それで、そのまま置いておくじゃ本当にもったいないかなと思ひまして、この土地も貸していただきたいという話が私の耳に、また町長が誰が言ったとかと言うかもわかりませんが、耳に入ってきたのが何件かありまして、その中でスポーツの用途に使いたいということで、そこはクラブチームであって、なでしこリーグというんですか、今女子サッカーが結構盛んになってきて、この榛南地区にも女子のサッカーのクラブチームがありまして、そういう中であそこを貸していただけるなら、自前で、自分たちのお金でそこをサッカー場整備して、全体を貸してもらおうというんじゃないかと、3,000坪程度あれば、あと駐車場があればやっつけると、整備ができるというようなお話を伺いましたんですけれども、そういう中で津波の影響とかそういうものも十分承知した上ですよというようなことも伺いました。それで、そのグラウンドの整備が終われば、それを町民の方に、予約が必要かもしれませんが、開放して使っていただければいいという、そういう話も伺いました。

そういうことから、そのまま置いておくと、年間草刈りから何から維持管理にお金がかかるんですけれども、そういうところへ貸してあげれば、逆にそういうものに対しての、町民の皆さんが使えるということで、またメリットもあるし、あと、その地区が活性といいですか、そういうことになると思いますが。そういう形であの三星の土地ですけれども、そういう貸してほしいという方があって、それもスポーツの施設だよという話ですけれども、そういう中で貸してあげるとかそういう考えはあるかどうかお伺いします。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 答弁の中でもお話ししたことで、議員もわかっていると思うんですけども、要はあそこは基本的に津波の浸水地域でございますよね。そこをどうぞお使いくださいという町が公式に言えないでしょう。それと同時に、議会としてよく理解してもらいたいんですけども、要はあそこは民間に売ります。そういうふうな目的で、これは何度もお話ししてきました。防潮堤の整備というのはそういう意味を含んでいるんですよ。

だから、皆さんに何度もこれまでもお話ししてまいりましたけれども、要は議会の皆様は、議会報告会等で一番よく出る意見の一つとして防潮堤の整備がありますよね。一度も聞かれたこともありませんけれども、要は防潮堤の整備をすることによって、基本的にいわば浸水を免れると。いわゆるその津波に対して抵抗し得ると、そういうふうな町をつくることによって、あそこには基本的に民間の会社に売却すると、そういうふうなさまざまな施策を、現在さまざまな形で考えて、また国にも働きかけておりますので、そういうふうなところで議会もバックアップしてもらいたいと、こんなふうに思っています。

基本的にはあそこをスポーツ施設としてお借りしたいという御意見もございますし、私のところに直接、例の話は参りましたけれども、私はそういうようなことについては、基本的には町のそういうふうな方針でございますので、お貸しするわけにはまいりませんと答えさせていただきます。

だからぜひとも、あそこは用途指定はばしっとされているわけでございますして、町が津波防潮の環境をびしっとやれば売れるところでございますので、売る方向で考えていますので、今、議員からお尋ねがありましたけれども、それについては基本的には考えておりません。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 私は、あくまでもサッカー場としてそこを整備して、スポーツ施設として整備していただいて、その用途がなでしこリーグという、ワールドカップを目指すような、そういう形のものの中での話だったものですから。そういうことをやることによって、吉田町もその近辺が活性化されて、また浜田のあの地区のほうもちつとはにぎやかになったりして、よそからも人が来てくれて、町がにぎやかになって。また、吉田町のスポーツ施設の整備というものに対しての足がかりと、このようになっていくんじゃないかと、そういうふうにして質問したわけです。

それで、今回私の質問は、あの土地の売却とか防潮堤の質問じゃないものですから、その辺は質問はしませんが、あくまでも貸していただきたいという方はそういうものを踏まえた

上で貸していただければというお話でした。そういうことだもんですから、それでも貸せないということでもありますので、それはそれで仕方ないと思いますが。

そうすると、吉田町の、先ほどもありましたが、総合運動施設の整備というのは準備が必要だと、土地も欲しいよと。そういうのは望ましいが、直ちに整備する予定はないということで御答弁がありました。一応この2015年までの総合計画の中でそういうふうを考えていくよということがありますもんですから、直ちに整備する予定はありませんが、将来的に見て、何らかの形でそういうものを整備するというような、そういう考えはあるかどうかお伺いしておきます。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に、答弁の中でもお話ししてございますけれども、さまざまないわばグラウンドというものがそれを使用する方々にとって、いわば狭隘であって非常に使い勝手がよくないとか、それから、競争が激しくてほとんど使えないとか、そういう状況にはありませんので、基本的には総合運動施設を現在どうのこうの考えるというあれはございません。それだけです。それでよろしゅうございますか。

○13番（八木 栄君） わかりました。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それでは、私たちのこの吉田町では、そういう運動施設に対して、今は十分だと、そういうことでしょうか。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 客観的な問題じゃなく、現在は、うちの町は津波防災まちづくりに全力を掲げているわけです。そのようなときに、単純な話、今、議員のおっしゃられたような総合運動施設をコンセプトから考えて土地を確保し財源の手当てをすると。とてもそんな余裕はありません。現在、総合運動施設をつくらなければならないというような客観的な状況にはございませんので、そういう状況がまた別な時点で浮かび上がってくれば、それはそのとき考えると、そういうことです。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 津波避難タワーも来年3月中には全て完成するというので、あとは堤防という話が、町長が言ったものですから、あれですけれども。そういう中においても、やっぱり町民が、これだけの人がスポーツを愛していて、やっついて、そういう中で、私が主に言いたいのは、子供用のものを一つつくってくれば、なかなかそれで、何ていうんで

すかね、学童とかそういう衆が専用に使えるものですから。そうすると、大人との取り合いもなくなるよということで、それくらいはどうですかということでお伺いしたいですけれども、それ、やっぱりその全体的な、総合計画の中にもありますが、そういう中で、今はそれは考えられないというような答弁でございましたが、避難タワーも一応は3月に完成するということであるものですから……

〔「議長」の声あり〕

○13番（八木 栄君） まだ私がしゃべっていますから。

それを踏まえて、特別お金が、予算がかかる、特別たくさんかかるというようなものでもないと思いますので、そういう中で、何とかそういう整備ができないかなということでお話ししたいですけれども。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） グラウンド等の使用に関して、それを使う方々が全く困っているという状況にはないという客観的な状況を、私、何度もお話し申し上げておりますので、その辺のことを理解していただければ、早急につくらなければならないとか、そういうふうなことは私はないと思っております。現在で足りておりますので、それについては理解していただきたいと思っております。

単純な話、一応議員がおっしゃられている総合運動施設、先ほど申し上げましたけれども、コンセプト、土地の確保、財源というのは莫大なものがかかりますよ。現在の町がいわゆる抱えている財政状況からして、議員の皆様が津波避難タワーをつくることだけでもどうのこの言うくらいですから、とってそんなことをやっている暇はないと私は思っております。

だから、それはこの町の津波防災まちづくりというものがそれなりに完成するめどが立った時点で考えていかなければならない問題であると。だから、先ほど申し上げたように、単純な話、三星の土地も、防潮堤等が整備の見通しができて、現実的に、もし仮に国がそれをしていただければ、その時点では民間に売れますので、そういうようなことを考えていけば、いわば今はそういうふうなことについて考えるときではないと私は考えております。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 三星の土地が防潮堤ができてちゃんとすれば売れるという話を今したですけれども、それまでが何年かかるかわからないものをそのままほっぽらかしておいて、草ぼうぼうで毎年刈ってとやるよりも、そこをちゃんときれいに、借りて、きれいにグラウンド整備をして皆さんに使ってもらえるようにもしますよというほうが、それは堤防がすぐ

できてすぐ売れるよというなら、それはいいですけども……

○副議長（藤田和寿君） 13番議員、ちょっと質問の趣旨とか離れておりますので、御自重願いたいと思いますが。

○13番（八木 栄君） ですから、ほっぽらかしておくよりは、ちゃんとしたグラウンドとして整備して使っていただいたほうが町民のためになるんじゃないですかという話をしたいんですけども、その辺わかってもらえませんか。

○副議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に津波浸水地域ですよ。そこにどうぞグラウンドをつくってやってくださいと、町が公式に認めていくとどのようなことになりますか。何か起きた場合、町は責任とらなければなりませんよ。そう思いませんか。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それはそのときの契約のやり方だと思います。あくまでも使ってくださいと差し上げるんじゃなくて、貸していただきたいということでやるなら、そのときの契約の条件によっては、私はいいじゃないかと思いますが。それもだめと言うなら、そのままほっぽらかしておくしかないもんですから、それは仕方ないと思いますけれども。

それじゃ、わかりました。

○副議長（藤田和寿君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町長がたびたび申し上げておりますのは、現在の町が置かれている状況というのは、危急存亡のときなんだというのは何を申し上げているかといいますと、私どもの町の浸水区域があれだけ明確に出ていると。その土地というのは今どういう状況に置かれているかと。それによって町の財政状況というのはどうなっていくかというところを全て見通した中でお話を申し上げているわけでございます。

それで、町長が浸水区域にあるものを公の施設をつくって、それを貸し出すというリスクに対しては、今申し上げたとおりでございますが、財政的に申し上げましても、こういう状況下におかれて、町の財政が好転しているわけではございません。津波避難タワーがなぜできたかということについては、国の支援を受けた中で、そういう危急存亡のときの制度だからできているというだけのことでありまして、町の財政状況がよくなってああいう施策が展開できているということではございません。

今、財政調整基金についても8億円台まで落ちているということでございますし、そうした中で財政的な基盤をどうまた築き上げていくかというところに今、町は主軸を置いて町づ

くりを進めていこうというふうになっているわけでございます。その一環として、最も有効な対策というのは防潮堤を築いて浸水区域を減らす、なくしていくというのが一番いいわけでございますので、そこを最終的な目標として、浸水区域がなくなっていくのであれば、今の土地利用もそのまま生かすことができますし、そうしなければ、財政基盤というのは最初から考え直していかなければいけないということになりますので。そうしたことが全て見通せた段階でこうしたものは考えていきたいというふうに町長も答弁しているところでございますので。財政的な見地からいっても、そうした考え方を持っております。

以上です。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 一つ、今、企画課長の答弁というかお話の中で、町がつくってそれを貸し出すと言ったけれども、そうじゃなくて、土地を貸していただければ、そのグラウンドとかそういう整備するものは自分たちでやりますと、こういうお話です。ですから、今の企画課長が言った、その財政が、グラウンド整備するお金がないよというのは、それはもうそうじゃなくて、土地をそのまま貸していただければ、そこにグラウンドをちゃんと整備して、皆さんが使えるように町民の方にも貸し出しもできますよというお話だもんで、それがちょっと違うもんで、その辺はちょっと了解していただきたいですけれども。

○副議長（藤田和寿君） ちょっと13番、八木 栄君から質問になっている町内スポーツ施設の整備から、町内遊休地の利活用というほうへ少し飛んでおりますので、質問のほうを戻していただきまして、その件については、少し質問の仕方を変えていただきたいと思いますが、

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 今、遊休地の利用というほうに走ってしまっていると言われましたが、結局スポーツ施設の整備ということで、施設を整備するには今あるものを何とかもう少しきれいにしていくとか、また新たにやらなければいかんということで考えているもんですから、それで新たにやるというと、またそれに関して土地が必要になると。先ほど町長の答弁もありましたが、土地も準備していかんという中で、今あいている土地を、それじゃ使ってどうだということで。今、そのスポーツ施設の整備ということで、遊休地というような形でとられてしまいましたが。

とにかく町としたでは、今の町の現状を考えると、こういうことを考えている余地はないよというようなことで答弁があったと思います。そういうことで理解できました。

ということで、私の一般質問を以上で終わります。

○副議長（藤田和寿君） 13番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とし、議事の進行を議長と交代します。再開は13時といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

副議長にかわり、ここから議長が議事を進めます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） 佐藤です。

私は、さきに通告してある公共施設の管理について、町道、河川、海岸、公園などについて質問をいたします。

町内の道路整備は、来年3月から供用開始される道路があり、車の流れが大きく変わりそうです。一方、大型車の通る町道が傷み、危険ではないかと思われます。また、近年、台風やゲリラ豪雨など異常気象で、河川や公園、海岸が被害を受けることがあり、大井川清流緑地は台風で芝生が水につかってからグラウンドゴルフの使用ができない状況です。海岸には流木が打ち上げられたままで景観を悪くしています。町内全体を見れば、町民の皆さんの協力で道路の脇の清掃や花壇などの管理もされている箇所もたくさんあります。本来町が管理すべき箇所でも十分どころが目につくということで、現状の把握と対策を聞きます。

1として、最近道路のアスファルトにわだちができ、自転車やバイクの走行に危険である。通行する車などの量を調査して、舗装の工法を工夫したほうが有効と考えますが、どうでしょうか。

2として、以前から住吉地内の暗渠で異臭がするとの声があり、近隣の方は迷惑をしています。長く時間が経過しているけれども、対策はどのようにとってきたのかお聞きします。

3番目として、台風や大雨の被害で海岸の流木がたまっており、美化のために撤去すべきではないか。直轄海岸である町が主体となって清掃する考えはないか。

4として、湯日川などは草が生え、西の宮公園などは外灯が暗いなど、防犯上対策が必要だと思います。対策をどのようにとるのか、以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 公共施設の管理について、町道、河川、海岸、公園などの御質問のうち、まず1点目の最近道路のアスファルトにわだちができ、自転車やバイクの走行に危険である。通行する車の量を調査し、舗装工法を工夫したほうが有効と考えるがどうかについてお答えします。

当町では、国道150号を初めとして、朝夕の通勤時間帯を中心に多くの車両が通行しておりますが、中でも吉田インターチェンジから大井川沿いにございます工場や倉庫に向けて通行する大型トラックなどの影響が大きく、この沿線道路面にわだちが発生しやすい状況になっております。

舗装の種類や工法を決定する際には、現状の土質調査を行った上で、交通量を想定し、検討を行うわけでございますが、とりわけ交通量につきましては、完成後の道路の維持管理に大きく影響することから、重要な項目と考えております。設計当初の交通量が外的な要因、つまり付近の道路が完成して流入する交通量が著しく増加するケースなどは珍しいことではなく、常に現状の交通量を把握することは、非常に重要なことと認識をしております。

このような状況のもと、町といたしましては、日常的に道路パトロールを行い、交通量の変化と路面損傷等の早期発見に努めております。さらには、地域からの要望がありました場合には、現地に出向き、危険箇所を確認し、維持修繕工事を早急を実施するほか、路面損傷等の程度によりましては舗装の打ちかえ工事を実施するなど、比較的小規模な修繕工事に対応している状況でございます。

これらの状況を改善するため、町では常に町内の道路を良好な状態に保ち、計画的に道路の維持修繕を実施できるよう、平成24年度の繰越事業としまして、国の補助事業であります社会資本総合整備計画の防災・安全交付金を利用しまして、吉田町路面性状調査業務委託を

発注しております。この調査では、都市計画道路、緊急輸送路や県道に接続いたします幅員が7.54メートル以上の道路と防災拠点施設に接続する道路など、延長で55キロメートルを調査対象とし、わだち掘れ、平坦性、ひび割れ率を調査項目としております。

調査対象を詳細に申し上げますと、次に上げますAからDまでの四つのタイプになります。Aタイプは、都市計画法に基づきまして都市計画決定し供用を開始している道路。Bタイプは、静岡県緊急輸送路として県が定める一時緊急輸送路に接続する幅員7.54メートル以上の道路。Cタイプは、その他の県道に接続する幅員7.54メートル以上の道路。Dタイプは、吉田町地域防災計画で指定された防災拠点施設に接続する道路でございます。

今年度、この業務委託の調査結果がまとまりましたら、静岡県と県内市町において、合同パッケージで実施をしております社会資本総合整備計画、防災・安全交付金のふじのくにの道路施設長寿命化の推進に当町も平成26年度から加わることで、平成27年度から国の補助金による舗装修繕を図る計画でございます。

なお、この道路事業は、わだち掘れの深さは40ミリメートル以上、またはひび割れ率は40%以上であるなど、特に損傷が著しいと認められる箇所が現在の国の補助事業の採択要件となっておりますので、今回の調査で該当する路線がありましたら、路線ごとに最適な舗装の修繕工法を選択し、舗装の修繕を計画的に行う予定でございます。

また、今後の交通量の変化につきましては、8月3日に開通いたしました高畑橋の影響により、国道150号の富士見橋西側の交差点などに発生しておりました朝夕の渋滞が大きく減少していることや、今年度末に完成を予定しております東名川尻幹線や榛南幹線の開通により、今までとは異なった車の流れになることが推察されます。

今後は、新たに供用が開始される道路を含んだ交通量にも注視しつつ、路面性状調査や道路パトロールの結果、そして地元の皆様からの要望を参考にしながら、適切に道路の維持管理を行い、道路の安全をこれまで以上に図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の、以前から住吉地内の暗渠で異臭がするとの声があり、近隣の方は迷惑している。長く時間が経過しているが、対策はどのようにとってきたのかについてお答えします。

議員の御質問にありました暗渠は、大浜川のことと思われれます。大浜川は既に下水路としての整備は済んでおり、異臭がすることにつきましては、構造上による問題ではなく、そこに流れ込む生活排水や暗渠内の堆積物等が原因であると考えられ、昨年度においては、暗渠内にある土砂等のしゅんせつを行い、暗渠内の流れを阻害していたものを除去したところで

ございます。

また、町では都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、公共の水域の水質保全に資することを目的に、平成元年から下水道事業を推進しており、各家庭等へ下水道の加入を促し、生活環境の保全に努めております。当地域におきましても、同様に下水道への加入が増進するよう働きかけをしている状況でございます。

なお、当該暗渠内に排水している周辺の事業者につきましては、水質汚濁法に基づく県への届け出が必要な特定施設を持つ事業所とそれ以外の事業所がございます。特定施設を持つ事業所には、県の立入検査や指導が行われますが、それ以外の事業所につきましては、県の立入検査等の対象となる事業所ではないため、町としては使用した汚水をできる限り浄化して流していただくよう、各事業所に対しお願いをしている状況でございます。

次に、3点目の台風や大雨の被害で海岸の流木がたまっており、美化のために撤去すべきではないか。直轄海岸であるが、町が主体となって清掃する考えはないかについてお答えします。

当町の海岸は、国・県が管理する直轄海岸と町が管理する漁港区域に分類をされております。国・県が管理する直轄海岸のうち、海岸保全区域内における防潮堤等の施設整備及び管理につきましては国が行い、海岸の保全区域内の施設以外の管理につきましては、海岸管理者であります静岡県が行っている状況でございます。

議員から御質問がございました台風や大雨により直轄海岸に打ち上げられた流木は、静岡県が管理する区域であるものでございます。海岸に大量に打ち上げられた流木は景観的によいものではなく、これらの流木の撤去を町が主体となり進める方法もございますが、流木の量も非常に多く、撤去には莫大な費用がかかりますことから、町が主体となり処理することは困難な状況でございます。このため、海岸管理者であります静岡県に対し、良好な海岸環境が保たれるよう、流木の撤去を早急に実施していただくよう強く要望しているところでございます。

次に、4点目の湯日川など草が生え、西の宮公園は外灯が暗く、防犯上対策が必要だが、対策をどのようにとるかについてお答えします。

まず、湯日川につきましては、これまでも御説明させていただいておりますとおり、河川管理者であります静岡県から、河川区域内の堤防を町が占用し、町道認定をしている道路の両端部分1メートルを町が管理し、除草をしております。それ以外の区域につきましては県が管理するところとなりますので、静岡県に対しまして除草の要望をしているところでござ

います。

次に、西の宮公園でございますが、西の宮公園は川尻地区中心地に位置し、県営吉田団地など、多くの住居に隣接した公園であり、水と緑に親しむ場とともに、スポーツレクリエーションを通じたコミュニティの場を提供することを目的として整備を行った公園でございます。昭和61年9月、公園面積1.5ヘクタールの都市計画決定を行い、平成元年8月に0.7ヘクタールの公園面積として供用を開始いたしました。その後、段階的に整備を進め、平成15年3月に都市計画決定した全ての公園面積が完成し、供用を開始しております。

さて、西の宮公園内にある照明灯が暗いとの御質問でございますが、公園内に設置してある照明灯の明るさは、実態として防犯上問題のある程度ではないと考えております。公園内にある照明灯につきましては、近隣住民への影響や冬期の日没時間を考慮し、タイマーをセットするなど適切に管理をしておりますが、照明灯の経年劣化や汚れにより暗くなる可能性も否定できないことから、必要に応じて適宜交換を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、再質問します。

私、ちょっと今回細かいことをいろいろ聞いていますけれども、この今言った公園とか河川とか、海岸とか道路とか、総合計画の中にはしっかり方向的なものは出ていますので、細かいけれども、細かいことの積み重ねがこういう全体の計画になると思って聞きますので、よろしくをお願いします。

じゃ、順番に聞きます。

アスファルトが今、わだちがあって危険ではないかということで、私、資料の写真をつけています。3番の写真ですけれども、これ大幡ですけれども、大幡3、4号線と主要地方道吉田大東線との交差点の信号のところ。これは今ちょっと答弁がありましたけれども、これから55キロ調査をするということで、40ミリ以上の差があると緊急にやるということに、私は今受け取ったんですけれども。多分これ40ミリを超えるような穴がというか、波を打っています。ここは何回やってもこうなるんです。こういったところが多分町内に何カ所かあると思うんです、倉庫を走る道路のほうは。結構波打っています。極端なのは、前に、太平橋から、東から来て、信号を左へ曲がったところは、もう大変な危険な状態だったと思いま

す。

なぜこれを言うかといったら、事故がもし仮に起きたとしたら、多分町が道路管理者として責任を問われると私思うんですよ。責任云々というよりも、事故が起こること自体がちょっと危険だと私は思います。

それで質問しますけれども、今、答弁の中で、これから調査をするよと言いましたけれども、調査というのはどういう調査、誰がどういう調査を、55キロをやるというふうにたしか聞いたように思うんですけれども。どこか業者へ委託するということですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） そのとおりで、委託してありまして、やり方としましては、特殊な車両を用いて、車両が走って路面の状況を写真を撮ったりとか凹凸のぐあいをはかったりとか、そういうことで調査をしております。それによりまして、その結果を解析しまして、補修が必要な路線というのが今後把握できるということになっております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 調査してやるのはいいと思うんですけれども、それじゃ時間がかかると思うんですよ。さっき言われた、27年度ぐらいからやるというふうに今聞いたように思うんですけれども。今現在危険な状況にあるということの認識があるかどうか、ちょっと僕、今回通告してあるけれども、担当課のほうには直接ここと、今回写真を出しているけれども、事前言っていなかったと思うんですけども、町内パトロールしていますと言いましたよね。私が指摘したことについてどの程度調べて、パトロールの中で事情をわかっているのかちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課としましては、職員がパトロールを行っておりまして、毎月1回やっております、それとは別にまた、今、臨時雇用で作業員の方をお願いしているわけですが、その作業員の方々にもお願いしてパトロールのほうを実施しております。

この写真にあるところにつきましても把握はしております、先ほど来から言いましたように、ここにつきましては大々的な改良工事が必要ということで、単費では余りにもちょっとお金がかかり過ぎるという中で、先ほど町長からの答弁がありましたように、路面性状調査をした中で、今後補助金をいただいて、それに基づいて工事のほうも実施していきたいと、そういうふうに考えておりました。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この道路のわだちというか、波を打つようなところというのは、大体毎回決まっていますよね、なる場所は。やってもすぐなりますよね、大型が通るものですから。ということは、本当は危険だと思うんですよ。それで私が思うに、舗装の仕方がちょっとお金をかけていないという言い方でいいのかな。要は、本当にこの舗装のアスファルトの部分と、いろいろ何層かあると思う、一番下の路床というか、そこがしっかりしていなければ、幾ら上を舗装してもだめだというふうに言われていますよね。だから、本当が一番いいのは、そちらもやっているはずだと思うんだけど、ちゃんと路床というか、下1メートルくらいはコンクリートを入れたり何かして固めなければ、幾ら上をやったってだめだよということはわかっていると思うんですけれども。そこのところは私、根本的に……、それで、そうなるところというのは区間が決まっているじゃないですか、50メートルとか。そこだけでもちゃんとやらなければ、何回やっても同じことの繰り返しで、逆に予算、お金の無駄遣いになるのかと思うので、根本的にしっかり私やるべきだと思います。

今、先ほどいろんな補助金をもらったりして調査してやるよという計画のようなんですから、それはそれでやっていただきたいと思うけれども、ただ、私は今の状況で、あのままであれば、先ほども言ったように危険だというのがまずあります。ですから、ぜひそこはちょっとお金の都合のつけ方というのはいろいろやり方があると思うんだけど、例えば今、維持修繕費が3,000万円、そのうちの2,200万円ぐらいですかね、そういう補修に充てているよというような金額があると思うんだけど、そういうのを少しずつでも回してやるというようなことは考えられませんか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどちょっと言いましたように、今後、国からのお金をいただいた中で、大々的に舗装というか、路面のほうの修繕を行っていきたいんですけれども、今現在、できることはすぐにでもちょっとやりたいと思っておりますので、議員がおっしゃるように、維持補修の予算もございますので、その中でできる範囲内のことはやっていきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 見れば明らかに危険だというのは誰でもわかると思うので、ぜひそれは、なるべく早くそういう状況を解除してもらいたいと思います。

次の2点目に行きます。

この大浜2、3、6号線ですけれども、地域住民の方は迷惑をしているということを聞いています。これ大分前からそういう話はあったと思うんですけれども、いろいろ町でも調査したり清掃したりしたということは、今答弁がありましたけれども、やっぱり特に夏場が悪いようですので、根本的に解決するのは、においの原因をつかんで、そこに対して指導していくということだと思えるんですけれども。それ以外に、例えば水を流すとか、そういうようなことは検討されて、やったとさっき、やったというような言い方をされたと思うんですけれども、どういうやり方をしたですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） やったというのは、先ほどの町長の答弁の中のお話のことでしょうか。

〔「そうです」の声あり〕

○都市建設課長（八木三千博君） それにつきましては、平成23年度にこのところをしゅんせつ工事のほうをやらせていただいて、堆積していたものを除去しております。それをやったということですよ。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 23年度にやって、24年度はやっていないんですね、じゃ。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 大変申しわけありません。間違いでした。昨年度ということで、24年度の話になります。

それから、今、じゃ23がやって24をやらないのかというお話がありましたけれども、やはり堆積したものが流れの障害になりますので、川というかその水路自体にも悪影響を与えますけれども、やはり堆積の量というのもございますので、毎年毎年やるというのはちょっと無理かなというふうに思っていますので。ある程度堆積したらしゅんせつのほうはやらせていただきたいということで御理解願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） このにおいの問題、先ほども答弁の中でも、いろいろ法的な問題もあると思うし、あとは下水道の加入の問題もあると思うんですけれども、いろんな角度から、これ検討していらっしゃると思うんですけれども。当面そのにおいが困るということが毎年毎年出るわけですから、できたら毎年何らかの方法で、地域住民の方、これはあれですよ、町内会でも課題になっていて、町内会としても何かそういう要請というか、役場のほうにも

来ていると思うんですよ、そう聞いていますけれども。そういうことですから、ぜひ、先ほどの道路の問題もそうだけれども、現場のほうへなるべくこの職員、担当課の職員の方は出向いて、町民の声をよく聞いていただきたいと思います。

なかなか毎年同じことを繰り返しているわけだけれども、何らかの対策を考えなければならぬと思うんですけれども、ぜひそこでは地域住民の声を聞く、この道路の両側の人たちは大体どこへ行ってもおいて迷惑しているという声があるわけですから。それはしっかり担当課のほうで受けとめていただきたいと思いますし、受けとめた上で、何らかの対策をちゃんととるべきだと思うんですけれども。堆積したらやるとかということもあるかもしれませんが、ふだんから水を流してもらいたいとかということもあると思うんですけれども、そういうことはできないんですかね。

例えば消火栓で流すとか、そういうことはできないんですか。消火栓を使って流すとか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今、議員さんのほうから消火栓の水をとということでお話がありましたが、毎年5月に町民の方々が清掃をやっているときも、消火栓の水を使わせてくださいというような依頼があることがありますが、それをやりますと、水の流れが変わりまして、濁り等が発生することもありますので、そのようなことが考えられまして、また余計ですね、水を流してきれいにするということになると思いますので、市のほうは消火栓から水を流すことは今しておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 消火栓を使うと水が濁ってしまうということですね、だからできないと。

ぜひ住民の人の声を真摯に受けとめて、やっぱり真剣に考えて、ちょっと対策は考えていただきたいと思います。かえって地域住民の人もいろいろ考えていると思うので、そういった方々とよく話し合っていただきたいと思います。そういうことでお願いします。

3番目に入ります。

この海岸の話ですけれども、私が直轄海岸と書いたものですから、そこしか、そういう答えだというのはわかります。海岸約5キロあるうちの約3キロが直轄海岸で、あと2キロが、港の西側2キロが漁港管理区域ということで、町が管理しているということのようだけれども。これは、ごめんなさい、写真の5番目に、資料のページ5番目にあるように、流木が

結構打ち上げられています。これは住吉の海岸です。多分ここら辺が、これから向こうが坂口谷川だけれども、ここら辺までが2キロの範囲になると思うんだけどね。そこら辺の境をどうしているか私知りませんが。

今こういう流木が結構ことしの台風でたまっています。聞くと、海岸清掃は住吉区の方々とか子供会とか、いろんな形で年何回かやって、清掃はしているんですけども、こういう大木はちょっと、多分処理できないということだと思えます。それで、この海岸の問題について言うと、2年前の台風でもう膨大な流木が打ち上がったんですよ。そのときは国・県と町、町がやったのは2キロ、2キロは町がやったんですよ。あとそれ以外は県がやったと思えます。

私、この流木のことでもいろいろ聞きましたけれども、今現在これはこういう状況です。これを何とかすべきだということが一つ。それと、2年前の台風の際に、漁港管理区域の2キロ、これは産業課の担当だということで、流木をたくさん集めましたよね。それで集めたのを今、三星の跡地に積んでありますよね。質問としては、一つは、この今の状況、町は2キロでいいと思えますけれども、2キロのここを拾い集めて処理したら、予算的にどのくらいかかるのかと、ちょっとわかたら聞きたいです。

それからもう一つは、三星の跡地に膨大な量が、流木が積み込まれていますけれども、あれはどういうふうにしようと考えているのか。この二つ、聞きます。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 流木の質問で、一つは現状について、二つ目は処理についての試算がしてあるかという御質問でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○産業課長（山村丈太郎君） 一つ目の現状についてでございますが、その前にちょっと海岸線についてお話ししておきますと、海岸線の吉田町延長が約4.8キロあります。そのうち漁港区域の海岸延長が半分の2.4キロ、それから直轄海岸の延長が約2.4キロ、ほぼ半分ずつということになっております。

それから、現状でございますが、今年の9月13日に18号台風、それから10月11日に26号台風と、二つの大きな台風が日本に上陸しました。その後で当課におきまして、海岸全体の踏査調査をしております。多いところで10メートル当たり3本程度の手では動かさない流木がございました。これは大体直径30センチ、長さ2メートル程度とお考えください。吉田海岸全体では、大体このような大型流木が100本から200本程度あると考えられます。これ、平成

23年度の半分以下くらいかなと。最大の流木につきましては、直径80センチ、長さが4メートルぐらいございました。

以上が現状でございます。

それから、この処理についてでございますが、平成23年度に台風12号、15号による漂着した流木、こちらのほうは今ありますものの倍くらい、それこそ海岸を埋め尽くすようなものがございました。補助メニューを探しましたが、全て該当しないということで、緊急雇用創出事業の臨時特例対策事業ということで、集積のみを行いまして、議員おっしゃいましたとおり、集積のみ行って三星跡地に仮置きをしております。

実際にはその処理について補助メニューが今のところ見つからないというところで仮置きはさせてもらっておりますが、ただ、これ塩分を含みまして、一挙に燃やすと非常に炉が傷むということで受け付けてもらえておりません。また、砂利とか砂を多くかんでおりますので、歯が非常に傷むということで、非常に業者が嫌がるものでございます。そういった形で今のところは仮置きしておりますが、細かいものは少しずつでありますけれども、職員の手で細かくして焼却しているという今状況でございます。

今後は処理、また補助金についても研究して、少しでも少なくしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 町が管理するのは2.4キロだということですがけれども、今、補助制度を探したけれども、対象になるものがないというようなお答えですけれども。あれ、今、三星のあるところだけでも、どういう処理がいいのか僕もわかりませんが、相当な莫大なお金がかかりますよね、あれを処理したら。償却するのかチップにするのかわかりませんが。それでもやる業者がないんじゃないかと思うんですけども。莫大なお金がかかるんですかね。見積もりというか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 23年度当時、集積だけで大体1立方メートル当たり6,000円程度かかっております。このときの事業費が集積だけで589万9,314円です。これに処理量を試算しますと、正式には見積もりをとっておりませんが、沼津市あたりで処分を行っております、大体チップ化を含めると立方メートル当たり2万1,000円以上、それから償却の場合、これは償却を許可できる施設があるという前提でございますけれども、その場合は2万

4,000円以上です。沼津市の場合は近くにチップ化、また償却の施設があったということで、この金額ですが、当町の場合ですとそれ以上かかるということで、今回の海岸のほうを見ますと、ほぼ、漁港区域ですと1,000万円から2,000万円以上、処理までかかるというような試算をしております。

また、三星の跡地に仮置きしてあります流木、これもやっぱり1,000立方メートルぐらいありますので、処理からしたら、やっぱり1,000万円から2,000万円くらいはかかるんじゃないかということで、財政的にもちょっと厳しいものですから、補助金を探している状況でございます。また、県・国等へも要望を継続している状況でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、積んであるものについてはいずれ何らかの処理をしなければいかんと思うんですけども、今ある、今流れ着いているものについてはどうにかしようというお考えはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、23年当時に比べれば、比較すればの話ですけれども、小さいものが少なくて、大きいものがぼつぼつとある状態だということで、景観を阻害しているというのは認識しておりますが、23年度当時のように火災等が心配される緊急性が少ないということで、ずっと放置するというものではありませんが、それもまた補助メニュー等を探して処分していきたいと。

ただ、毎年のようにこういうふうには台風が、異常気象もありまして、来ますと、ちょっとそれは対応できないなというのが担当課としてのあれですね。毎年はちょっと無理じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 何か、海岸を見れば、あれはもう、23年度当時は何か緊急雇用で約600万円かけて集めて運んだよということのようだけれども、今回も集めて処理すると莫大な費用がかかるかもしれないけれども、集めて運ぶくらいのはやってもいいと思うんですけども。あのときは臨時雇用の予算がついたということで、今回はそういう当てはないんですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 漁港区域内だけを考えますと、約300万円程度は集積だけがかかると思います。先ほども申し上げましたとおり、緊急ではございませんので、今早急にやるという予定はございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、早く、やっぱり処理する必要があると思います。ぜひそういうメニューを探して対処すべきだと私は思いますので、知恵を絞っていただきたいと思います。

じゃ、最後に四つ目の、この湯日川の問題については、県に強く要望していきますということです、ぜひ要望していただきたいなと思います。

この湯日川についても、湯日川をきれいにする会という会が立ち上がって、3年ぐらい前ですか、年4回くらい清掃活動などをしたりしています。だけれども、草刈りとかしゅんせつはなかなかそれはできませんので、やっぱりこれは県に強く要望していただきたいと思います。これは都市計のね、要望するということは、していきますという答えだったんですけども、具体的に要望するにしても、1回行って頼んできましたというんじゃ、多分迫力ないと思うんですけども。毎月行って、ちゃんと顔つなぎをして、こっちの要望をしっかりと伝えるという、町長がよく東京のほうへ行っているように、ぜひそういう県に働きかけも、やっぱり人間同士ですから、書類を置いてきただけじゃ多分受け付けてくれないと思うもので、強く要望するという、その要望のやり方についてちょっと、どういうふうにやろうとしているかちょっとお聞きします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 議員さんがおっしゃるように、毎週、毎月とかというわけにはちょっといきませんけれども、事あるごとにお願いはしている、もちろん年間に一度しか書類を出しませんけれども、口頭では事あるごとに言っていますし、向こうもかなり響いているとは思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ、私もそういう組織的なことはわかりませんが、やっぱりポイントがあると思うんですよ。違うところへいくら言ったって多分だめだと思うんで、一番肝心の、そこら辺はちゃんとわかった上でぜひ言っていただきたいと思います。土木事務所ですか、県ですか。ぜひそういう形で強く要望していただきたいと思います。

ぜひ湯日川については、これは写真で6番目にある、これは150号線の吉田高校の近くの、

このように州ができていくわけですから、ちょっと大雨が降ったりすると危険だということもあると思うんで、ぜひこれはしゅんせつとか草刈りも、防犯上も大変だと、危ないということもあるから、これは強く要望していただきたいと思います。

それから、写真8番目の、これは小藤路公園の写真です。これ役場にもありますよね。フットライトというんですかね、1メートルぐらいの明かりがつく。小藤路公園にはこれがついていません。役場の前にもついていませんよね。要所要所に公園についている。西の宮公園の近くの方が、ちょっと夜公園をジョギングするには暗過ぎる、何とかならないのかというような要望もあります。こういうのをつけるとかいうことが西の宮公園でもつけたらどうかということです。

それから、今後、防災公園とかいろいろつくっていくと思うんですけれども、そういったときにも、そういう設計の中にはこういうのも入れていくべきだと思うんですけれども、西の宮公園にこういうのをつけるというような要望があったときに、それはぜひ、私はやるべきだと思うんですけれども、そういうお考えはないですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 大変失礼な話なんですけれども、今回のこともありましたので、3回ほど、夜現地のほうに出向いてちょっと実態調査のようなことをさせていただきました。そういう中で、3回ほど行ったんですけれども、職員も含めますともっと行っているんですけれども、私自身が3回ですけれども。最後のほうでは月明かりもないような曇天のときに行きまして、歩行するにどんな状態かなというようなことを肌で感じてきたんですけれども、特に歩行するに困難な状態ではなかったと感じております。その同じ日に小藤路公園のほうも行きました。小藤路公園のほうでも西の宮と比べても同じぐらいの状態だなというように感じておりますので、特に暗いという感じはいたしませんでした。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと私と感覚が違うと思いますけれども、私も何回も行っていきますけれども。小藤路公園は、何ていうのかな、遊歩道みたいな形で、それに沿ってこうフットライトがこう。それで、さっき答弁したけれども、タイマーがかかっていると思うんで、夜遅くなると消えていますよね。なぜ私、こういうのを言うかということ、そういうジョギングしたりするにはちょっと暗過ぎると、だから明るくしてくれとかいうか、足元を照らせばいいと思うんですけれども。そういうことも考えていただきたいと思います。それはぜひ、今、感覚が違うから暗くないということ、私は暗いと思っているので、そこはちょっと違い

ますけれども。ぜひこれは検討していただきたいと思います。

では、次に、写真で7番目のところに大井川清流緑地です。これは2年前の台風のとくに水につかりましたよね、あの高島スポーツ広場から含めて。先ほどの質問の中でも高島のスポーツ広場のことが出ていましたけれども、あそこのグラウンド管理は私、すごくよくできていると思うんですよ、トイレはちょっと別にして。あのグラウンドはすごく、いつもきれいになっています。あれは教育委員会ですね。教育委員会のほうがあそこと、あとほかの広場合わせて7カ所くらいですか、それを業務委託していますよね。だから、いつも人がいてきれいになっています。

話に戻るけれども、この大井川清流緑地は、私もあの台風の日、見に行ったときに、ここも全部つかっていたとき、奥さんが来ていたみたいですが、会いましたけれども。その後、ここがもうどうしようもなかったのが、流木が来て、それが今ここまで来ていますよね。これは都市建のほうですか、こつこつやっていると思うんですけれども、ここまで来ていますけれども、まだ昔のグラウンドゴルフができるような状況にはとてもなっていませんよね、芝生を植えかえなければならぬのかもしれないかもしれませんが、一番いいのは。そうすると莫大な費用がかかるということで、前の課長のときからいくと、ここまで今来ている。だけれども、まだこれじゃまだ使えないということで、先ほどちょっと僕、言ってしまうと、先ほど安価な管理と言っていましたよね。安価な管理をして維持していきたいというようなことを言ったと思うんで、僕もそれは、ここへ芝生を張りかえろとかちょっと言えませんが、なるべく安い形でこの管理をしていくべきだと思うんです。

それで、一つ僕、提案なんだけれども、シルバー人材センターに教育委員会が高島のあのグラウンドをやっているように、大井川清流緑地のここだけでもシルバー人材センターに管理の委託とかということではできないのでしょうか。やるべきだと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 管理の委託というのですけれども、それは今後の話でしょうか、それとも、今だめになっているところの話じゃなくて、今後の話ですか。

○7番（佐藤正司君） だから、今だめになっているところも含めて、ここの緑地の維持管理を、今、鍵か何かだけでしょう、委託しているのは。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ23年の台風のとくに水につかりまして土砂が流出した関係で、かなり凸凹な状態になっておりまして、そのときにも、その南のほうの遊具があるところ以外の北側の部分がグラウンドゴルフを主にやっていたんですけれども、北側の

部分がかなりやられていまして、その北側の半分は元通りに今は戻っている状態になっていると思います。

残りですけれども、去年もちょっとお金をかけられなかったもんですから、ちょっと直営で草刈り等もやっていますけれども、ことしもまた直営で草刈り等をやろうということで話はしてあるんですけれども。とにかく面積が広いということで、草刈りをやった程度の状態で、今のその使ったところに関しては今の状態で利用していただくしかないかなというふうには今は考えていますけれども。それ以外の通常使用が可能というのか、きれいなところであるものについては、今のところは特にシルバーさんに委託をしてということは考えておりませんけれども、シルバーに委託じゃなくて、今現在は業者に委託を出していますので、そちらでもいいのかなというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと課長、見てきたんだと思うんですけれども、あそこはグラウンドゴルフに使えるような状態じゃないですよ、今。やっていませんよ、だから。だから、せめて、なぜこんなことを言うかといったら、あそこに相当な費用をかけてつくりましたよね、あの清流緑地。だけれども、今のような台風以後、全くもう、子供が遊びに行ったりはするかもしれませんけれども、グラウンドゴルフに使えるような状況じゃないし、やっぱりそれを使えるような状況にした上でふだん管理していかなければ、もったいないと思うんですよ。

それで、安価な管理の方法をぜひ考えていただきたい。そのための一つとして、高島のグラウンドでやっているように、どのくらいかかるかわかりませんが、シルバー人材へ委託すれば、あそこでしっかり管理してくれるし、雇用にもつながるかなと思うんですけれども。そういうことはぜひ検討していただきたいと思います。相談して、相手もあることから勝手に決められないと思うので、相談していただきたいと思います。

最後に、私、この写真つけていますけれども、1番は役場前の花壇です。皆さん、花の会の方たちがいろいろ管理しています。それから2番目のやつは住吉の松林のところですよ。これも地域の近所の方がみんなごみを拾って集めて、連絡すると役場がとりに来て処理してくれるというふうになっています。それ以外に、もう見るに見かねて自分で草刈りしている人は大勢いますよね、今、町内に。そういうのに僕は、本来役場が管理すべきところがそれにちょっと甘えているという言い過ぎかどうかわかりませんが、要は、町民皆さん善意でいろいろやってくれていると思うんですよ。それは町をきれいにして、住みよい町にし

ようということだと思っんでね。そこら辺をぜひ、担当課の人は見回って、道路も含めてそういう危険なところがあれば、早目に処理するというような姿勢で、ぜひ当局のほうはいろいろ進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 私は、さきに通告してありますとおり、吉田町における歴史を継承し、魅力ある文化を育む施策について、町長及び教育長に質問をいたします。

第4次吉田町総合計画、第3章、教育・文化・交流、第4節の歴史を継承し魅力ある文化を育む、芸術文化・文化財分野には、地域に根差した芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて心豊かな暮らしの創造に努める町を目指すとしております。現状と課題には、文化活動全般で参加者の固定化や若年層の活動離れが懸念される。歴史的文化的に価値ある文化財は、後世に受け継ぐとともに、郷土への愛着を深めていくための資料として活用することが重要であるとしています。

指定文化財の一覧表を資料として提出をいたしました。この中には、国の指定が1、能満寺のソテツであるとか、県の指定が2、刀剣類、町の指定が19あります。その中でも町指定の無形文化財、地蔵院の百万遍であるとか、寺島川除地蔵の灯籠あげ、それ以外にも貴重な伝統文化が、片岡神社、現在の住吉神社のやっこであるとか、八幡津島神社のやっこであるとか。大事にしてつなげていかなければならないものがそのほかにもたくさんあります。

そこで質問をいたします。

第4次総合計画、第3章4節、課題にある文化活動で、歴史的文化的に価値のある文化財を後世に受け継ぐ必要を述べています。後継者の高齢化や減少が進む中、早期解決が必要になっていると思います。文化財保存会のような形を設け、正しく受け継ぐなど、町では何か考えはありますか。

次は、歴史的な建造物や行事等の説明板など、充実させることが必要と思いますが、いか

がでしょうか。

3番目は、最近では、展望台小山城を中心として小山城まつりや桜の花見など、多くの方たちの努力によって町内外から訪れる人の数が多くなっています。また、能満寺山公園整備事業では、駐車場の計画も進んでいるようです。全体計画及び周辺計画構想についての考えはあるのでしょうか。

4番目としては、観光マップがホームページで公開されていますが、時代を映す歴史的なマップなどの作成は考えませんか。

以上、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 1点目の御質問、課題にある文化活動で歴史的文化的に価値のある文化財を後世に受け継ぐ必要を述べていますが、後継者の高齢化が進む中、早期解決が必要になっていると思います。文化財保存会のような形を設け、正しく受け継ぐなど、町では何か考えがあるかについてお答えします。

文化財保護には、保存活動と住民の文化財への理解が大切であると考えます。現在、当町では、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議する機関として、吉田町文化財保護審議会がごぞいます。この審議会では、町指定文化財について教育委員会からの諮問に応じ、保存、活用に関する重要事項について調査、審議を行うとともに、定期的な文化財の監視活動を行っております。

さらに教育委員会では、町指定文化財の保存状況の確認、町指定文化財を紹介する「吉田町の文化財」という冊子の発行等を行い、文化財の保存と周知を図っております。現在、教育委員会におきましても、「吉田町の文化財」の改訂版を発行するため、文化財保護審議会の協力のもと、町指定文化財の現地調査を行いながら、改訂作業を行っているところでございます。小・中学校においては、地域の文化・歴史・産業を学習するための社会科副読本を利用して、子供たちへの町内の文化財の理解を深めております。

町が行う文化財保護事業以外にも、それぞれの地域住民の皆さんにより、歴史や伝統を受け継ぐ活動が行われております。例えば北区地域教育推進協議会では、地域の大人が子供たちと一緒にその地域の文化財や歴史的遺産をめぐるふるさと探検ウォークを実施しております。また、三番神社の人形の首、地蔵院の百万遍など、町指定文化財である工芸品や伝統行事を地域で守り継承する活動は、昔から住民の皆さんにより続けられています。そのほか、

住吉や川尻の奴道中やおはやしなどは、町指定文化財には指定されていないものの、地域の伝統行事を守り継承する団体には、若者も熱心に活動しており、大変心強く感じております。教育委員会では、これらの活動を引き続き見守っていきたくと存じます。

次に、2点目の歴史的な建造物や行事等、説明板などの充実が必要と思いますが、いかがお考えでしょうかについてお答えします。

町指定文化財については、文化財保護審議会の意見を伺い、町が指定登録することになっておりますが、現在、当町には史跡や工芸品、古文書など、21件の町指定文化財がございます。この町指定の文化財については、教育委員会で文化財の所在及び指定年月日等を示す白い柱状の標柱を立てているほか、文化財の歴史や説明を記載した案内看板を設置し周知を図っております。さらに、町の指定を解除された文化財や廃校となった校舎跡地についても、その位置を記した標柱を設置しています。

以前から設置されていた標柱は木製であったため、経年劣化により腐食しているものもございましたので、アルミ製のものに随時更新しております。案内看板等の標示については、文化財の保護継承を行っていくに当たり非常に重要であると考えます。今後もこれら文化財の活用を図る上で必要に応じ案内看板の内容の充実を図ってまいります。

次の3点目の質問からは、町長がお答えします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 3点目の御質問でございます。最近では展望台小山城を核とした小山城まつりや花見など、多くの方たちの努力によって町内外から吉田町を訪れる人の数が増えています。また、能満寺山公園整備事業では、駐車場の計画も進んでいるようです。全体計画及び周辺構想についての考えはあるのでしょうかについてお答えします。

能満寺山公園は、町のほぼ中央に位置し、昭和56年7月3日付、県告示第376号で、面積5.9ヘクタールとして都市計画決定された特殊公園であり、そのうち現在までに2ヘクタールが供用を開始されている公園でございます。

この公園は、公園整備の基準であります吉田町緑の基本計画におきまして、町のシンボルとなる歴史や観光の拠点として位置づけされており、緑のマスタープランにおきましても、歴史的環境とにぎわいを大切に、個性的な活力と潤いのあるまちづくりを行う方針が示されております。さらに、緑の基本計画や緑のマスタープランを発展させた吉田町都市計画マスタープランの中では、能満寺山公園に整備されております展望台小山城について、町の代表

的な施設、シンボルとして、この場所のすばらしさをより多くの方に楽しんでもらうために、高齢者や子供に配慮した公園散策路の配置などが盛り込まれております。

これらのことから、現在、町では長年温めてまいりました高台への能満寺山公園駐車場整備を進めております。現在も用地交渉を進めており、これまでに地権者2名の方と契約を締結することができました。今後も早期の事業完成を目指し、誰もが容易に足を運べる優しい公園の整備を行ってまいります。

次に、周辺構想でございますが、能満寺山公園周辺は、水と緑の主軸である2級河川湯日川が流れ、豊かな自然環境が残されている場所でもございます。緑のマスタープランでは、能満寺の緑地景観等を保全することや、湯日川や緑道等を軸に景観整備を推進し、緑豊かなまちづくりを行う基本方針が設定をされております。また、周辺の環境整備を図り、能満寺山公園と湯日川の水辺周辺環境を一体化し、町における公園緑地施設の軸とすることが重要であると考えております。

先ほども述べさせていただきましたが、能満寺山公園につきましては、当初計画に基づき、高齢者や障がいを持った方々に気軽に能満寺山公園を楽しんでもらうために、駐車場整備を進めるとともに、周辺環境との一体化を図りながら公園整備を進めてまいります。

4点目の御質問でございます観光マップがホームページで公開されていますが、時代を映す歴史マップなどの作成は考えませんかについてお答えします。

当町の観光マップは、吉田町よくばりまっぷ、吉田町展望台小山城パンフレット、吉田町ウナギ・シラス食べ歩きマップ等がございます。よくばりまっぷにつきましては、展望台小山城や吉田公園を初めとする町内の観光スポットや能満寺のソテツ、萬年のサツキなどの文化財、また、町の特産物であるウナギ、シラス、レタスの紹介、さらに港まつり花火大会や小山城まつり、凧揚げ大会、地域の祭典等の恒例行事などを幅広く掲載し、町の観光情報を盛り込んだマップとして、町内各施設や周辺市町、観光キャンペーン等でお配りし、当町の観光情報を広くPRをしております。

また、昨年度に作成をいたしましたウナギ・シラスマップにつきましては、町内店舗の紹介に加え、吉田町ならではの食べ方や食材の効能を紹介しており、特産物の知名度アップを図っているところでございます。

このような観光マップを作成し、観光施設やイベント行事、特産物のPRに努めており、吉田町の各施設利用客数、イベント公表人数、観光レクリエーション客数、宿泊客数を合計した観光交流客数は平成22年度が26万2,927人、平成23年度が28万7,531人、平成24年度が30

万643人であり、年々増加をしております。

引き続き交流人口拡大を図るために、情報提供の充実化を初め、さまざまな方策を考えて取り組んでいく必要があると考えております。また、今後、観光のあり方について考えていく中で、歴史的要素につきましても見直しを図り、歴史や文化を後世に伝える取り組みを研究してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 御答弁ありがとうございます。

今、まず一つは、文化財の指定に関してちょっとお聞きをしたいと思うんですけれども、確かにこの吉田町にある文化財保護条例、この中には、文化財に関しての保護する条例という、保護条例として残っています。中を読んでいきますと、じゃ、何を以てその指定をするんだという基準が、全て重要なもの、非常にわけのわからない、曖昧な重要なもの、非常に現在いろんな史跡とか見てみますと、歴史的に非常に重要な、確かにあるんですけれども、その辺の、一つはまず基準というのは、基準であるとかそういうものというものはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 文化財の指定に当たってのこの表現が、文化財はいろんな種類がございますので、それぞれまたその重要であるというものが、いろんな考え方があると思います。やはりここら辺は専門的になっておりますので、非常に難しいところなんです。例えば国の場合等も、やはり同じような形になっております。例えば国の場合、絵画、彫刻の場合は、重要文化財としては各時代の遺品のうち、制作優秀で我が国の文化史上貴重なものであるとか、あるいは、我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの、題材、品質、形状または技法等の点で顕著な特異性を示すもの、特殊な作者、流派、または地方様式等を代表する顕著なもの、あるいは国ですので、渡米品で国の文化について特に意義のあるもの、こういうような表現になっております。

これは絵画一つとってもそのようになっておりますので、それぞれがそれぞれに重要であるというふうな表現にどうしてもならざるを得ないということでもあります。歴史的に重要であるということであれば、歴史的にどういう位置があるか、あるいは美術品等であれば、それが歴史的価値があったり、あるいは希少価値があったりとか、そういったものを考慮しな

がらこの指定をしていくということになります。当然ながら、そこは専門性ということが、専門的な判断が出てくるということで指定されているというふうに理解しております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 実は、この質問を取り上げるに当たって、先月5市2町の議員の集まりが御前崎であったんです。そのときに、地域ブランドづくりのヒント、ちょうど地域のまさにキャッチフレーズ、それを女性の今村まゆみさんという方がコンサルタント、ここではまちづくりカウンセラーになっていますけれども、その人がやってくれていまして、その中で聞いていくうちに、一言であらわす文ができたです。例えばS Lの走る町何とかとか、それとか島田はお祭りが好きだからお祭りの町何とかであるとか、それとか、御前崎は多分灯台のようなことだと思うんですけれども、島田、藤枝は、それぞれ。ずっと来ていて、吉田町のところで、うーんと考えてしまって出てこなかったです。

そういう理由もあったんですけれども、そしてこう調べていって、質問して調べていくうちに、多分知らないだけだろうと。要するに僕らは町に住んでいて、こういうソテツであるとかいろんなものが大事だなとわかっているんですけれども、今、町長の言われたそのマップをいろいろつくっていますよね。その中で、そういうものが有効にというか、うまいぐあいに外に出ていないんじゃないかという思いで今、質問したわけです。その中で、その辺に向かってちょっとこれからまた二つ、三つ質問をさせていただきたいと思います。

それで、吉田町には伝統や文化をつなげていくというものが確かにたくさんありまして、例えば片岡神社、現在の住吉神社のやっこ、それは今、小学校クラブなんかも、小学生に本当に正しい形を教えていただいている。それで、川尻にある八幡神社にもやっこがありますよね。ここをちょっと聞いたところでは、やっぱり壮年会の人たちがやってくれているんだけれども、先ほど課題の中にあつた、高齢化とかそういう形でのつなげていくに今、皆さん苦勞していますよね。あとは、特に僕の住む隣だもんでよくわかるんですけれども、地藏院の百万遍というのは、組ごとにやっているんですけれども、やっぱり外から来る人が多くて、そうすると、本当に知っている人たちがもう亡くなったり、本当の高齢化になってきた。

そうすると、例えばリズムであるとかそういう大事なものがいつの間にか形をやっていくだけになっていく、そういう心配しているんです。要するにこういう文化財に指定するということは、先ほど重大な、重要なもの。それは誰が見てもこの町にとって、この地域にとって、この国にとっては本当に大事だろうというやつを決めていきますね。要するに本当に大

事なものであるからこそ、基準が何だと聞いたんですけれども。要するに、大事なものを、じゃ大事に保存していくために、そういうところに町でどういう形でかかわっていくことができるのかというのをちょっとお尋ねしたいんです。

要するに有形文化財に関しては、非常に保護であるとか、目に見えますからよくわかります。ただ、無形文化財に関しては、なかなか何が正しく伝わっていつているかどうかというところ、そういうそのものもやっぱり非常に厄介なものになってくると思うんですよ。その中で、例えば町が指定をしました。大切なものだからということで指定をしました。その後で、それじゃ、指定をしてそれでよしかというわけにはいかんと思うんです。ところが、この保護条例の中には、じゃ、どのようにして保護をしていくんだとか、そういうのが多分、聞いたら国の基準からおりてきたと。そのときに、当然町としてかかわっていく部分があると思うんですけれども、さっき言った保存会みたいなものを推奨してやっていくとか、町も一緒になって。そういうお考えというのは、現在お持ちですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 教育委員会としての立場を申し上げさせていただきます。

ただいまお話にありました奴道中、これは大変町にとって重要な無形文化財であるという認識ではあります。これにつきましては、過去に文化財保護審議会の中でも、これを指定しようという動きが実はありまして、研究を重ねていったところがございます。その中で、最終的にどういった経緯で始まって、どのように始まっていったかという、その部分からなかなかしっかりした検証は得られないと。例えば、一番最初は川尻であったというふうに言われておりますが、これは言い伝えでございますが、昔の水戸藩の道具をもらい受けたというような話も出てはいました。ただし、これは言い伝えなものですから、検証ができなかった。そういったことがありまして、また、これを指定するに当たって、地域の皆さんと少し打診をしたというようなことも聞いております。なかなかうまくいかなくて、これが指定できなかったというようなことがございました。

そういったことでございますので、教育委員会としては、指定ということになりますと、それなりの保存活動をしなければならないというふうに思いますが、全ての民俗文化財であったりとか、あるいは無形文化財だと、これを全て保存するということになりますと、これはまた違う話になってまいりますので、教育委員会として保存していかなければならないものは、やはり指定文化財ということになります。継承者が大変高齢化だというお話もただい

ま頂戴しましたが、答弁の中にも少しございますが、奴道中にしても、それに付随しますおはやし、こういったものも現在はそれぞれ民間でやられていらっしゃるんですが、若い方も入ってきているというふうにお聞きしております。

そういったところで、教育委員会としては、指定文化財の保存について考えていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われたその指定文化財、それは何か基準、あるんですか、指定文化財に指定してあるもの、現在もあるんですか、指定文化財の指定してあるもの。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 基準ということによろしいですか。

〔「そのものがあるんですか」の声あり〕

○教育委員会事務局長（増田惣一君） それは、ものというのは、町指定の文化財は議員がお示ししていただいた表です。それが指定されております。ただ、これ少し古いものもあります。この後追加されているものもございますが、基本的にはこの、議員がお示しした表が指定文化財であります。

○3番（山内 均君） すみません、勘違いしまして、今言った非常に詳しく……

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた川尻の、住吉の奴道中、そのときに、そのところまで非常に重要な歴史的に恐らく重要な部分じゃないですか。そのときに、そういう指定はされていないものであっても、本当につなげていかなければならないもの、そういうのに関して、教育委員会としては、何かこう、施策であるとか考えであるとか、そういうものは持っていないか。大事なものを大事にしていきたいというか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 先ほども申し上げましたとおり、奴道中に関しては、そのどういう経緯で始まったかというところからの話ができておりません。つまりこれが歴史的にどうだったか、あるいは希少価値があるかどうか、そういった価値があるかどうかという以前の問題で指定できなかったということでございますので、私どもとしては、これに関して活動を行っていくというのは、今のところ予定はありません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 活動はやらないということですが、いずれにしても大事にしていくためには、何かこれからできるものを考えていって、確かに小学生も、小学生クラブもやっていって、基本的には楽しく伝えていくということに何をやるかということ、どうしたらいいかというやつを、やっぱりしっかり考えていってもらいたいと思います。

それと、もう一つは、今言ったいろんな史跡、吉田町を調べてみたら、本当におもしろい史跡、難しい史跡、いっぱいありますね。そのときに、ちょっとあっちこっち看板というか、現在、あれ何ていうんですか、案内板というんですか。それを見てみたときに、例えばここに一つちょっと読み上げてみますけれども、能満寺原古墳、ありますね。ここが、中に書いてある言葉が、能満寺原には数多くの古墳があったと思われ、確認されているものは8基で、台地の東南の線に沿ってあり、古墳時代の後期か末期に築かれたものと思われる。これは、その古墳群の一つ、円墳で、大正9年、開墾したとき、石窟を発見し、その中からカイギョク、何ていうんですか、コウギョクというんですか、金環、直刀、つぼ、皿などが発掘されたと。要するにそういう部分しか書いていないんです。確かに間違っていないんですけども、これを見たときにすごくその、もうちょっと、今言われた指定するに当たって、後期か末期かとか、こういう言葉ではなくて、もう少し、もちろん正確というかな、重さとか、それをやっていただきたいなと思うんです。

実は、その前がありまして、やっぱりこういう部分で、ホームページでやっているじゃないですか。そうすると、確かにこのところ、今、ありますよね。あんなところでも、周りにいる方にちょっと話を聞いたときに、日本各地から結構来るらしいんです。そうすると、今言われたこの看板がわからないと。恐らくわからんでしょう、僕もわかりませんから。確かに間違っていないかわからない。それと、教育長が言われた小学生を、先生が引率をして見に来てくれるような、それもあるらしいんですね。ただ、そのときに、やっぱりこういう、もうちょっとしっかりしたやつ、むしろ吉田町に誇りの持てるような、これは確かに町指定の文化財であると。

そういう意味で、大きさもわかりですけども、せっかくだから、お金がかかるというとまたあれですけども、もうちょっと権威のある、権威というか、権威が見えるようなとか、よそから来たときにもたえられるような、あちこちに行けば大体どんなものかは想像つくと思うんですけども。そういうものでぜひやっていただきたい。その辺の考え方をお聞きしたいと思いますけれども。

○議長(八木 栄君) 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 文化財にそれぞれ出しております案内板につきましては、その内容の表現とかそういったものに関しては、やはり当然慎重に記すべき必要があります。やはり間違った記述がありますと、これは大変な問題になります。そういった意味で、読みやすいというのは、これは必要なんですが、間違いがあってはならないというのが教育委員会の立場としては第一に考えております。そういった点では、内容が間違っていると、明らかに違うということであれば、これは直さないといけないと思いますが、ある程度難しい表現があったりということは、場合によってはいたし方ないということもあろうかと思えます。

また、看板の設置場所ではありますが、たまたまこれは能満寺原古墳群第1号古墳だと思えますが、おっしゃっているのは、ここの古墳につきましては、私有地の茶畑の中ということでございます。当然ながら私有地でございますので、看板を立てるだとか標柱を立てるといふことになると、地主さんとよく相談しながら立てなければならないということがございまして、どうしても茶畑の場合は、農作業をやる場合に邪魔になるというものはやめてくれと、こういうふうなことも出てこようかと思えます。そういったことで、ある程度多少見にくくなってしまっているところに設置されているということが多いかと思えます。そこら辺につきましては、少し研究させていただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 確かに今言われたのは、町から見た理論ですよ。ところが、先ほど言ったように、よそから来るじゃないですか。確かに歴史の研究の好きな人は来るんです。そのときに、じゃ、町はそうだからということじゃなくて、やっぱりそういうものにたえられるようなもの。旅行にあちこち行けば、結構大きなもので、しっかりとした年号であるとかいろいろ書いてありますね、必要なこと。でも、やっぱり史跡として指定されているわけですから、当然発掘であるとか、文献的に、先ほど言われた曖昧ではないと思うんですよ、いろんな出てきたものは。だから、そういうものをもう少し詳しく、そういうことをそういうふうにはやっついていかないと、最初言ったみたいに、吉田町に何があるといったときに、口ごもってしまう、とまってしまうというのは、あれがちょっと悔しくて。そういう意味で、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） お話の趣旨は、もう少しわかりやすく、誰にもわかり

やすくということによろしいですか、看板を。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 僕が言っているのは、歴史の好きな人たちが日本から集まったときに、それにたえられるもの。難しいですからね、何がたえられるかというのは。そういうものを作ってほしいな。そういうのを研究するとか検討するとか、そういう思いはありますかという話を、質問をしてあります。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） おっしゃるとおり、町外の方が来ても、大概町外から来る方は、やはり知識のある方が多いと思います。そういった方が見ても、それにたえられるもの、そういったことで、つまり正確なものということになりますので、そういった観点で看板をつくっておりますし、また、それにたえられないものであれば、それは訂正をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もう一つ、先ほど言われた標柱ですか。この古墳もそうです。備前の守屋敷跡もそうですね。現場へ行くと、頭だけぽこっと出ていて、こう斜めになっていて、余りにもたえられない。あれでは、悪いけれども、そういういろんな理由をつけたところで、教育委員会がしっかりやっているとはちょっと思えないから、その辺でもうちょっとしっかりとした管理というか、やっていただきたいと思います。その辺は要望です。

それからあと、小山城で、教育委員会のほうになると思いますけれども、小山城の資料、先日ちょっと教育委員会のクボタ氏のところに説明、聞きにいったんです。彼、本当に勉強しているなとちょっと感激したんですけれども、その中で、教えていただいた中に、昭和55年5月8日に、当時の静大の小和田哲男先生、今も小和田先生かな。その小和田先生が小山城の史跡調査をされ、図面も作成をされたんです。その図面、ちょっと何か、見せてもらったんですけれども。そして、その中に、三日月堀とか、堀のやつがありまして、現在、その三日月堀がすっかり残っていますよね、新しく、何ですか、新しくつくったというよりも、できてしまったやつの、ちょっと奥に。そこには、勘助井戸、前に勘助井戸というふうに言いましたけれども、彼に教えていただいたのは勘助式井戸らしいんですけれども、そういう歴史的なものが現実にあるんです。でも、現状あそこに行くと、全然その手入れはしていないし、ちょっと歴史というものを粗末にしていたらちょっと怖いかなという感じがしたので。

その辺をちょっと、さっき町長がおっしゃった小山城というのは、展望台小山城ですよ。展望台小山城が町のシンボルになるとしたら、やっぱりそういうものも、歴史的なもの、歴史的な価値があるものを同時にもう少し、必ず歴史が好きな人というのはそういうのを見に来ますから、そうした情報を絶対に広めてくれるはずなんです。僕は吉田町を広めていって欲しいと思っていますので、ぜひその辺の、これからその三日月堀、今現状あるものに対しての教育委員会の、これからどうやって活用していくかとか、そういう予定であるとか、そういうのはないですか。あのままにしておくか、これからどうにかするかというそういう、もうちょっとその辺をお聞きしたい。当然しっかりしたものをみんなに見られるような形でやっていただきたいんですけども。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） お話がございます勘助井戸という、につきましては、確かに小山城跡のところにあるというのは存じておりますが、ただ、これが歴史的に貴重であるかどうか、価値のあるものであるか、これは改めて検証しなければ、これははっきりしたことは言えませんので、現在のところでは、これを活用して何かという予定はございません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） その勘助井戸に関しては審査委員の方知っていますので、一生懸命、同じことを聞きました。今、聞きたいのが、三日月堀ですか、何ていうんですか、あの堀。あの堀が現状何も手をつけずにそのままにしてあるから、それをどうにかして、引き続ききれいにして、整備して保護する予定はないですかということです。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 三日月堀につきましては、これも武田型のいわゆる城には必ずあるというふうに言われておまして、歴史的に大変貴重であるというふうになっておりますが、今の展望台小山城を建設の際、あそこは調査をしておまして、調査結果が出ておまして、皆さんもお持ちのとおり、この吉田町の文化財のところにこの絵が入っておりますが、これは調査した結果できた図面から落としたものであります。基本的にあそのところは、今の形がある程度残してあるというふうな認識でおりますが、正確には当時調査したものが正確な記録というふうに認識しております。ですので、あそこを今、教育委員会として何か手をつけるという予定はございません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） それを僕も手をつけるということじゃないんです。皆さんに、現実にあったものですから、見るような計画であるとかそういうものをつくりませんかということです、考えませんかということです。あのままですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 現在のところ、教育委員会ではそのような予定はございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 切り捨てられましたけれども、これから先のことをどうしますかと聞きたいんです。ぜひやってほしいということなんです。その辺の意気込みはないですか、大事にしようという。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 三重堀につきましては、かなり山梨県のほうからも三重に来られて、非常にあれだけ原型が残っているのは珍しいというふうに言われています。また一方で、余り手をつけないであのままにしてほしいという意見もあるのも事実です。下手に手をつけるより、現状のまま置いて、説明のほうを、うちのほうは今、小山城のほうを管理しておりますけれども、そこにいる臨時職員ですけれども、そちらのほうに説明のほうをうまくできるようなことでPRはまたしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ちょっと切り捨て御免がなくなりましたので、ちょっと安心しましたけれども。実は、あそこに行きますと、きれいに、今言ったみたいに貴重な現実のことじゃないですか。確かに見に来るんですね。恐らくあのアピールの写真を撮って武田のあの地域をやったら絶対来ますよね。だから、そういうものを活用して、小山城、展望台小山城ですか、あそこにあるものも人も、とにかく吉田町に魅力あるものにしていただきたい、そういう思いです。ぜひその辺をお願いします。

それから、あと、今、町長のほうから答弁いただきました小山城に関してですけれども、確かに今、それも含めてです。小山城の僕の言っている周辺計画というのが今言われた三重堀というんですか、それがありまして、西へ行くと大熊備前守跡がありますよね。その南側

にさっき言った古墳があるんですね。それが時代ごとに、例えば家康の前、戦国前の時代と江戸時代と江戸時代の後とか、そういうものに分けていくと、恐らく遊歩道みたいな形で、産業課になると思うんですけども、つなげたときに、町の人たちもよくわかるだろうし、よそからもそう。とにかく人が来られるじゃないかと。せっかくその周辺の、かなり大きな特別公園の指定ですので、その辺も、何だろうな、大事ですけども、その辺もちょっと考えていただきたいと。その辺はどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 現在、小山城というパンフレットがありまして、後ろにイラストが載っているわけですけども、またこういった改訂の折に、その辺もまた考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） その辺というのは一体的にということですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 当然ちょっとスペースも限られておりますので、どこら辺まで載せられるかはわかりませんが、うちのほうで管轄しておりますよくばりまっぶと、こういった小山城のパンフレット等である程度表現できたらなと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） このマップに関してはちょっと異論がありますけれども、それはそれでいいでしょう。

そのとき、それから、小山城の今言った中心に考えると、国の指定のソテツ、ありますよね。それと看板も何かわきのほうにあって見にくいし。ソテツとか、恐らくあそこを中心に考えていくと、今言ったいろんな史跡がかなりありますよね。それと歴史上、武田軍と徳川軍の本当に貴重な文化的歴史、あそこにありますよね。当然クボタ君に見せてもらった中では、やぐらとかそういうものがあって、それが大幡神社の、徳川と対したところにあるんだろうと、そういう形であるんだろうと。そういう何ていうんですか、歴史的価値をすごく持っているものがありますので、そういうものも大事にしながら、ちょっとこれをしていただきたい。その辺はこれからの要望、できるだけ可能な限りでやってはいただきたいと思えますけれども、その辺のちょっと意気込みというのはないですか。

○議長（八木 栄君） 山内議員、もう少し質問をわかりやすくお願いします。

○3番（山内 均君） そういう研究とか、発掘とまでは言わないけれども、研究をもっとしていただくとか、学術的な調査をこれから進めていきたいですとか、そのあたりの回答。もうあれで終わりですか、何もしませんかということじゃなくて、町ではこれから将来に向かってどのような形でああいうものを大事にしていく意識がありますかというような。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） 御質問に対してしっかりした答弁ができるかちょっとわかりませんが、小山城のあのあたり周辺というのは、おっしゃるとおり古墳群があったり、あるいは少し北側ですが、大熊備前守屋敷跡があったりと。さらに能満寺のお寺の中には、能満寺の古文書があったりと。あのあたりはいろいろ吉田町の中でもたくさんいろんな指定文化財があるところでありますので、この指定されている文化財については、当然ながら我々としては保存活動をしていく、教育委員会としては保存活動に努めていくとともに、新たな歴史的価値のものが出た場合には、やはりそれはしっかり検証しながら研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひそういう返事が欲しかったんですけども、よろしく、意識の中に入れておいてください。

それから、先ほどありました文化審査会で、今新たに改訂版をつくる作業を進めていますよね。それで、その委員の方に聞きますと、27年くらい、再来年くらいにその改訂版ができるということです。そして、先ほど言った吉田町はこういうものがあるよというみんなに知らせるためにも、それともう一つは、やっぱり子供たちに、学力に影響するでしょうけれども、そういうものを改訂版が出たときに、町でぜひ活用していただきたい。

例えば中学生に上がるときに、子供たちにそういうものを配って吉田町のよさをアピールするであるとか、それともう一つは、売店ですね。あそこに売店がありますので、売店で売っていただくとか。そしてもう一つ、彼の知っている方のお話の中には、ボランティアでいいから、語り部じゃないけれども、説明できる人をぜひ要請してほしいと。

ということは、先週の日曜日に僕は能満寺の、ちょっと見たいものがあったもんですから、それで奥さんと話をしたいと思って行ったんです、15分くらい。そうしたら、やっぱりカップルが3組来たんです。多分吉田町の人ではないです。そして、あそこのソテツの中に入る

のをためらっていたから、これ国指定の重要文化財ですよと、中に入れますから見ていってくださいと、そういう声をかけただけでも、彼らの表情って、中に入ってもう写真撮りますよね。

あれを見ていくと、あんなに大事なもの、今言ったみたいな大事なもの、それを放っておく手はないと思うんですけれども、そういうような今言ったボランティアの人でもいいし、語れる人。先ほど語れるというのはちょっと意味が、どういう意味かちょっとわからないんですけれども、語れる人は町では、養成というか、そういう形はしているんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、増田惣一君。

○教育委員会事務局長（増田惣一君） よく観光地などに行きますと、やはりボランティアで、その地域の文化財を解説してくれる方がよくいらっしゃいます。吉田町の場合は、現在教育委員会としてはそういった方を養成して、そういった方を例えば能満寺に置くという予定は現在のところはございません。やはりこれがある程度需要があるならば、そこら辺はまた考えていかなければならないこともあるかもしれませんが、現在のところはそういう予定はありません。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 現在じゃなくて、僕が言っているのは将来的に。近い将来、そういうものがあって、今言ったのはイタチごっこですよ。需要があればやると言うけれども、難しいですね。

そうすると、例えば売店にいる方の、そういう人たちにそういう説明をしてもらえような、しっかりした知識を勉強してもらおうとか、そういうものをやっていかないと、せっかくのやつが生きないということなんです。ぜひその辺でやってもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 売店、それから小山城の、うちのほうのそれこそ臨時職員がやっているわけですが、またそういった説明ができるようなこともまた職務と考えますので、その辺はまた指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 頼もしい返事です、ありがとうございます。ぜひ考えてください。

それによって、僕がそこにいてたった15分の間に3人が来ていて、やっぱり彼らはそういうのが好きな人だからか、探しに来ているんですね。そうすると、例えばそういう人たちが興味を持って、そしてその人たちは家に帰って、地域に帰って、ここに行ってきたよ、こういうものがあつたよと。ただそれだけでも、やっぱり吉田町の価値は上がっていくと思うんですよ。その辺もぜひお願いをしたいと思います。

それから最後に、今、教育委員会に属するコミカルがありますよね。実はそのコミカルを先月、避難タワー（K街区）、見せていただきました、使わせていただきました。そのときに、ちょっと想像してほしいんですけども、あの真上から電柱がもう全て見えなくて、そして、FDAのオレンジの飛行機が富士山のバックに1機浮いていたんです。これはひょっとしたら将来的にというか、スポットになるんじゃないかと。なるような気がするんです。それで、特にこういう試ししてほしいのは、せっかく富士山が文化遺産になりました。そうすると、そういうスポット、要するに観光スポットになると思うんですけども、そういうもの、吉田町から見た富士山の写真コンテストであるとか、そういうものの企画というのをちょっと考えていただいたらどうかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 富士山が世界遺産になりまして、吉田町からも各所で富士山がきれいに見えます。来年度、吉田町から見える富士山のコンテストというのをうちの課で既に考えております。やる予定でおりますので。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 来年のいつごろですか、多分参加する人はいっぱいいると思うんですけども。これ考えているだけなんですか、漠然的に。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 富士山が見えるというのは非常に季節的に秋からもう冬になりますので、一番富士山が見える時期に写真が撮れるような時期を考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 山内議員、その質問も、富士山もいいですけども、この自分の質問の要旨としっかりと合ったもので質問していただきたいと思うんですけども。

○3番（山内 均君） 想定外です。それは、観光です。観光とかそういう……

○議長（八木 栄君） 観光だけでも、今、歴史を継承し魅力ある文化を育む施策ということで質問をいただいているもんですから。

○3番（山内 均君） 歴史的なものになり得ますよという話なんです。

○議長（八木 栄君） やはり自分の……、そうしたら二つ目の項目でもつくってくればいいですけども、今回はちょっと。よろしくをお願いします。

○3番（山内 均君） あとは、ちょっとおまけに、史跡として榛原高校の本当の、何ですか、寺子屋、一番最初、発祥、あれが隣接地にあるというのにもちょっと驚きました。ぜひ皆さん行って見て、体験をしてみてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は15時5分とします。10分間です。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時04分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 河原崎 昇 司 君

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

〔11番 河原崎昇司君登壇〕

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎昇司でございます。

私は、平成25年第4回定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、地場産業の振興と活性化についてを吉田町長に質問をいたします。

吉田町には、産業4団体があります。農業、沿岸漁業、ウナギ養殖漁業、商工会があり、それぞれ特色を出して活躍をしております。

まず第1といたしまして、農業についてお伺いをいたします。

国の農業政策見直しによって、TPP、環太平洋経済連携協定が12カ国で交渉中でありま

す。農産物を含め、貿易自由化をし、586品目のうち5品目、米、大麦・小麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖を例外として関税率100%撤廃を目指してルールづくりを進めております。12月末には結果が出ると言われておりますが、けさの新聞によると、年内の妥結はないと伺いました。新年度から新たに交渉が始まるようでございます。

また、先日、米の生産調整、減反の見直しを政府が発表し、米の戸別補償制度、1反1万5,000円が大幅に減額され、1反7,500円といたしました。5年目には廃止をされると発表されております。農家としましては、大変厳しい状況であります。

農家の高齢化と担い手不足と国の政策見直しで、耕作放棄地が拡大化につながるおそれがあります。町内の耕作放棄地18.5ヘクタールにつきまして、農地の再利用をどうされるかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、沿岸漁業と内水面漁業についてお伺いをいたします。

平成25年1月1日、本年であります。吉田町漁協、相良漁協、地頭方漁協、御前崎漁協の4漁協が合併をし、南駿河湾漁業協同組合となって、御前崎漁協に本所を開設、吉田漁協は支所となりました。また、内水面漁業、ウナギ養殖であります。平成20年4月1日に丸榛吉田うなぎ漁協、焼津養鰻漁協、大井川養殖魚協、中遠養鰻漁協の4組合が合併をされて静岡うなぎ漁業協同組合となりました。丸榛吉田うなぎ漁協が本所となりました。町内二つの漁業協同組合が名称を変更があつて、組織がえがありました。

この2組合の広域合併が町の産業振興にどのような効果があつたと町はお考えでしょうか、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、内陸フロンティア構想計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

平成26年3月には、東名、川尻幹線、榛南幹線の開通が予定をされております。町の幹線道路ができ上がります。産業振興の一端として、商業、工業への企業誘致の集積が期待をされます。その中での町の内陸フロンティア構想計画の進捗状況についてをお伺いいたします。

4といたしまして、地場産業の振興に関してお伺いをいたします。

吉田町漁港へ水揚げされた鮮魚やシラス、町内で育ったウナギ、レタス、メロンや野菜類など、地場産品売り場の新たな施設として、道の駅はできないかをお伺いいたします。

御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 地場産業の振興と活性化についての1点目、農業についての町内の耕作放棄地18.5ヘクタールについて、農地の再利用をどうされるのかにつきましてお答えします。

耕作放棄地の解消対策として、農業委員会は毎年1回、耕作放棄地の状況を調査し、所有者に対しまして指導や措置などを実施しております。また、農業委員会並びに農業委員会事務局では、夏季と冬季に農地パトロールを実施し、農地の利用状況調査を行い、「広報よしだ」や部農会を通じた回覧文書により、農地の適正な利用に努めるよう情報発信を行っており、町外在住者には個々に通知を送付しております。

なお、農業委員会では、耕作放棄地対策として、遊休農地解消対策実行委員会を立ち上げ、北区に日の出農園を設け、有料で一般利用者に開放しております。

さらに、本年11月からは、非農家出身者を地域農業の担い手として育成するがんばる新農業人支援事業におきまして、新規就農実践研修生として2名を県内外から受け入れ、町内の受け入れ農家におきまして1年間の技術営農指導研修を受けるなど、当町で就農を目指す若者が育ち始めております。

また、耕作放棄地に関する住民の声や苦情に対しましては個別に対応し、現地を確認後、土地所有者に対しまして是正通知を送付しております。その結果、昨年度は約10ヘクタールの耕作放棄地が解消されましたが、いまだ18.5ヘクタールの耕作放棄地が残存をしております。

それらの解消に向けましては、引き続き現地踏査及び是正指導などを行うとともに、農地の貸し手と借り手の橋渡し役を担う榛南農業協同組合や年度内に発足を予定している県農地中間管理機構と連携を図りながら情報を共有し、農地の担い手となる認定農業者とその後継者、新規就農者、農業生産法人など規模拡大を目指す個人や団体にあっせん及び集積を促し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、農業委員各位の御協力を賜りながら努めてまいります。

次に、2点目の沿岸漁業、内水面漁業についての2組合の広域合併が町の産業振興にどのような効果があったと町は考えているのかにつきましてお答えをいたします。

榛原地区4漁協につきましては、県下4地区、漁協合併構想の実現に向け、地域の操業実態、漁業情勢を踏まえた上で、まず榛原地区4漁協間で合併を検討すべきであるとの合意に至り、平成21年に榛原地区漁業協同組合合併協議会が設立をされ、平成25年11月1日に正式

に南駿河湾漁業協同組合として新たに発足をいたしました。一方、静岡うなぎ漁業協同組合につきましては、水産協同組合法に基づく県の指導により、4組合の合併か、もしくは組合の解散かの選択に迫られ、組合の存続を図るため、4組合が平成20年4月1日に合併をいたしました。

両組合とも組合員の高齢化、経営体の減少等による生産量並びに利益の減少、合併による事業の効率化や人件費及び維持管理費の削減等により、経営体の安定が図られ、シラスに関しては、吉田漁港に水揚げが集中したことによる市場の拡大、ウナギに関しましては、より安定して消費者に供給できるようになったと聞いております。

しかし、昨今のシラスの不良による原材料の高騰、円安の影響による燃料費の高騰等により、組合を取り巻く環境はますます厳しいものになっておりますが、町といたしましては、特産品であるシラスとウナギの消費拡大のために、平成24年度にウナギ・シラスマップを作成し、吉田ならではの食べ方の紹介や店舗の紹介など、町内外に広くPRすることにより、特産物の振興に努めております。

次に、3点目の内陸フロンティア計画の進捗状況についてにお答えをいたします。

当町が内陸のフロンティアを開く取り組みにおきまして、国から総合特区の指定を受けている事業は、物資供給拠点確保事業、企業活動維持支援事業の2事業がございます。この2事業につきまして、現在当町の取り組みに賛同していただける企業の誘致を進めるとともに、企業立地に向けた規制緩和について国との協議を進めているところでございます。

まず、企業誘致に係る取り組みとしましては、県のホームページ上で当町の取り組みを紹介するとともに、10月28日からは市町取り組みブログの運用が開始されましたことから、随時当町の取り組みにつきまして情報発信をしているところでございます。また、9月には、民間団体である内陸フロンティア推進コンソーシアムが主催する民間企業向けの地域別セミナーにおきまして、当町の取り組みを参加されている企業へ直接紹介をさせていただきました。

内陸フロンティアコンソーシアムは、平成25年5月10日に経済界が中心となり、内陸のフロンティアを開く取り組みと連携をしまして、民間企業のビジネスチャンスの拡大に資する情報の集約と発信を行うとともに、民間企業の立場から見た政策提言を行うことを理念に掲げ設立されました団体で、現在、企業等312の団体が参加をされております。このセミナー以降、数件の企業から直接お問い合わせもいただいておりますことから、民間需要はあるものと推察できますので、今後も情報発信には力を入れてまいります。

一方、現在関係省庁とともに規制緩和や制度改革につきまして対応を協議する国と地方の協議会におきまして、当町が事業を進めるに当たり、課題となっております農用地区域の除外に関する規制緩和について御協議いただいているところでございます。この規制緩和につきましては非常にハードルが高く、なかなか国の御理解を得るまでには至らない状況であり、当町の事業につきましては、まだ企業立地など具体的につかない状況でございますが、今後も引き続き国と地方の協議会で規制緩和を求めてまいります。

また、町内組織であります吉田町内陸のフロンティアを開く総合特区推進本部におきまして、企業立地に対する支援策の検討や事業の推進に向けた各種調整を行い、さらなる有効的な手法を模索し、早期に当町の事業に御協力いただける企業の立地を実現できるよう推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目の地場産業の振興に関しまして、地場産品売り場の新たな施設として道の駅はできないのかにつきましてお答えをいたします。

平成23年度に、町は吉田の魅力創造委員会を立ち上げ、平成24年度に吉田町交流活性化ビジョンを策定いたしました。このビジョンの中で、吉田町の課題として、町を訪れる人をもてなす施設の整備と人材の育成、既存の地域資源の活用を掲げております。そして、町に対しまして、本ビジョンを達成するための最優先テーマとして、特産品や情報等を集約した交流の拠点となる道の駅等の施設の整備を積極的に進めてほしいとの提言がございました。

この提言に基づき、本ビジョン達成に向けた取り組みとして、平成25年度に新たに産業団体を構成委員とする吉田町魅力創造委員会を設置いたしました。この委員会では、交流拠点となる施設の整備をより具体的にするために、シラス、ウナギ、レタス等の特産品の直売所や食堂等、にぎわいの拠点となる施設及び運営体制の整備について検討しており、産業振興の拠点となる施設の整備につきまして、町は吉田町魅力創造委員会に運営までを検討していただく中で積極的にかかわり、実現に向けて調整をしているところでございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

数点、再質問をさせていただきます。

まず、農業のことでございますが、私、農業委員ということで、ある程度のことはわかっ

ておりますが、今の農業のことにつきまして、いろいろな事情が変わりましたものですから、改めて当局に質問をさせていただきました。

先日、農家の皆さんと話し合う機会がありまして、その中で厳しい声が伺われました。政府の政策を見直すということで、約50年続いた減反の廃止、そして米補償制度をなくすと、こういうことでございます。また、ただいま、これは世界的な問題でございますが、今12カ国で交渉中のT P P、これが今年度、この12月までに妥結されるのではないかということの意味の中で、再質問をさせていただきました。

とは言われましても、けさのニュースでは、妥結にならないと。そして、来年に持ち越しだよと、こういうことでございますが、農家の悩み、農家のほうの心の苦しみは同じでございます。私も農家でございますので、数点お聞かせを願いたいと、このように思います。

ただいま、けさの新聞では来年に持ち越されるということでございますが、これが年が変わればまた話し合いの中で妥結の状況になるかとも思います。国内といたしましては、50年続いた農業政策、減反政策の見直しによって農家が痛手を受けることは間違いないことでございます。

本年の米づくりの作況指数は、全国的にも大豊作でありまして、作況指数が102とか103とも言われております。吉田町でもできぐあいがよく、1反当たり9俵とか10俵、そして本年の政府買い上げです、供出米ですね、昔の。私も20俵程度、農家なもんだから、供出をさせていただきます。3年前、民主党政権にかわったときの単価よりも1,000円ぐらい上がっております。町内で本格的につくられているキヌヒカリという品種でございますが、1俵60キロ、政府買い上げ値段、1等米が1万1,520円、2等米が1万620円、3等米で9,600円でございます。1,000円上がったと言われましても、最低限の単価であるかなと、このように思います。

もしこれがT P P、環太平洋連携協定交渉が妥結されたとしたならば、農産品の関税ですね、撤廃された場合には安い農産物が増え、国内生産が圧迫され、日本の農業生産約10兆円と言われておりますが、約4割減り、4兆円が失われると言われております。一方、経済産業省は、T P Pにより輸出が産業関係では8兆円増加をすると試算をされておるようでございます。国内の食料自給率は40%でございますが、これが生産自給率12%ぐらいに低下をするのではないかとと言われております。

また、町内の農家は、つくる自由に売る自由という手法で、自主流通米として個々に米の販売をされております。1俵1万5,000円から2万円ぐらいで自由販売をされている農家が

ございます。

○議長（八木 栄君） 河原崎議員、申しわけないですけども、質問の要旨でいくと、町内の耕作放棄地18.5ヘクタールについての再利用とかそういうことで1番はやっているもので、その辺についての再質問をお願いします。

○11番（河原崎昇司君） 先ほど答弁をいただいた中で、町内の耕作放棄地18.5ヘクタールあるとお伺いしております。10ヘクタール減ったよということもお伺いしております。

その中で、この状況でございますが、我々もなくす努力をしてきたわけでありまして。18.5ヘクタールというと、ちょうど吉田田んぼの半分が耕作放棄地となっていると思います。しかし、吉田町でとれたお米は大変おいしいということで、最近、牧之原市、島田市、遠くは静岡市の農家が入作、入農で我が町の耕作をしていることは確かでございます。米づくりやお茶づくりを始めている状況であります。この耕作放棄地は減ったものの、他の市町の農家の皆さんが入作、入農によって減ったものをつくられた場合の農産物は町の生産高になるかをいま一つお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 入作者等が町の農業生産高に影響するかどうかという御質問でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○産業課長（山村丈太郎君） 他市町から当町へ入作者につきましても、いわゆるヤミ耕作等もございまして、実際のところその実態を把握できておりません。収穫物の大半は、一番近いJAハイナンへ入っているとは思われますが、これはあくまで推測でございます。

また、当町の農業者が他市町のほうへ行って耕作しているという状況もございまして、それらを差し引くといっておかしいんですけども、町の農業生産高にはそれほど影響は出ていない、数値的には、と認識しております。

また、農業水産統計年報などにはこうしたデータはございませんし、また、個人で販路を、先ほど議員のおっしゃったように個人販売等をしている方もいらっしゃいますので、実際にはデータがちょっととれません。数的にはそれほど生産高に及ぼすということはありませんと思いますので、他市町からの入作につきましても、町の農業生産高へ反映されていないものと認識しておきたいと思います。

以上です。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

自作もあるよと、こういうことではないかと思います。

○議長（八木 栄君） 河原崎さん、すみません、あれして。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 答弁ありがとうございます。

入作もある、出作もあるよと。とはいうものの、出作というのが割合今、吉田町には少ないのではないかと、このように思いますが、今の状況を見ますと、吉田田んぼ、私の感覚では2割から3割が入作、入農であるかなと。それから、片岡原、あるいは神戸の地区の畑、茶畑ですね。これが3割から4割近い入作があるかなと、このようにも思います。

地元吉田町の一つの産業、農業でございますが、大変後継者が減っていることは確かでございます。私どもとしては、農業委員、あるいは皆さんのボランティアを含めて中央小学校、自彊小学校、あるいは住吉小学校も、我々は稲を指導し、住吉小学校は畑作、芋づくりとかそういうものを作って指導をしていることは確かですが、この辺をぜひ学校のほうで、土にさわること、それからつくる楽しみ、収穫の楽しみ。それから、自然を学ぶというんですかね、気象、お天気、雨、曇り、台風とか、そういうものを学びながら、やはりこれ農業振興の一環としてやっていただきたいなど、このように思いますが、その点は教育長さん、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） それぞれの学校で農業委員さんたちに指導していただいて、今のようなことをやっていただいているのも十分承知しておりますし、ありがたいなというふうに思っております。現在、勤労生産学習とか総合的な学習時間を使ってそういった活動をやっている学校が多いと思いますので、それをそれぞれの学校のカリキュラムの中で継続していくように、教育委員会としては指導していきたいと思っています。

以上です。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

ぜひ子供たちに教えて、つくる楽しみを、それから食べる楽しみですね、味わわせてやっていただきたいと、このように思います。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 町内の農家が大変減りまして、統計要覧でいきますと208戸、そして、これは3反以上、農家の耕作面積のある方でございます。農業生産高15億円と言われておりますが、やはり先ほど言った、さっき答弁がありました認定農業者、今40経営体ござ

います。また、この中には農業経営振興会の皆さんも大変努力をされております。これを中心に、国の産地指定を受けた特産のレタスを中心に、お米、お茶、大根を主産物としてファーマーズマーケットほうせん館、JA吉田支店前と小山城前の楽市、なでしこへの出店をし、野菜や加工品を販売しながら農業の振興と、強いて言うと、一つの産業振興の一環となるのではないかと、こんなふうに思います。

また、町としての出先機関であります、農家に対して、農業関係に対しての出先機関があります。これは町内には各隣組、あるいは町内会に20の部農会と108の実行班の組織があります。この育成は、町としてどうされるかお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 質問が、通告したものとちょっと変わっておりますが。

○11番（河原崎昇司君） むろん生産調整にはかかわる団体ですので、少しお伺いをしたい。

○議長（八木 栄君） 答弁よろしいですか。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 部農会と実行班ということでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○産業課長（山村丈太郎君） 議員おっしゃったとおり、今、町内には20部農会と108の実行班がございます。それこそ減反が盛んなころには、部農会、実行班におきまして、中の減反の調整、それから現地の確認等を行っていただいております。かなり状況が変わりまして、そういった部農会組織、高齢化も進み、また、農業を廃業した方もおりまして、現在ほとんどが兼業農家ということで、実行班を脱会する会員さんも増えております。こうしたことから、現状では組織的にかなり弱体化してきたなと認識しております。

行政におきましては、こういった部農会、実行班というのは、農業における行政と農業者、じかのパイプ役と認識しておりますので、今後そういった役割等はまた変わってくるかと思っております。そういった面も含めまして、先ほど来ありました耕作放棄地の情報収集やそれに伴う解消についての施策等、また、部農会、実行班を通じて情報収集や指導をしていけたらなと担当課では思っております。

そういった意味で、町や、もちろんJA、農協さんにとってもまだまだ必要な組織であると思っておりますので、今後も引き続き部農会、また実行班につきましては、再編成の必要はあるかと思っておりますが、支援はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

唯一の町から農家に伝わるべき一つのルートであるかなと、このように思います。ぜひ部農会、実行班を育てていただいて、再編成もあるかもしれません、しなければなりません。そういう状況下でございます。ぜひ、むろんJAと力を合わせて農道の管理、農業用水や農業排水の管理、そしてまた農業経営の指導、あるいは6次産業の推進とか、また、今回のようなころころ変わる農業政策に対しまして、どうか町からの強力なる農業に対しての振興策をお願いしたいと、こんなように思います。

次に、沿岸漁業であります。南駿河湾漁業協同組合、四つの組合がなつたとお伺いをいたしました。今回、漁協が四つになつたということの中で、少し聞いたところによると、榛原郡の漁港の関係だけのようだと。伊豆の方面と榛原郡の前というと、吉田、相良、地頭方、御前崎だけだと。まだ大井川にしても焼津にしても、小川にしても、沼津までずっと残っているんだと、こういうことも伺いました。シラス漁業としては、県内屈指、全国的にも有名な吉田、あるいは住吉のシラスということで、大変、東京へ行けば、東京の市場が喜ぶというような質のいいシラスが水揚げされて届いているようでございますが、この一つの合併をされて、シラスは吉田港へ、そして鮮魚は相良港ということに分けられたようですが、また本年のシラスもたくさんとれたと言われておりますが、水揚げが950トン、売上額4億3,000万と、こういうふうにお伺いしておりますが、昨年今ごろは10億円あったと言われております。少し魚価の低迷と一遍に時期的にとれたということの中で、吉田港に船が一遍にこの春、4月、5月ごろは集中をして、荷揚げのできないような状況であったということもお伺いしております。

その中で、吉田港には24カ統、そして相良港には9カ統と、こういうふうにお伺いしておりますが、これは船が一遍に入ってシラスの漁の荷さばき、あるいは加工面、市場での値段の低下はなかったか、その点をお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 漁協が統合されまして、市場、荷さばきのほうも相良のシラスが吉田に揚がってくることになつたということで、議員がおっしゃいますように、漁獲高につきましては大分、昨年同期と比較して約35%の減でございます。また、価格につきましては、漁獲高の割には非常に低迷しておりまして、3月から10月までの平均が1キロ当たり450円ということで、これはここ5年間、この5年間で一番高いのは24年の650円、それまで一番低かったのが23年の495円ですが、450円というふうになつたのは、5年間の中

では一番低い金額というふうに価格的にはなっております。

荷さばきにおきまして、相良のシラス加工業者が往復することになって大変だという話は聞いておりますが、それ以外には特に不都合は現在のところは聞いておりません。また、荷さばき所が少なくなったことにつきましては、まだ1年が経過していないものですから、合理化による経営状況については、まだ数字的なものは不明でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 合理化を進めるには、この集合、合併をさせることも必要でしょうが、我々市町も行政区の合併ということもあったわけですが、吉田町は単独でということですが、私は県下一円そういうふうに合併をしたというふうに伺っておったわけですが、大井川港はそのままだよ、焼津港、小川港もそのままだよと、こういうことであつたならば、県下でも有数なる吉田港、それで船の数も多いし、漁師の若い手もそろっているということの中で、ああ、そうであつたのかなと、船の皆さんからも、これから来年に期待をするということもお伺いをしていますが、ぜひこれは、地場産業の一つでございます。このシラスがとれなくなってしまうと、またこれも困りますので、ぜひ町のほうの御支援をよろしくをお願いをしたいと、このように思います。

それから、先日の新聞では、静岡市が水産振興策として駿河湾の特産品、サクラエビやシラス、アジなどの魅力を発信するため、市内の漁港へ水揚げされた魚類を静岡前浜、通称シズマエ鮮魚としてブランド化を目指す、これ市長さんがそのようなPRの方針を示したと、こういうふうに新聞で載っていました。

吉田町としては、魅力のある魚類をこういうブランド化をさせるような計画はないか、いま一つお伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 吉田のシラスにつきましては、特に加工品ですが、知名度はある程度高いとは認識しております。ただ、議員のおっしゃるように、かなりブランド化までは至っていないかなと思います。今後も、前年もシラス、ウナギのマップですが、買えるところ、食べられるところのマップを発行したところでございますが、そうしたものも含めてぜひブランド化できるようなPRに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ぜひ特色あるものとするならば、やはりシラスを生でそのまま東京へ送るとか、名古屋、大阪へ送れるような、そういうようなものとか、あるいはここでとれるほかの魚類、ヒラメとか、あるいはタチウオなんて、これ立派なものがございまして、そういうものを含めた中でのブランド化をしていただければ、産業振興になるかなど、このように思います。

また、この時期、吉田港の南へ夜5時ごろ行けばわかりますが、3キロから5キロの沖合に毎夜のようにいさり火がぱつと大きく、輪を描くように大きな船団の固まりがあります。これは何かというと、今言ったサクラエビですね。サクラエビがちょうど大井川の河口から御前崎を結ぶところに、大きなこの南アルプスから降った雨が地下水へ潜って、雪解け水ですか、そういう大きな噴き上げている断層があるようですね。そこの物すごい魚が集まっていると。それがあえて言うと、由比港の船も来る、大井川港の船も来る、それから静岡、用宗あたりの船も来て、ここで毎夜、サクラエビの漁をしていっているらしいです。今では向こうの富士川のほうは余りとれなくて、みんなここへ来てとって、各市場へ持っていくというような状況のようです。

しかし、吉田町にはそのエビの許可がないということですね。船の方々が言うには、指をくわえて見ているだけだと。とはいうものの、吉田町の今から漁師さんは、大井川港へ行ってサクラエビの船に乗せていただいて、稼いでいると、こういうことも伺っております。何年前には、この地域にもサクラエビの漁が許可があったらしいです。静岡空港が来るとき、私、やっぱり一般質問をやって、船の衆はサクラエビの漁の許可をもらってきたらどうですかということも言ってありました。それもだめでした。

今回どうか、いいか悪いかわかりませんが、この沖合に物すごい漁場があって、ただ指をくわえていさり火を眺めているだけでは、いま一つの振興策はないかなど、こんなように思います。

それから、この冬、11月10日ごろですか、漁が終わるわけですが、そうすると、皆さん今から、ワカメとか昆布、この冬の休漁中にロープを張って、これ冬の副業としてやるわけですが、この副業を本業として地場の産品の一つにワカメ、昆布などの養殖をされたらいいかなど、このように思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） ワカメ、昆布の養殖、サクラエビのほうも含めてということですか。

○11番（河原崎昇司君） サクラエビは許可を申請したらいかがかと。

○産業課長（山村丈太郎君） そうですか、はい。

サクラエビについては、由比漁業協同組合と井川漁業協同組合の二つの組合が魚業権の認可をされているというふうに認識しております。県のほうの許認可の関係で、サクラエビの場合は60カ統ですね、二そう隻なら120隻というふうに艇数がもう定められておると。既にそれで艇数は現在のところ60カ統いっぱいだと。なおかつそれにあきぎできた場合も、二つの漁協の中で調整をしてしまうということで、ほかの漁協が申請してもまず現在は無理な状況だというふうに伺っております。実際には、議員おっしゃったように、サクラエビもやりたいなど言っている漁業者もいるのは事実らしいです。

それから、ワカメ、昆布ですが、現在、昆布が1件、ワカメが6件ですね。これを養殖しておる漁業者がおります。これはほとんどもう船元でございまして、先ほど議員がおっしゃいましたとおり副業です。休漁期の副業としてやっていると。これを本業にどうかというお話でしたが、あるときちょっと話をお伺いしましたら、生の場合は結構これは価格もまあまあで売れるらしいんですが、加工となると非常に設備投資がかかるということで、あくまでも現在のところはシラスの副業として、本業までちょっと移るのは大変だというふうに伺っております。

以上でございます。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ぜひ、これは本業でやれば、本格的にやれば、生計が成り立つと思います。よその市町でも、東北とかあっちでももう本格的にやっていますので、ここでも立派なものがとれておりますので、ぜひ町としても、産業課としてもいかがかと、もっともっと声を大にして推進をしていただきたいと、このように思います。

また、本年9月にしらす祭を、いつもなら6月ごろですか、行われるわけですが、ことしは時期を遅らせて、しらす祭を9月に行われたわけですが、その成果、結果ですが、いかがでしたか、お伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 例年春先がシラスが一番とれる時期だということで、春先、5月とかに行っているわけですがけれども、今年はその時期に非常にとれませんでした、やるのかやらないかも実にわからない状況でございました。そうした中で、何とか9月29日の日曜

日、しらすマーケット、これは漁業協同組合主催となりますけれども、行われました。ことしで3回目になりますけれども、漁協のほうの発表だと5,500人の来場者があったと。これは去年に比べて大体500人程度は多いということでございます。

また、生シラスの400グラム入りパックを市場の半値くらいで販売したわけでございますけれども、去年が2,000パック。ことしは3,000を用意してちょっと余ったというふうに聞いております。会場にはJAさんや静岡うなぎさん、煮干し組合等も出店していただきまして、非常ににぎやかな催しになり、シラスのPRとしては非常に成功したと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ぜひこれは我々議会としても、3年前に、4年前になりますか、提案をした経緯がございます。ですので、これは観光の一つの大きな資源、観光というのですかね、産業振興の資源になるかと思えます。ぜひもっともっと盛大な形で、町からの補助、あるいはカムカム補助事業にはなるかどうかちょっとあれですが、そういう特別な補助金が出れば、もっともっとありがたいと思えます。その点はいかがでしょう。

○議長（八木 栄君） あくまでも質問の要旨が、提出されていますのは二つの組合の合併したことに對して、産業振興にどのような効果があったかというような形での主な質問だもんですから。その再質問でありますので、なるだけ道を外れないようにしていただきますが、どうですか、産業課長、その辺で答弁していただけるならあれですけども、いかがですか。

産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） しらす祭につきましては、もっともっとアイデアを出していただきまして、町の産業補助金、これ上限が100万円で2分の1補助になりますけれども、こういう活用等をしていただきまして、もっともっとPRをして、町のほうも側面支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大分時間も迫ってきました。

次に、ウナギのことではありますが、答弁をいただきました。大変ウナギの稚魚が高いと。今年春には1キロ250万から300万と、こう言われております。この12月1日から来年の4月まで、シラスの最後が始まっておるわけですが、港へ毎日行っている方に聞くところによる

と、1日1匹か2匹だよと、こういう状況であります。しかし、きのう、おとといですか、うなぎの組合の理事さんですか、にお会いしたところ、お話を聞いたところ、今年度は目の先が明るいよと、台湾のほうでもう5トンぐらいとれたと、こういう情報があると、こういうことでございます。しかし、値は高いよ、1キロ300万だよという情報でございますが。この地域にも約150人の採捕者がいると聞いておりますが、その方たちにもやっぱり採捕の指導とか、あるいは販売の指導を、県の許可ですか、これは。また町のほうからも、御苦労でもやはり、罪を犯さないような手法でとるようお願いをしたいと、このように思います。

また、ウナギの関係で、町内のウナギ業者は加工品販売会社ですね、これが外国産のウナギを静岡産などと偽って、加工をさせて産地偽装を行ったと。テレビ、新聞で大きく報道されました。これ町としての対策、対応は行われたのかどうか、いま一つお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 先ほどもお話ししましたが、質問の要旨が組合が合併して町の産業振興にどのような効果があったというようなことでの質問でありますので、ちょっと、町に対することじゃなくて組合のことなもんですからね。ちょっと外れると思うのですが、それでも答えますか。

○11番（河原崎昇司君） 町の産業の中の振興で、こういう偽ざるものが起きたということで、町がどうしたかということを知りたいので。簡単で結構です。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 偽装問題につきましては、テレビ、新聞等で放映されましたとおりでございますが、非常に腹立たしいというか、残念な思いです。吉田町のみならず静岡県全体のイメージを傷つけるものだと思っております。

不正競争防止法違反容疑で捜査を受けて、県からも是正勧告を業者のほうは受けているわけですが、町としましては、吉田のウナギとしてPRに以前より努めていたわけで、先ほども申し上げましたように、マップもつくり、その中には今度、名前が上がった業者も入っておりました。そうした中で、今回このマップから業者名を削除というか、シールを張らせていただきました。次回、来年増刷を予定しておりますが、業者のほうの名前、それからマップにも掲載してありますのは全部削除するというような方向でおります。

また、この業者自体は静岡うなぎ漁港のほうへは入っておりませんでしたので、ちょっと指導的なものも町のほうからはちょっとできなかったような状況でございますが、今後もうなぎ漁業、それから商工会とも連携をとりながら、再発防止として、実際にはこれは業者のモラルの問題で、指導という云々以前の問題とは思いますが、また、モラルの向上と

再発防止ということで努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大変聞き苦しいし、町の名を汚されたというような気持ちもございます。産業振興にちょっと水を差されたというようなところもございますので、それなりの罰をいただくというように思われます。

また、次でございますが、少し時間がなくなってきました。内陸フロンティアでございます。

先ほどは御丁寧に説明をいただきました。大井川沿岸の川尻地区、それと北区の神戸、大幡地区、これ今、農地転用の規制緩和策を行っていると、このようにもお伺いしました。これ地元への説明会は、地域への説明会は行われたかどうか、いま一つお伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 地元への説明につきましては、まだ実施していないところでございます。

以上です。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大変将来的な大きな事業、あるいは町をこれからどう持っていくかという、本当に一つの一大プロジェクトと、私はそう思います。この先ほども町長が言われましたが、この来年の3月には東名川尻榛南幹線が開通する。それと一緒に、この内陸フロンティアと合流をさせて、この産業振興の一端として、これ企業誘致をされたり、むろん工業、商業の振興が期待されるわけでございます。ぜひこれは将来を見た吉田町の町づくりを進めていただきたいと、このように思いますが、町長、そこらでいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町長ということでございましたが、私のほうから申し上げます。

内陸フロンティアにつきましては、議員さんから今お話がありましたとおり、当町でも津波防災まちづくりを進める一環として進めておりまして、非常に事業としてはぜひとも成功させていきたいというふうに強く願っている事業でございます。また、県としましても、沿岸部においてこれだけ具体的な構想を掲げて取り組みをしていると、こういうところがほか

に、吉田町が最も具体的な取り組みでございますので、そういう点で、現在内閣府とのワキ協議も始まっておりまして、その中で8年未経過の農業の規制緩和について交渉を進めていただいておりますけれども、なかなかこの点をどういう形でクリアしていくかというのが難しいところでございます。そうしたところ、県と協調を図りながら、現在何らかの方策を探そうというところで、規制緩和に向けて頑張っているところでございます。ここが打開できたところで、地元の皆様方への御説明とか、そういう次の段階に入っていけるといふふうに思っております。

企業誘致、ぜひとも行いながら、この特に物資供給拠点のエリアについてはできるだけ事業年度を設定した中で達成してまいりたいと思いますので、ぜひ議員の御協力もよろしくお願いしたいと思います。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 最後です。

次に、地場産品の直売所、道の駅を御答弁いただきました。先日新聞報道によると、国土交通省は、地域活性化のため道の駅の開設を支援し充実を図る方針を決めた。市町村を支援し、電気自動車、EVの充電器や公衆無線LANサービス、WiFiの設置を進めると発表いたしました。旅行客の休憩施設だけでなく、地域振興の拠点として、国交省は取り組みを後押しすると発表されました。

これ、ぜひ、町としての小山城前広場、あるいは今回整備される、開通される東名、川尻、榛南幹線などを、どこにするかは別問題でございますが、新たなる道の駅をつくっていただきたいなど、このように思います。前向きな御答弁をいただいてあるわけですが、その点はいかがでしょうか。いま一度、道の駅について。

○議長（八木 栄君） 産業課長、山村丈太郎君。

○産業課長（山村丈太郎君） 町長答弁でもございましたとおりに、産業団体等を構成員としまして、現在魅力創造委員会でその旨の検討をしております。議員おっしゃるとおり、今後の道の駅等、拠点となる場所には今までの観光案内や24時間トイレ等の設備にプラスしまして、WiFiやEVスポットなど、時代のニーズに応じたものが要求されてくると思います。それらも踏まえ、また6次産業化も重要なファクターと捉えておりますので、それらを含めた中で魅力創造委員会と拠点整備に向けて検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（河原崎昇司君） 最後です、終わりです。

○議長（八木 栄君） もう終わりました。

○11番（河原崎昇司君） 終わりの……

○議長（八木 栄君） 終わりの挨拶ですか。

○11番（河原崎昇司君） はい。

ぜひ国や県の支援を受けながら、地場産業の振興という形の中で、ぜひ道の駅の創設もお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 4時04分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会16日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第92号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第92号議案について、総務文教常任委員会へ付託し、委員会審査報告書が提出されましたので、会議規則第38条の規定により、この議案を議題といたします。

初めに、この議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉永満榮君。

〔総務文教常任委員会委員長 吉永満榮君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉永満榮君） 総務文教常任委員会に付託された議案の審査について、報告します。

12月5日午前9時より、出席議員数は7名全員で、定足数に達していることを確認して、委員会を開会しました。当局からの説明員は、町長、副町長、総務課長、企画課長、税務課長、町民課長であります。

町長の挨拶は、会期中のため割愛させていただき、本委員会に付託された議案審査については、提出議案の説明を受けていますので省略して審査に入りました。

付託議案は、第92号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として、質疑に入りました。質疑につきましては、数値や説明の確認としないこと、また議題以外の質疑に至らないよう協力をお願いしてから、委員から質疑を受けました。

問い。今回の補正は、保険給付費の増額で財源として基金を取り崩すことが主なものだと思います。そこで、保険給付費は残り何カ月の診察部分になるのか。

答え。医療給付費は高額医療費により2カ月遅れ、3カ月遅れがあります。療養給付費は5カ月分、高額医療費は4カ月分の診療分です。

問い。昨年同期の医療費が10パーセント伸びているということだが、この増えている要因は何か。どんなはやりの疾病によるものか。

答え。大きな要因は、高額医療を受ける方が増えていることである。ワンレセプト、1医療機関で1カ月にかけた費用額で80万円超の高額医療共同事業の状況では、平成24年度は対象件数が225件でした。25年度は9カ月で196件となり、月平均を比較すると3件ほど増加となります。次に100万円超では、平成24年度は対象件数は127件で、平成25年度9カ月で121件となります。また、平成24年度の500万円超の費用額は1件、平成25年度は2件であります。これらに加え、シニアなどが保険審査の対象になり、医療の高度化による影響もあると考えます。

問い。これからインフルエンザなど医療費が増える要因が考えられる。その分を加味しているか。

答え。前半の状況を見て見込んでいるため、本年度はあると考えます。

問い。平成24年度の基金繰り入れが1億8,000万円になり、基金残高が8,500万円となる。今後の医療費の推移によっては不安を感じるかどうか。

答え。8,500万円という数字は、大変厳しい状況であると認識している。

問い。場合によっては、町からの基金繰り入れを考えているか。

答え。現状での繰り入れは考えていない。

問い。介護納付金が減額となっている理由は何か。

答え。当初、概算で支払っていたが、今回決定額が出されたので減額した。

問い。平成26年度の予算計上はどうか。

答え。概算額が提示されているので、これによって予算計上されているなどが主な質疑であります。

これで質疑を終結し、討論を行い、反対討論もなく、討論なしと認め、採決に入りました。本案は原案のとおり決定することに異議もなく、異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上、総務文教常任委員会に付託された議案審査につきましては終了いたしました。これで報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第92号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第92号議案について討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第86号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第86号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今回、この辺が近い将来、災害が起きたときに行政からお願いをして派遣をしていただくということ、その中で、給与の条例の中で15条の9のところに災害派遣手当という欄がありまして、そして、この中に30日、31、30から60、60を超える、それと公用の施設に泊まるときの金額が書いてありますけれども、まず一つは公用の施設を使うのか、その他の施設を使うのか、派遣をするときの一つの規定のようなものはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今回の条例改正につきましては、大規模災害からの復興に関する法律の改正によりまして条例を改正するものでございまして、この流れにつきましては、大規模災害が起きた場合に復興のために膨大な業務が発生するというところで、被災によって行政機能が低下しちゃうと、そういうような中につきまして、新たに復興計画の作成とか復興事業を実施をするに必要な人員が必要になりますことから、それらを直接国に対しまして支援していただきたいということをお願いするというものでございます。

また、つきましては地方公共団体から職員をあっせんしてもらうようなことも求められておりますけれども、これにつきましては、あくまでも災害が発生した、町から派遣要請をしていただいて来たところにつきまして、この派遣手当を出すということになっておりますので、表の中につきましては公共の日額の関係になっておりますので、町の庁舎内に泊まる場合につきましては、この表の災害派遣手当の15条の9に示してございます3,970円とか、その他の施設ということにつきましては、一般の宿泊施設に泊まった場合には金額がそれぞれ6,620円とか定められておりますので、そういう形であくまでも町から要請をして来ていただいた方に派遣手当を支給するというところでございます。

[発言する人あり]

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） それにつきましては、派遣を要請した市、町におきまして庁舎内等宿泊施設がございましたら、そこへ泊っていただくのが安価になりますので、そういう形になると思います。そういう施設がない場合につきましては、そういう宿泊施設にお泊りい

ただくような形になると思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかりました。基本的には、公営をとということですね。

それと、この中に日数の区切りがあるわけですがけれども、この中で日数の算定、これからこの金額にお金がかかることですのでちょっと細かく聞きたいと思っているんですが、日数の捉え方、例えば土日祭日であるとかというのは、災害の復旧ですので、本来ならずっとつながっていくと思うんですがけれども、その辺の規定はお持ちですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 先ほども申し上げましたように、あくまでも日額で出しますので、土日に休んでいる場合につきましては、その手当は支給しないという形になると思います。あくまでも来ていただいた日数を支払うという、そういう形でおります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 聞きたかったことは、連続して60日の中に、今言った土日とか祭日が入ったときに、派遣していただく方がずっといたときに、どこでどういうふうな形で決めていくかということが非常に大切なことなものですから、聞き直したんですけれども。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） すみません、言葉が足りなくて。

引き続き30日から60日ございますけれども、派遣されている職員が土日を休んでいる場合につきましてはお支払しません。土日につきましても、うちのほうからお願いした業務を行う場合につきましては手当を払うということです。

省庁職員の給与に関する規則の中の27条の2でございまして、派遣を受けた職員が吉田町の区域内に到着した日から出発の日の前日までの期間について支給するという示してございますので、土日を含んで支給するという形であります。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第87号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第87号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

この条例に関しては、条例をつくっておくことは非常に大事だということはよくわかります。ただ、児童虐待防止法であるとかいろいろな条例があるんですけども、その中でなかなか社会の情勢を見ると、運用するのが非常に難しいような気がします。

それで、まず認定をするのは、誰がどういう形で認定をするのかというのが非常に難しい問題になると思うんですけども、その辺の回答というのはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 認定につきましては、町のほうで調査をした中で事実であれば、認定していくというような形になります。

○議長（八木 栄君） もう少し細かくあれですか……。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設の中で調査をさせていただきまして、最終的には町長のほうに報告して結論を出すという形になります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

そうすると、最終的には町長がそういう形で認定をするということでいいわけですね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） はい、そのとおりです。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） それでは、もう一つ伺います。

今後、こういう問題に関しては、例えば近隣の人が一番わかりやすかったり、それとか、いろんな通報が入ったりしますよね。そのときに非常にこれは微妙な問題を抱えますので、どういう形でどこが受け入れるのか、基本的に吉田町の中でのどの部分が、例えばそういう情報が入ったものをどの部分が受け付けてもらって、それでどういう形で、当然、秘密に審査をすると思うんですけども、その辺は決まっておりますか。

もし、そういう危ないなという情報があったときに、児童虐待防止法やいろいろ保健所、児童相談所みたいなのがやるようになってきていると思うんですけども、これがもしあったときに見つけるのは非常に見つけにくいものですので、その辺が決まっているかどうか、ちょっと。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 虐待防止法の絡みも若干あるかと思われまので、私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、通報がありまして、通報があった場合については関係機関と協議し、まず事実関係を確認しに行きます。あと、協議等入ります。もちろん警察関係も入る場合もこれはございますし、先ほどお話があったように、児童の場合は児童相談所の方も入ってもらうようなケースもあります。そうした中で協議をして、最終的にどういうことであるのかという事実関係を確認した上で、必要とあらば指導していくという格好になりますが、場合によっては、さっき言いました警察のほうとも絡みがありますので、そちらにお願いするようなケースもございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 聞きたかったことは、そういう情報があったときに、その情報を秘密裏の中で、どこに持っていったらいいんですかと聞きたかったんです。要するに、児童福祉課のほうで受けて、社会福祉課のほうで受けてくれるんですか。その辺をしっかりと、はっ

きりしておかないと、そういう問題が発生したときに非常にわかりにくくなると思いますので。

○議長（八木 栄君） 山内議員、今、条例の改正でありまして、内容的に細かいところのあれはちょっと関連になってしまうので、少し……、今の質問はちょっと、あれですけど。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私が答えるのが適切かどうかは別として、児童虐待でありますとか配偶者暴力の関係は、今までどおり警察、児童虐待であれば児童相談所、そういったものが適切に対応すると。ここの規定は、そういった被害を受けた方を公営住宅に入れるかどうかという判断ですから、今までのそういった情報が入れば、都市建設課は公営住宅にそういう方を入れてあげるといふ規定の改正ですので、そこを分けて考えていただかないと、質問を我々が答弁するのに困るといふような状況にあると思うんですが。

○議長（八木 栄君） よろしいでしょうか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） すみません、わかりました。

実際に起きたときに、夜中で、余りうまく、大変非常にいろんな問題を出しているということで、一番最初に言いましたけれども、こういう条例をつくっておくのは絶対大事なことであり、同時に、やはりもっと、つくる以上はと思って質問したということなんですけれども、それが外れるということであれば、行き過ぎるということで、また違う機会をつくっていただいて、そういう議論をさせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第88号議案 吉田町地域の元気臨時交付金基金条例の制定
についてを議題とします。

これから第88号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この条例の第3条に、基金に属する現金は金融機関への預金、その他
最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと記載されている義務規定がありま
す。この最も確実な方法、また最も有利な方法というのは、具体的にはどういうことでは
うか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 最も確実かつ有利な方法ということですが、ケースバイ
ケースによっていろいろ生ずるわけですが、まず、適切にその積み立てた元金が整備
されるということが大事でございますので、ほかの歳計現金とプールして、積立もしない
で置いておくというような、そういう管理はしてはならないと、こういう第一義的にはそう
いうものだと考えております。

また、有利な方法というのは、元本割れをするような、積み立てた元本が減少してしまう
というような管理をしてはいけないというものであって、なおかつ、その運用によって元本
割れが生じないような運用益を生ずるような方法があれば、そうしたものを講ずるというこ
とで、絶対に元本割れを生じさせないというところに視点を置いた管理規定というふうに解
釈をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 有利な方法ということにおいて、金利が高いとか、そういうところへ
預け入れるというようなことをちょっと想像したわけですが、町はこの義務規定を達成する

ために具体的にどういう行動を起こしているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 実務的には、会計管理者が行うわけでございますので、条例を制定する担当としてお答えをさせていただければ、今のところでは定期預金、それから株式の運用等も有価証券等の運用もできることはできますが、なかなかリスクが大きいということで、今、当町で行っているのは定期預金が主流ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その定期預金、そうなんでしょうけれども、その中で最も有利という、そこに関していえば金利が高いとかそういうのを探して来て、そこに預けるとかそういう活動があるのじゃないかなと思ったんですが、そこに関してはそれほど調べていないということですか。

○議長（八木 栄君） 会計管理者兼会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） ただいまの運用の関係と思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、基金を含めまして定期預金で管理いたしておりますが、各金融機関の定期の利率を考えまして、一番有利なところに預け入れするように努力をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 多分、そうやってくれているんだと思うんですが、この義務規定を町が果たしているかどうかということを町民はどうすれば知れるのでしょうか。要するに、最も有利なところに預け入れているというのは、町民としてはどういうことで知ることができるのかということをお伺いしたい。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町民の方々がこれを具体的に知る機会を設けることは好ましいかもしれませんが、行政システムとして、こういうことが行われているかどうかというのは、特にこの際、現金に関しましては監査委員の毎月の監査にも付されることになりまして、適正に運用されているというのが大前提にあるわけですね。それをいちいち全て公表していかなければいけないということであれば、行政事務としては、こうした類いのもので公表をするということになると、とんでもない事務量になってくるというふうに考えますので、そう

した監査委員の機能ということも前提として考えていただきたいというふうに思います。

○4番（平野 積君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第89号議案 吉田町緊急地震・津波対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

これから第89号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第90号議案 吉田町立こども発達支援事業所設置条例の制定についてを議題とします。

これから第90号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

一つお伺いしたいと思いますけれども、第6条にあります児童発達支援事業の利用定員は1日につき児童30人とするとありますが、この30人ということなんですが、定期通園と並行通園とあると思うんですが、それを合わせて30人ということによろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは、議員がおっしゃるように定期通園、並行通園合わせまして30人ということでございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 増田です。

そうしますと、現在、見込みというのは定期通園がどれくらいで、並行通園がどれくらいというのが出ていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 現時点の数字を申し上げますと、定期通園の仮申し込みが11人、並行通園の仮申し込みが6人でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今後、このような児童というか必要となる児童の見込みというのか、

増加傾向にあるのか減少傾向にあるのかというのは、その辺のところは考えての30人ということでおられるのでしょうか。総務常任委員会のほうで、以前お伺いしたときに、最初は50人くらいを見込んでいますよという話がありました。そういう中で、この条例の中で30人になっているということは、もう30人以上は今後何年か、そういった急激に増えるということはないよという見込みの中で30人という数を出してきたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 総務常任委員会の中においては、規模から言いまして50人ぐらいまではお受けできるというお話はさせてもらってあります。しかしながら、現在の申し込み等の状況を見ますと、30人ぐらいが妥当ではないかと。万一、人数が増えてくるのであれば、この辺の変更はして、最高50人までの受け入れをしたいというように考えています。

現在、増加傾向にあるかどうかというのは、非常に難しい問題でございますが、現在でも保育園のほうに通園するのを希望する保護者と、それから、こちらのほうの発達支援のほうを希望する保護者がございますので、とにかく保護者にこの施設を理解していただいた上で、こちらのほうに御報告して、個別な支援ができるような形に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 参考資料No.5の規則についてお伺いします。これはちょっと後回し的な話なんですけど、3条の4の指導員と5の保育士、説明の記載が全く同じなんですけど、立場が違うわけだから、その特徴を書いたほうがいいと思うんですけど、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 指導員と保育士の関係でございますが、保育資格を持っている人間と、それから保育資格のない人間、例えば幼稚園教諭の資格を持った人間、あるいは以前こういった障害児の施設にいた人間、経験のある人間、その辺を指導員という位置づけをしておりますので、内容的には特に今回は書いてございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは、アドバイスの的なものでいいです。

第9条の1号の実施時間。これは午前9時から午後4時までになっています。この時間帯であれば、両親が働きに出られていて、じいさん、ばあさんがいない人というのは預けられないということになると思うんですが、なぜこのような時間帯に設定したのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今回の児童発達支援施設といいますのは、保育園というのではなくて、あくまでも障害児の発達支援施設でございます。したがって、まずここに通う子供さんの状況からしますと、長時間の支援というのは非常に疲れてしまうということがありまして、これは近隣もそうですが、おおむね9時から4時ぐらいを想定しています。そして、あと9時から4時といいますのは、その前の8時15分から9時までの間、あるいは4時から5時の間については職員がその後の消毒等の清掃を初め、あるいはカンファレンスやその日の活動、片づけとか、あるいは翌日の準備等がありますので、職員から考えますと時間内に行うというのが基本的な考えでございます。

今、親御さんの、保護者の方のお話がありましたが、先ほど言いましたように子供さんというのは、健常児に比べまして非常に疲れやすいというのがありまして、長時間の支援というのはそぐわないというのが一般的でございます。もし、仮に延長保育というのはございませんが、延長を希望する場合については別の形で今検討をしている最中でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 別の形を検討していただいているということなんですが、今、定期通園が11名という、同僚議員の質問に対してありましたけれども、そういう申し込みの相談を受けたときに、そういうお話はされているのか、ああもう9時、4時だ、だめだねとやめる方がいるのか、その辺に関してはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 現在、ほかの施設に通っている方等もございますので、ほとんどの方については、この9時、4時というのは御理解を得ているところでございます。したがって、今後もしそういった事情の方があれば、その辺は検討していくということで申し上げます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう事情があった場合は、窓口でこういう事情なんだけれども、

もう少し延長して見てもらえるかどうかということは具体的にお話すれば、新しいこの規定以外に、もう少し策を授けてくれるということでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 発達支援室の中においては、9時、4時ということでやっていますが、別の形のものを今検討中でございます。

○議長（八木 栄君） 事業所ではなくて、別の形ということですが、
4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは、先ほどの答弁で頂いたのですが、そういうことをしっかり町としてアドバイスしてくれるのかどうかということです。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） もちろん、うちの施設を利用していただくことですので、その辺のアドバイス等については、じっくり相談をさせていただきます。

○4番（平野 積君） 了解です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 8条ですけれども、先に吉田町立でこども発達支援事業所の設置ということでは、利用される方にとっては、今まで遠くまで通っていたということでは、大変喜ばれることだと思うんですけれども、この8条のところで利用料という形で書かれていますけれども、これを読めば児童福祉法からいろいろ先ほども契約でということがあったと思うんですけれども、今度の場合、事業所ですので利用者負担について、ここだけではちょっと読み取れないんですけれども、負担が増えるとか軽くなるか、何かそういう契約の上では何か、この中では具体的にはどういう形になりますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、障害者総合支援法の施行例にうたってございます。17条でございます。この中を見ますと生活保護、あるいは低所得者等がありますが、一般的に市町村民税が課税をされた場合の、これは所得割が28万円未満でおおむね世帯の年収が890万以下ということでありまして、1カ月4,600円の御負担ということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ということは、今までと変わらないというふうに1割、10パーセント

ということでいいんですね、これは。今までと変わらないということでいいですね。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 給付費の考え方でいきますと、個人負担は1割ということでございますので、よろしいかと思えます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それと、今回設置される場所は、保育園とか一緒に敷地に入って利用されるわけですが、そのことがメリットになる部分もあるのかもしれないし、デメリットになるようなことがあるのかもしれない、そこについては、そういうのは検討されていますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） うちのほうとしましては、メリットの点を考えていまして、同じ施設の中に発達支援施設があるという中で、並行通園が非常にやりやすいといえますか、現在保育園のほうにいる子供さんが、場合によってはこちらの様子を見に来るといっても、廊下を挟んだ中ですぐできるような状況でございますので、メリットは非常に大きいと思います。

しかも、町内に新たにつくる施設でございますので、今まで通園等でお時間のかかっていた保護者の負担を随分と軽減できるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

もう1点、お聞きしたいと思います。

規則のほうなんです、13条のところに避難訓練、消火訓練ということが載っているんですが、これはそれこそすみれ保育園と同じ敷地内にあるということで、単独での避難訓練なのか、すみれ保育園の園児と合同なのか、連携した避難訓練を考えておられるのか、どちらなのでしょう。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 通所の人数も少ないということがありまして、現時点では一緒にできればいいというふうに考えていますが、今後、人数等が増えてきますと、それも検討しなければいけないというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

すみれ保育園の園児と発達支援のお子さんたちと、多少やはり運動量というか動きが違うと思うんです。そういう中で、今は人数が少ないからできますよ、多くなったらまた考えていくよというのは、ちょっとどうなのかなと思うんですが。最初から同じように、被害が起きるときは多分同時なんで、同じような動きをとれる訓練というのが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ちょっと言葉が足りなくて、申しわけございません。

今申し上げたのは、大きなすみれ保育園の中でやるときに、やるとしても、ただ同じような行動はできませんので、それは分けて行います。ただし、やる時期については同時期にやるということを考えているということです。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、一番最初の増田議員の課長の回答の中で、人数の30人の回答の中で、規模的に50人、将来的に50を考えていますよという回答をいただきました。それと、この条文をつくるに当たって、ただし書きの規定であるとか、そういうものがないと、またそうなったときにまた数字を変えていくような形になる可能性が出てくると思うんですけれども、その辺は必要ないですか。つけておくべきだとは思いますが。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 定員の関係でございますが、今後、県のほうに開始届の申請を出しますので、その際には定員数が載ってきます。御心配の人数が増えた場合については、これを変更しますという考えであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） そうすると、今、この30人というやつはとりあえずという規定なんですか。要するに、最終的にそうやって入れておかないと、そのときにまた新たに変わっていきますよという規定ですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 過去にもありますが、こういった例、つまり最初は少な目にして、あとで人数が増えてきたらふやすというケースは往々にしてあります。最初から多い

人数でやって、そのために必要もない職員を配置するということはできませんので、あくまで定員を今の予定をされている通所者に応じた形で設定をしているという状況でございます。以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、12番です。

このすみれ保育園に併設されますこども発達支援事業に関しましては、当初は児童発達支援センターの機能を有する複合施設を予定しているということで、町長から行政報告のほうで平成24年6月5日の定例会開会日にお話はいただいているわけでございますけれども、この児童発達支援センターと発達支援事業所の違いというか、その辺について御答弁のほうをお願いします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 児童発達支援の事業と申しますのは、通所しております障害者、障害児あるいはその家族に対する支援等の療育の場所ということでございまして、センターによりまして実施基準が非常に緩やかなものになっております。と申しますのは、センターにしますと通所支援のほかに専門的な知識を生かした中で身近な障害児の支援とか、あるいは障害児の施設に対して助言とか提言、さらには地域の支援体制等も確立していく必要がございますので、当児童発達支援施設については、まだそこまではいっておりませんで、スタート時においては、事業ということでやらせてもらいます。

以前、町長のほうから申し上げてありますのは、そういった規模を有して、いつでも支援センターのほうに移行できるような規模に合っているということで申し上げたものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、12番。

児童発達支援法に基づく施設として、センターと児童福祉施設に定義される児童発達支援センターと、それ以外のもので事業という形であるということで、今の課長からの御答弁でいきますと、すみれ保育園に建設されますこの児童発達支援事業上のところのエリアというのは、発達支援センターの機能を有したハード的なものができるということで、これ設置に当たりまして補助をいただいていると思われるんですけども、センターと事業所で違って

も別に問題ないという、メニュー的に違っても問題ないということによろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 福祉の関係の補助はいただいております。一部、防災関係の補助をいただいておりますが、福祉の関係の補助金は入ってございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、承知しました。

そうしますと、今後、ハード的なものはクリアされて、ソフト面、人的それと地域の人数等で、先ほど同僚議員から言われたように当初予定しているような50名マックスのセンターとして、そういったもの、看護師さんとか相談員の方々とか、そういった人たちが育ってくることによってセンターに格上げというんですか、拡大していくような意向で町は進んでいくといった認識でよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これから、この事業を初めてやるという中で、とにかく現在近隣の施設にお子さんを預けている保護者の皆さんも大勢います。また、うちの施設がどういう指導員がいて、どのような支援をしていくのかというのははっきりわからない状況であります。町としましても、施設の向上等について保育士の派遣等を今行っている状況でございますが、とにかく当施設が保護者の皆さんから選択されて、利用できるような形に早く持っていきたいと思っています。

今、御質問のセンターにつきましては、その状況を見た上で、今後、検討をしていくということで、よろしくをお願いします。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 同僚議員の答弁の中で、ちょっと気になったんですが、今申し込みが、定期が11で並行が6で17名であると、これから増えるのかもしれませんが、それでも定員の職員を抱えてやるということですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 県への申請においては、定員に対して人数がある程度決められていますので、それに合わせた形でやっていきます。ただし、もちろん人が増えてくれば、

それに対応するような人員の配置も考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっとよくわからなかったんですが、定員30人分の職員を、もし17名であったとしても抱えるというお話なのか、17名であれば、それ相当の職員でやるというのであれば、50人にできないという理由にはならない。50人を30人に抑えるという理由にはならないと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 児童発達支援事業の基準の中に、障害児の数が10人までは2人以上という規定がございます。これに合わせた形の定員に対して配置をしていかなければならないということになってはいますが、実態は10人に対して2人という5対1になりますが、我々が考えているのは、実際は3対1までいないとちょっと支援が難しいのではないかとということで、近隣も今3対1というのでやっていますので、その辺で考えています。

一方では、今言った、定員に対しての人数と実際の人数に対しても指導員とか保育士の数、これも合わせた中で考えていくということですので、二通りと言いましたが、定員に対するものと実数のものという考えがございますので、定員に対しては、それをクリアしなければならないですが、実際の人数についてはそれ以上になる場合もありますということがございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） まだ理解できていないんですが、今の話でいけば3人に1人ということとは、30人に対しては10人の保育士がいると考えています。にもかかわらず17名であれば、要するに余剰の人員を抱えるということはないでしょうかという確認なんですけれども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 申請時においては、定員に対する人数でいきます場合、5対1の計算でいけると思います。しかし、実数については3対1でいきますので、例えば3人のところでは1人でいいと思いますが、4人になれば2人必要かなど。途中から入るケースも考えられますので、2人体制でいくというのが基本になると思います。そうしていきますと、今の人数に対して定員の数を超えるということはないと思います。その範囲内でいけるという考えでいます。

〔発言する人あり〕

○社会福祉課長（大石修司君） すみません。説明がわかりにくくて申しわけございません。
30人に対しては、5対1ですので6人あればいいことであります。今現在17人ですので、
三六、十八で6になりますので、さっき言いましたように定員と実数との差はないという考
えで今います。ですから二通りの方法がありますので、申請時においては5対1で最低限を
クリアしますが、実数に対しては3対1で考えていますので、その辺は余剰人員というこ
とは今のところございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後にしたいと思います。並行通園というのは週1回か2日ですよ
ね。それは6人が一遍に同じ日に来るといふことがあるといふのであれば、それほど疑問は
ないんですが、6人がばらばらに1日ずつ来れば、10人に3人なんです。余剰になりませ
んか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今、おっしゃるように確かに1週間に1回とか2回の通園に
なります。それで、同時にもあるし、ない場合もあります。同時に5人、6人になった場合
は、これ2人欲しいですので、それに対応するような人数の配置が必要となります。した
がって、いつも2人、3人というわけにいかないと思いますので、その辺は最善の数に対
応した形の配置が必要となるというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 本当に最後にします。

理解しました。要するに雇った以上はしっかり仕事をしてもらうように指導していただき
たいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時10分ということをお願いいたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名全員です。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第91号議案 平成25年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第91号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 歳出の8ページ、1項、9目の交通安全対策費ということで、交通安全施設整備費が554万1,000円ということで補正をされています。それで、これ議案説明のときに説明は受けていまして、東名川尻線と榛南幹線にカラー舗装とかいろいろ安全施策をやりますよという説明だったんですけども、これは新しい道ができていくわけで、自治会や町内会の方も皆さん本当に交通事故が起きては困るということで、こういう要望がたくさんあると思うんですけども、担当課のほうに確認すると東名川尻線が4カ所、榛南幹線が4カ所、そういう交差点を安全対策でやるというふうに聞いていますけれども、今、東名川尻

線ももう155号線にかかるところまで来ていますけれども、信号とかは別なんですよね。信号は別ですよね。別で8カ所ということで、どんな形でやられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの御質問のように、本年度末には2路線の幹線が供用開始を予定しております。

そういう中で、議員さんがおっしゃったように、交通事故があってはいけないという中で、町のほうとしましても交通安全対策ということで、現地のほうに強調記号を備えつけてまして安全対策のほうを図っていきたいということでありまして、議員さんがおっしゃるように2路線、榛南幹線と東名川尻幹線、こちらのほうに強調記号のほうを設置するわけですが、議員さんがおっしゃるように、まず榛南幹線のほうでは海岸幹線と中臨港のこちらの交差点につきましては、強調記号とカラー舗装、それからソリッドシート、こちらのほうをセットで設置したいと、そういうふうを考えております。

新田西の坪線ですけれども、こちらのほうにつきましては、さほど交差点としては規模が小さ目だということでソリッドシートのほうは、かえってごちゃごちゃし過ぎてしまいますので、ソリッドシートはやめて強調記号、それからカラー舗装のほうを実施したいというふうを考えております。

それから、榛南幹線とはまた違うんですけれども、焼津榛原線から大幡川尻2号線、大幡幹線になるんですけれども、そちらのほうは、もう現在、供用開始しているわけなんですけれども、これから榛南幹線が供用開始されますと、一時期、その大幡幹線が迂回路的なものになりまして、かなりの交通量が見込まれます。こうした中で、今、区画線がもう見えないような状態になっておりますので、こちらのほうにつきましても、区画線、外側線ですけれども、こちらのほうは設置していきたいというふうを考えております。合計、その4カ所という形になります。

それから、東名川尻幹線ですけれども、東名川尻幹線につきましては日の出線、中瀬北原1号線、高島高畑線、こちらの3路線の交差点につきまして、先ほど言ったように強調記号とカラー舗装、それからソリッドシート、こちらのほうを3点のセットで実施したいというふうを考えております。

それから、もう1カ所ですけれども、日の出向原線ですけれども、現在塩谷線のところまでは東から来るのはかなり整備してきれいな道になっておりますけれども、塩谷線から西につ

きましては車が1台通るのがやっとなような道路でありますので、こちらにつきましては、狭いほうの道路には、特に対策をやると余計にわかりにくくなってしまいますので、広いほうだけで半分というような形を考えております。

その合計4カ所で、東名川尻幹線のほうも4カ所の強調のほうの工事のほうをやっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

〔「信号機」の声あり〕

○都市建設課長（八木三千博君） すみません、忘れました。

信号機につきましては、警察のほうの関係になりますので、警察のほうがいつ設置してくれるかというのは、ちょっとまだ情報はつかんでおりませんが、信号機とは別なもので今回はやりたいということで考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今年度、昨年度から榛南幹線が供用開始になった部分があったり大幡幹線が開通して、事故がことしは昨年よりもちょっと多かったと思うんですけども、やはり新しい道ができると、皆さん本当に事故が起きるんじゃないかと心配をしています。それで、議会報告会なんかでも、白線が消えていたり横断歩道が消えていたりその辺は何とかならないのかという声もたくさんありますので、それはちょっと別にして、今回この補正でつけられるということは、効果が出るようにぜひしっかりやってもらいたい。

それで、今、言われたけれども、ちょっと道路のイメージが湧きません。だもんで、やはりこれは来年3月いっぱい、4月から供用開始されるわけですから、当然考えているとは思いますが、地域の方には区とか町内会にはしっかり説明をして、要望も聞くべきだと思うんですけども、そういう手だては考えていますか。当然、考えていると思うんですけども、どんな形でやられますか、周知。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 幹線道路、年度末に供用開始が予定されています幹線道路につきましては、現在、県が工事をやっています、県のほうから何らかの周知のほうはあられると思います。町につきましても、やはり県任せというわけにはいきませんので、町独自でも、例えば言うならホームページとかそういうものに載せて周知のほうをしていきたいとは思いますが、議員さんがおっしゃられますように、地元に降りて行ってということ

は、今は特に考えていないですけれども、地元に対して通知みたいなものはやっていきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 2カ所だけ具体的にちょっと聞きますけれども、例えば北区の場合、楽彩の交差点がありますよね。あそことか図書館のちょっと先のカネハチの交差点がありますよね。あの辺、みんな心配しているんですけども、あれは具体的にはどういう、さっき言った安全施設というかカラー舗装とか、何か一時停止をはっきりさせるとか、そんな形で考えているんですか。その2カ所だけ具体的にちょっと聞かせてください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 日の出線というのがありますけれども、この日の出線というのが以前サークルKがあった、小山町店、あのところの道路なんですけれども、あれを東のほうに来たところの交差点になりますけれども、そのところには先ほど言ったように3点セット、こちらの強調のほうをやっていきたいということでもあります。

それから、もう1点、図書館のところということでしたけれども、こちらのほうは中瀬北原1号線ということになりまして、中瀬北原1号線につきましても先ほど言ったように3点セットの強調記号、カラー舗装、ソリッドシート、こちらのほうを施工したいというふうに考えております。

○7番（佐藤正司君） はい、了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、12番です。

今の同僚議員と同じような質問で恐縮ですけれども、同じ箇所でございますけれども、信号機設置については、公安の関係ですからわからないということでもありますけれども、信号機を設置するところをカラー舗装、強調、ソリッドをやって信号をつくった場合、通るんですか。町としては、そういった情報を知っていて、ここはつかないから前もってやるんじゃないんですか。その辺のところははっきり言った方がいいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 信号機がいつつくかというのは、町ではつかんでおりません。その関係で信号機がつかないところで供用開始が始まりますと、やはり交通事故と。ど

うしても交差点は出会い頭の事故というのが多い関係がありますので、それに対して事故をなくそうということで強調のほうをやることになりますので、信号機がいずれついた場合でも、特に消すということは考えておりませんが。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 東名川尻のところ、高畑高島線のところ、川尻の皆さんがちょうどグリーンベルトが出てきて、東名川尻線になって中央小学校に入っていくわけですが、今、朝晩御奉仕いただいて交通整理していただいているんですけども、あそこにつきましては、過去に中央小学校の児童が交通事故にもなっているという箇所、危険な箇所がありますので、そこが今、3点セットでやられるという御答弁をいただいたんですけども、ああいったところに関しましては、信号機を早期に設置してもらいたいといったような形で地元からの陳情も出ていますし、我々もあそこについては信号機はつくるよということで説明を受けているものですから、その敷設をしたことによって、そういった優先順位が変わるということのないような格好で、町として信号機設置に関しまして、この安全施設、いつつくかわからないと御答弁ではいただいたんですけども、優先順位をつけて陳情を行っているんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけども、以前、東名川尻幹線につきましては、ちょっと今資料を持っていないもので、はっきりしたことはわからないんですけども、たしか7カ所、榛南幹線と東名川尻全体で7カ所かなというような場所を警察は考えているという話を聞いております。やはり優先順位をつけてやっていくんですけども、最優先というのは150号の交差点が最優先だという話も聞いております。

これは通常の話ですので、通常でありますとやはり年間予算的に考えますと、警察のほうも2カ所が精いっぱい、そういう話も聞いておりますけれども、来年度に関しましては、また違う補助メニューの中で出していきたいという話も聞いておりますけれども、そこら辺がいつごろというのがちょっと確認できていませんので、通常よりは設置箇所が多いというのは聞いております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） はい、12番。

先ほど同僚議員からの答弁の中で、地元に対して説明していくよというお話があったんですが、その中に安全施設を整備するからということで、信号がつかなくなりますよということをやはり町民からすると、そういった施策をすると、ここは信号がつかないんだということになってしまいますと、不安を抱くと思いますし、来年度は通常と違って県事業に協力することによって幹線道路、吉田町の中が相当整備されますので、県費での信号機設置を要請していただくとともに、そういったこともしっかりと説明していただいて、候補として挙がっていますということで説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどちょっとお話ししました通知のほうも出してきたいという中身につきましては、交差点に強調記号を設置しますよと、そういう話の内容ではなくて、幹線道路が供用開始されますと、それに向けては今後交通の流れがこういうふうに変わりますといったようなものの説明の内容になるというふうに。強調記号のほうは、また別個に考えております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 繰り入れと基金の関係で、全員協議会でも確認して担当課のほうに行っても確認しました。県からの県費の関係で、緊急地震・津波対策事業基金繰入金1,465万9,000円と、それに伴います県からの支出金の県補助金、緊急地震・津波対策交付金1億500万円、この財源というのは両方とも同じものでありまして、基金に入れたものを繰り入れするというので、そういったルールだから一度基金に積み立てなきゃいけないということで、町はどうしようもないとはもう重々承知して質問させていただくわけですが、けれども、これは国の、国というかそういった公会計制度の中でダブルカウントというか、今回の補正、それぞれ補正歳入、歳出とも同じ金額が入っているわけでありまして、入の入った1億500万を基金に入れて、その基金を取り崩して繰り入れしていると、同時にやるわけでありまして、来年の決算のほうにいったときに、ある程度調整しなきゃならないと思うんですけども、これは副町長にお伺いしたほうがいいのか。財務関係でこういったことは国もたまにはあるんですか。ちょっと特異なケースだと思われるんですが。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） お名指しですので私からお答えしますが、後ろで企画課長が多分答

えていただけたらと思っておりましたので、私が答えるのは僭越かもしれませんがお答えさせていただきます。

予算については、総計予算主義というのがあります。全ての歳入歳出は予算に計上しなければいけない。ですから県からもらったときには当然歳入をいたします。基金に繰り入れるときには歳出にします。それで基金を取り崩すときには当然歳入に立てます。取り崩して使うときも歳出に立てる。これはダブル計上でも何でもなくて、全ての歳入歳出を予算に計上することによって、議員の皆様にも、いわばチェックをしていただくためには、当然、総計予算主義ではこういった手続は国も同じように取り扱います。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

資料の10ページ、衛生費の中の病院運営費で1,420万、これはたしか訴訟の費用だということ聞いておるわけですが、この訴訟に関して町民に説明というようなことは、今後していくということはあるのでしょうか。組合議会ということで担当の所管ではない、所管というか担当の町じゃないから、これは牧之原市が担当だからということではちゃうのか、これは榛原病院のことであって、吉田の町民も行っているということで非常に興味もあると思うんですが、そのような説明というものは今後されるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） ただいまの御質問なんですけれども、同様の御質問が8月31日に榛原総合病院組合の構成市町の議員の皆さんの合同説明会であったと思うんですけれども、これにつきましては吉田町が単独でお答えをするという内容のものでもございませんし、詳細な正しい御説明ができるかどうかということもございますので、回答すべき内容としては町が回答するものではないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 町が回答するものじゃないということではありますが、じゃ今後、牧之原市とちゃんと話をして、病院組合とも話をして公表していくということは、もう一切考えないということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

- 健康づくり課長（生田仁美君） 町単独で回答していくということは考えてございません。
- 議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。
- 1 番（増田剛士君） 吉田町のことなので、単独ではないということで了解しました。でも、榛原病院は両方の町で成り立っているわけですよ。吉田町から1 銭も銭を出していないよと言うんだったら、そういうことでいいと思うんだけど、両方の町でやっているわけですよ。だから関係ないよということはないと思うんです。だから、ぜひ公表というのか説明をできる形をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。
- 健康づくり課長（生田仁美君） 構成市町として、関係がないというふうに思っているわけではございませんが、町単独で説明するものではないというふうに考えております。
- 1 番（増田剛士君） 了解。
- 議長（八木 栄君） 増田議員、組合のほうへ吉田町からも議員が行っているもので、その組合のほうの議会でちゃんと説明していただいて、またこちらで組合議員からきちんとお話をしてもらおうということでもいいと思いますので、もしあれならまたそのように組合議会の議員のほうにお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- ほかに質疑はございますか。
- 4 番、平野 積君。
- 4 番（平野 積君） 説明書の3 ページ、地域元気臨時交付金についてですが、今回4 億円ちょっとを基金に入れるということで、トータルで7 億1,000 万になるというお話なんですが、吉田町への交付限度額が15 億8,000 万ぐらいあったんですかね。それで残りが8 億7,000 万ぐらいあるんですが、今回の補正にそれが計上されていないというのは何か理由があるんでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。
- 企画課長（塚本昭二君） 今回、元気臨時交付金として計上させていただきましたものは、前回は含めて9 月補正でも一部計上させていただきました。それぞれ計上いたしましたのは、既に歳出規模が決まっているというものについて計上させていただきました。今後、事業を執行する中で予算が変わってくるというようなものもございますし、それで、この元気臨時交付金につきましては、限度額いっぱいをフルに活用できるような管理をしていきたいというふうに思っておりますので、今年度の事業の推移を見ながら3 月の補正の機会に財源の振替等々を行いまして、今回措置した基金への積立額についても、さらに精査をして26 年度に

使える額を確定していくというつもりでおりますので、今回はまずは基金に積み立てる実施計画ができ上がったという、その時点での積立額までを計上させていただいたということでございますので、入につきましてそれに合わせた措置をしているというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、国との関係で、どういうふうにお金が降りて来るのかというのがよくわかっていないんですが、計画は全部知らせているわけですね。その中で今回これだけ必要であるという申請をすれば、その額が国から交付されるということによろしいんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） この地域の元気臨時交付金につきましては、24年度の国の予算で動いているものでございまして、交付時期がいつになるかということで、ずっと探ってきたわけですが、ようやく12月3日に正式な交付請求まで出すことができたということで、実際の交付決定、12月5日に国が行っておりまして、今12月末までには現金が入るのではないかというふうに見通しております。実際の現金の授受というのは、そうした時期に行われるわけですが、予算への計上につきましては、その現金が入ったタイミングで予算措置をするかどうかというのは、予算の管理的な技術からいって何度も動かさなければいけないということになりますので、3月までしっかりとした事業費の推移を見ながら収入のほうは計上させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の元気の関連で、企画課長のほうから資金需要の関係の現金のアカウントに出てきたところで、6ページの財政調整基金繰入金が8,000万あるわけですが、今回、一借を2回にわたりまして増額して資金運用されていると思うんですけども、この金額を当てて、なおかつ交付決定を12月5日に受けて、実際に入ってくるような格好で、一時借入の関係はどうなっているかと、それについて説明をいただきたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 会計課長、松浦伸子君。

○会計管理者兼会計課長（松浦伸子君） 一時借入金の現在の状況でよろしいでしょうか。11月月末現在で申し上げますと、一時借入金の額が6億5,000万円でございます。6億5,000万円が現在、11月末で借りているものでございまして、今後の予定といたしましては、12月20日前後から1月の当初にかけまして当座貸し越しでもう一度一時借入をしなければいけない状況になると考えております。

ただいま企画課長のほうからお話がございました元気交付金が12月末に入るということでございますれば、当初考えておりました2月に向けて、もう一度一時借入金を大きくやらなければいけないと考えておりましたが、それはその交付金の歳入状況によって考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

資料の11ページなんですけれども、5目の母子保健衛生費ということで、子供の医療費が追加1,259万ほどあって、説明では小・中学生の医療費が増大したということで聞いておるわけですが、小・中学生の医療費が増大した理由というのは何かあるんですか。何かはやり病が急にわあっとあって増えたとか、あとは人数が急に増えたとかいろいろ要因があるかと思うんですが、何か増えた理由というのがありましたら教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 当初よりも、非常に補正をしなければならぬほどに子供医療費が伸びてしまったものについてなんです、予算の中では子供医療費が乳幼児の入院と通院、それから小・中学生の入院と通院、4つに大きく分けると分類ができるようになっているんですけれども、小・中学生の通院以外も当初に見込んだところでは予算のないぐらいで、結構伸びているなという感覚はございますので、全体的に伸びがいいほうかなみたいな感じでスタートを年度当初からしているわけなんですけれども、今回特に補正をしなければならぬほど通院医療費が伸びてしまったということで、その小・中学生に限定した、今の話のはやり病ですか、流行性の疾患があったかということ、そういうことではございませんので、それでしたら小・中学生だけじゃなくて乳幼児も入院も増えていくということで、今回の場合には、明らかに昨年の10月から現物給付化いたしました関係で、件数としては明らか

かに入院よりも通院のほうが小・中学生は多いものですので、医療費は使っていたけれども申請をしていなかった方々が現物給付によって利用しやすい制度になったということで、今まで見えなかった部分が見えてきたというふうに思います。

これは、当初に実は想像をある程度していたんですけれども、その想定を上回ってしまったということで、私たちの見込みが甘かったということなんですけれども、利用すべき方はこれで全員利用できる制度になったというふうな形になります。そのようなことの理由だというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

理由はわかりました。そうすると現物支給で非常に使いやすくなったということで、逆に非常に軽微な症状でも病院に行っちゃうとか医者にかかってというようなことが起きて、どんどんこの費用ばかりばあっと増えてしまうというようなことが考えられなくもないと思うんですが、その辺の指導というものはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 非常に利用しやすくなったということで、簡単に医療機関にかかってしまうということなんです、ここのすみ分けが非常に難しく、関係者や関係市町で集まったときには、よく話になるんですけれども、子供さんが受診をされる場合というのが、受診したらいいかということの判断が、親御さんが非常に難しいわけです。はるか昔に比べると、最近は相談をするところも人も周りに少なくなってきて、子育て自体が非常に難しくなっている中で、受診をしたほうがいいのかどうかということも難しくなっている。

実は、県のほうで非常にいい制度で＃8000という制度があるんですけれども、365日休みなく夜間の間電話で小児科の先生とかベテランの看護師さんが受診するような症状かどうかというのを、問い合わせに答えてくれるというものなんですけれども、実態を聞いてみますと、電話で相談をされて聞いた専門家が、受診をしないかどうかの判断がやはり難しいそうです。実際は、念のために病院に行った方がいいと、要するにこれが適正か不適切かというところ非常に難しいところなんですけれども、そうやって安心して子育ての仕方を、こういうときにはこうやってすれば、自宅で対処できるんだということを教わって帰るのかもしれないけれども、その一つ一つの積み重ねになっていくのかなというふうに思っておりますが、町といたしましても子育てや健診やいろんな相談やいろんな事業の中で、こんなときにはこういうふうな対応をとというようなことは、お話をしたりしているんですけれども、それでも

なかなか不安なことはたくさんあるということで、これをなかなか一般的に適正かというのは、同じ疾患で何カ所の病院にかかるとか、同じ病名の薬をいろんなところからもらうだとか、そういったものが代理受診とか重複受診で適正のチェックの対象になるんですけども、こういった子供さんの不安というものについてが不適切かという、ちょっと違うのかなというふうな認識で私たちは思っているんですけども、できるだけ不安のないような育児ができるようにサポートはしていきたいと思います。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第94号議案 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから第94号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第95号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

これから第95号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第96号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

これから第96号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した
議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第12、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成25年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局から提出いたしました議案につきまして、熱心に議論いただきまして、また議決していただきまして、本当にありがとうございました。

ことし、この第4回の定例会で、ことし行われた4回の定例会が終わりますので、1年を振り返って皆様にお話し申し上げたいと思っております。

この町の経営というものは、議員の13名の方、それと私が14名でもってこの町というものは動かしていくわけでございます。皆さんは、13名でもって議決権を、私は1人でもって執行権をそれぞれ持って動いていくと、この言葉をかえて2頭立ての馬車というのも、そういうことを思いますけれども、基本的にはそういう中において、議会の皆様が議会基本条例の中で最良の決定ということで、最終的には議会の皆様がこの町の意味というものは決めるわけでございますけれども、そこにおいては基本的に最良というものを、私もまた皆様も最終的には出していくというのが町政運営の機軸でございます。それについては、皆様、重々承知だと思いますけれども。

さて、一昨年の中日本大震災が起こってから、要は県がこれまで出しておりました第3次被害想定では、津波の高さは2.4メートルから4メートルというわけでもって、現在、吉田町の海岸であるとか、それから大井川の堤防であるとか、そういうところに施されたハードな対策でもって、それについては持ちこたえますよというわけで、安全が担保されて、住民の皆様は安心して暮らし、企業の皆様は安心して生産活動の継続をされてきたわけでございますけれども、うちの町がつくった津波のハザードマップもそうでございますし、国が出した南海トラフの巨大地震もそうでございますけれども、いわば9メートル近いものが押し寄せますよというふうなことで、基本的に吉田町に担保されていた安全というものは、どこかへ消えてしまったと。現在、町民の皆さんも安心して暮らしているわけではなくて、不安を持ってお暮しになっていると。それから企業の皆様は不安を持って生産活動をしている。新規投資については当然手控えていると、そういうような状況でございます。

それで、私と議員13名で、この町を運営しているわけでございますので、私は常々、この町の最大の問題というものは、いかにして新しい安全というものを提供して、町民の皆様、また企業の皆様に提供するか、それが肝心かなめのこの町の喫緊の課題であると常々申し上げてまいりました。

町は、本当に総力を挙げてやっておりますし、はっきり申し上げて職員の事務能力もかなり負荷がかかっておりますし、本当に苦勞をかけていると私は思っておりますけれども、議会の皆さんもどうであるかなと思って考えておりましたが、胸から出すのは、普通は辞表ですけれども、これは辞表ではございません。これは年頭の「広報よしだ」に年頭の筆、私も議長も並びツートップで書くんですけれども、その中に、後ろに座っている議長がこんなこ

とを年頭の中に書いておりました。本年も昨年に引き続き、いつ起こるかわからない大震災に備え、町民の皆様が安全で安心して暮らせる町づくりに向けて、町当局とともに全力で取り組んでまいりますと。

議長というものは、議会を代表する人でございますので、議長の言葉というものは基本的には議会の総意であると、こんなふうに思っております。したがって、議会の皆様も津波防災まちづくりには全力でもって当たっているものと思って年明けからずっと期待を持ってまいりました。

しかしながら、3月議会でもお話し申し上げましたけれども、叱咤激励という言葉は自分にはなっているんですけども、議会の場合は叱咤だけで激励はございませんと、そのように申し上げました。議会の皆様が津波防災まちづくりにどのような考えをお持ちなのかわからないと、意思を示したことがありませんのでわかりませんと、そのように申し上げてまいりました。

例えば、一つの例で申し上げますと、平野議員のことを引き合いに出して申しわけないですけれども、例の6期分の津波避難タワーの建設で、実は3期分で使ってしまったものですから、議員が定例会の席で、あとどうするんですかと言われたんですけども、それはそれで議員はもちろんでございますけれども、いわばそれは詰問でございますよね。はっきり申し上げて、その後に、頑張ってくれという言葉があればうれしいんですけども、要はどうするんだという詰問でございますので、ああ、ちょっと残念だったなと、頑張ってくれよと、一生懸命に言って国からお金を持ってきてくれよというふうな言葉があれば、非常にうれしかったんですけども、それはありませんでした。

それから、当然命を守る対策が視野に入って、もうほぼ基本的に終わりますけれども、その次は、住民の皆様の財産を守る対策であるとか、企業の皆様が安心して生産活動をしていただける、そのためには外周防御、すなわち大井川の堤防であるとか、直轄海岸の防潮堤のかさ上げであるとか、それから漁港区域の津波堤の強化であるとか、それからさらに坂口谷川の水門設置であるとか、湯日川の水門もそうでございますし、また大幡川の水門もそうでございますけれども、そういうものの強化というものがいわば喫緊の課題になってまいります。

東日本大震災以降、この町の地殻変動というものは、目に見える地殻変動と目に見えない地殻変動があります。皆様御承知だと思いますが、これは住民基本台帳人口でございますけれども、この町が3万人という大台を超えたのが平成19年11月末日でございました。3万5

人でございました。1階ロビーに垂れ幕を掲げて、その大台を超えたことを祝ったことを今でも覚えております。

その住民基本台帳はずっと増え続けてまいりまして、東日本大震災が起こった23年8月に3万605名、まさに物すごい数字を示したわけでございます。なぜ物すごい数字かといいますと、皆さんは平成22年に行われた国勢調査の結果というものを当然御存知だと思いますけれども、平成22年の国勢調査のこの町の人口等々は御存知ですか。恐らく知らないでしょう。2万9,815名でございます。それで、平成22年に行われた国勢調査の数字をもとにして、地域別将来推計人口というものが出ます。それによりますと、平成22年の5年ですから平成27年は3万348、32年が3万458の数字です。

国勢調査の人口と住民基本台帳の人口というものは、ちょっと違いますけれども、その数字、平成23年8月は3万605名でございますので、物すごいスピードでこの町というものが人口をふやしておったわけです。まさに、この町が豊かで勢いがあると、それをいわば人口というものが裏づけたわけです。

しかしながら、悲しいことでございますけれども、この町も平成23年に3万605を記録してからずっと平成24年12月ごろまで、だいたい横ばいでまいったんですけれども、それを境にずっと下がってまいりました。11月末現在、3万92名でございます。

両脇の焼津市と牧之原市の人口減とはちょっと違って、なぜうちの町が平成25年度に入ってから、ぐっと下降してきたのか、ちょっとわからないですけれども、隣の両方のまちは、もう東日本大震災が起きてから人口流出が物すごい勢いで進んでいるんですけれども、うちの町のあれはよくわからないですけれども、具体的に吉田町も当然のことながら沿岸市町に立地しておりますので、焼津とか牧之原と全く違ったものではないと、やはりそれなりに構造的な要因として影響しているものと思っております。

それと同時に、もう一つ目に見える地殻変動がございます。これは町内における人口移動が進んでいます。いわば北区が人口が伸び続けて、片岡、住吉、川尻、これは基本的に人口が減っています。恐らく浸水地域に住むというのは、人というのは非常に不安でございますので、上のほうに動いていると。自彊小学校は、今まではずっと1学年2クラスでございましたけれども、これが3クラスになってまいります。これが6年も続くと、校舎の増築なんという、また想定外のことが起きてしまうわけで、財政的にも大変な問題になるんだなと思っております。これがいわば人口の流出と町内移動という2つの事象がパラレルでうちの町では起きています。

もう一つの問題は、いわば目に見えない地殻変動というものがあります。これは当然のことながら、先ほど申し上げた人口のいわば流出と人口の移動というものは、要はマグマが地表に出てきたものでございます。もう一つのは、マグマが表に出ないものでございます。まだマグマが地中でうごめいていると。これは企業です。企業の流出がいつ起きるのか、これがこの町の最大の問題でございまして、一旦企業が逃げ出すと、基本的には企業は戻ってきません。

これは、平成23年に東日本大震災終わった直後、6月に命を守る対策というものと、それから今申し上げた財産であるとか、生産活動を守る対策というものを企業の皆様に対して、1冊ずつ、全部回りまして御説明申し上げました。その時点では、当然国のほうにはそのようなものについて吉田町の独自の対策として、国のほうには全部説明が終わった後でございましたけれども、今、企業の皆様が、地中でうごめいているマグマが表に出ない理由は、これは私の推測でございすけれども、要は町というものが命を守る対策というものは4年間で当初考えておりましたよね。これが2年で終わりました。はっきりもう終わるわけです。企業の皆様も、そんなに時間がかかることは、御説明申し上げておりましたけれども、スピードが物すごく速くて、私が申し上げたこと以上のことを具体的にやっていると、そういうふうなところで企業というのはじっと見ております。

次は、いわば先ほど申し上げた外周防御、これがいつ、どのような形で目に見えるかと、これが最大の問題でございまして、単純な話、今年2月に国で成立しましたいわば大型補正予算で国からお金をいただきましたけれども、その時点でもって基本的には、私の頭の中からは津波避難タワーの建設、命を守る対策については、もはやなかったものでございます。お金さえあれば基本的なものはできますので。基本的にですよ。基本的にはその対策については外に出ました。その時点で、いわば次の対策、今言った外周防御、財産であるとか、企業生産活動を継続するのを守る対策、これに重点を移してずっとやってまいりました。

皆様にお話ししたことがございますけれども、防潮堤の問題等がございすので、もし議会の皆様が被災地を訪れて、ためになった防潮堤であるとか、それから唯一成功した岩手県普代村の防潮堤であるとか、そういうものについて、もし見に行かれる、視察されるというお気持ちがあるならば、予算をつけることもやぶさかではございませんよと申し上げたところ、何で行かなきゃならないんだと、それでもって、予算は終わりました。いわば先ほどお話し申し上げましたけれども、町というものが、要は私というものが、そこに全力を傾注するというふうなお話をしましたので、できればそういうものを見ていただいて、いわば2頭

立ての馬車として、場合によっては御理解、御支援を賜りたいと思って言ったんですけれども、なぜ行かなきゃならないんだということで、全て終わってしまいました。

したがって、3月に申し上げた叱咤激励の激励なき叱咤、それからいわばそのような予算をつけるのもやぶさかでございますよと言ったんですけれども、いわば事実上、議内での拒否。そうしますと、議長がいわば議会の総意として、津波防災まちづくり、町当局と全力でもって取り組むと言ったんですけれども、実質何もなくて、本当に私は、今この場で1年を総括しながら泣いております。

この町は、冒頭で申し上げましたように13人の議員の皆様が持つ議決権と、私1人が持つ執行権で、要はこの町の最上の町づくりというものをしていくというのが基本的な町政運営の機軸でございます。町の最大の課題である津波防災まちづくりに対して、議会というものはいまだ何ら意思表示をされたこともありませんし、具体的な動きをされたこともありません。全力というものは、こういうことだったのかと、今ようやく思いました。

来年は、まさにこれまで以上に物すごい勢いで国へ働きかけをしなければなりません。今月も2回ほど、また出張しなければなりませんけれども、そういう形で全力を注いで、この町のいわば外周防御に全力を上げるつもりです。いわば来年がどのような年になるかわかりませんが、議会の皆様は、ぜひとも、足は引っ張ってはいいただきたくございませぬので、できれば御理解ぐらいでもしていただければありがたいと思っております。

議会の皆様とはきょうお別れするのでございますけれども、本当にお名残惜しゅうございます。あと2か月ちょっとで、もう一度会うわけでございますけれども、それまでに私は東京であるとか、名古屋であるとか、大阪にこれから物すごい頻度でもって出張しなければなりませんけれども、ぜひとも御理解だけはしていただきたいと、こんなふうに思っております。

議会の皆様とこの津波防災まちづくりが完成しない限り、この町の明日というものはないという、その危機意識だけは、ぜひとも共有したいと思っておりますので、その点御理解賜りたいと思っております。

これから寒くなります。来年また皆様に会うまで名残惜しゅうございますけれども、ぜひともお体に気をつけられて、よき年をお迎えするように祈念申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 本日ここに、平成25年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月2日以来16日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ激寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事、年越しをされ、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の御挨拶いたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成25年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11時08分